

保存版

津奈木町地域防災計画



「達仏」

作：西野 達

令和5年6月
津奈木町防災会議

津奈木町地域防災計画

目 次

第1章 総 則

第1節 目 的	3
第2節 防災関係機関の事務又は業務の大綱	3
第3節 地勢と災害記録	5

第2章 災害予防計画

第1節 指定避難所・指定緊急避難場所及び災害危険区等	7
第2節 災害危険箇所の調査	9
第3節 防災組織の整備	17
第4節 防災施設の新設又は改良	19
第5節 災害種別ごとの災害予防	20
第6節 地域防災力強化計画	21
第7節 防災教育および訓練計画	23
第8節 防災関係機関等における業務継続計画	24
第9節 受援計画	24

第3章 災害応急対策計画

第1節 災害対策本部	25
第2節 動員計画	29
第3節 災害予警報伝達計画	32
第4節 通信施設利用計画	39
第5節 情報収集及び被害報告取扱計画	40
第6節 広報計画	49
第7節 応急措置計画	49
第8節 自衛隊派遣要請計画	50
第9節 避難計画	51
第10節 救出計画	53
第11節 土砂災害警戒避難体制整備計画	54
第12節 避難行動要支援者の安全確保計画	55
第13節 死体捜索及び収容埋葬計画	57
第14節 公安警備計画	58
第15節 食糧供給計画	58
第16節 衣料・生活必需品等物資供給計画	60
第17節 応急仮設住宅及び住宅応急修理計画	61
第18節 給水計画	63

第 19 節	医療助産計画	64
第 20 節	防疫計画	65
第 21 節	清掃計画	65
第 22 節	交通対策計画	66
第 23 節	輸送計画	67
第 24 節	障害物除去計画	69
第 25 節	労働供給計画	70
第 26 節	文教対策計画	70
第 27 節	地震・津波災害対策計画	71
第 28 節	海上災害対策計画	75
第 29 節	原子力災害対策計画	78
第 4 章	災害復旧計画	
第 1 節	公共土木施設災害復旧計画	80
第 2 節	農林水産施設災害復旧計画	80
第 3 節	その他の災害復旧計画	81
第 4 節	金融対策計画	81
第 5 節	心的外傷後ストレス障害対策計画	83
参考資料		85
様式第 1 号	災害情報	86
様式第 2 号	被害状況報告	87
様式第 3 号	部門別被害報告	88
様式第 4 号	住民避難等報告書	89
様式第 5 号	災害年報	90
資料第 1 号	災害弔慰金の支給等に関する条例	91
資料第 2 号	災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則	95
資料第 3 号	土砂災害警戒区域区域内 要配慮者利用施設一覧	99
資料第 4 号	津奈木川洪水浸水想定区域区域内 要配慮者利用施設一覧	99

第1章 総 則

第1節 目 的

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号以下「基本法」という。）第 42 条の規定に基づき津奈木町（以下「本町」という。）において防災に関し、各防災関係機関を通じて必要な体制を確立するとともに、防災行政を総合的かつ計画的に推進することにより、本町の保全・町民の生命・身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

1. 町の地域に係る防災に関し、町及び公共団体、その他防災上重要な施設の管理者が処理すべき事務又は業務の大綱
2. 防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練等、災害の発生を未然の防止する災害予防に関する計画
3. 災害が発生し又は発生する恐れがある場合に、防災又は応急的救助等、民生安定のための災害応急対策に関する計画
4. 災害復旧に関する計画
5. 町の地域防災計画において定めなければならない事項

第2節 防災関係機関の事務又は業務の大綱

防災に関係のある各団体等の処理すべき事務又は業務は次のとおりである。

団体名		事務又は業務
津奈木町		1 町防災会議に関する事務
		2 防災に関する施設の新設、改良及び復旧対策
		3 災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査
		4 水防その他の応急措置
		5 被災者に対する救助及び救護措置
		6 災害時における保健衛生、文教、交通等の対策
		7 その他町の所掌事務についての防災対策
		8 公共的団体及び住民防災組織の育成指導
公 共 的 団 体	あしきた農業協同組合	1 農業関係の被害調査又は協力
		2 農作物等の災害応急対策についての指導
		3 被災農家に対する融資、又はその斡旋、並びに種苗、飼料、肥料等の確認
	津奈木漁業協同組合	1 漁業関係の被害調査又は協力
		2 漁船、漁具、定置漁業施設等の災害応急対策についての指導
	水俣芦北森林組合	1 林業関係及び林道等の被害調査又は協力
		2 林産物等の災害応急対策についての指導
		3 被災林家に対する融資又はその斡旋並びに苗木等の確保又は斡旋
		4 災害時における木材、木炭等復旧及び生活資材の確保又は斡旋

団体名		事務又は業務
公 共 的 団 体	津奈木町商工会	1 商工業関係の被害調査、融資希望者のとりまとめ及び斡旋等についての協力
		2 災害時における物価安定についての協力、徹底
		3 救助用物資、復旧資材の確保についての協力、斡旋
	津奈木町社会福祉協議会	1 災害ボランティア活動
		2 その他災害応急対策の協力
	津奈木町区長会	1 地域住民への情報伝達及び防災機関への情報提供
防 災 上 重 要 な 施 設 管 理 者	病院等経営者	1 避難施設の整備及び避難訓練並びに被災時における収容者保護
		2 災害時における負傷者等の医療、助産救助
	社会福祉施設経営者	1 避難施設の整備と避難等の訓練
		2 被災時における収容者保護
	金融機関	1 被災事業者に対する資金融資及びその他の緊急措置
	危険物取扱機関	1 危険物取扱上の防災管理
		2 災害時におけるプロパンガス、油類の供給

本町の防災関係の各機関は次のとおりである。

県 関 係 機 関	熊本県県南広域本部 芦北地域振興局	県災害対策本部業務中、地方災害対策本部としての総ての事務又は業務
	熊本県芦北教育事務所	
	熊本県水俣警察署	
	熊本県水俣保健所	
	水俣公共職業安定所	災害時における労務供給対策
指 定 行 政 機 関	九州農政局 消費・安全部地域第三課	主要食糧の需給対策
	熊本南部森林管理署	1 国有林野等の森林治水事業及び防災管理
	津奈木郵便局	1 災害時における郵便業務の確保
		2 災害時における為替貯金、簡易保険等の非常取扱並びに災害つなぎ資金の融通
	八代海上保安署	海上における治安警備及び救難対策

機関名		事務又は業務
消 防 機 関	水俣芦北広域行政 事務組合消防本部	1 火災の予防、警戒及び防御
		2 災害の調査
		3 救急救助対策
		4 消防本部（署）の分掌事務に係る災害応急対策
指 定 地 方 公 共 機 関	肥薩おれんじ鉄道	1 鉄道施設の防災対策
		2 災害時における救助物資及び人員の緊急輸送
	日本赤十字社現地医療班	1 災害時における医療、助産及び死体処理の実施
	N T T 西日本熊本支店	1 電話中継線の保全対策
		2 災害非常通話の調整及び気象警報の伝達
	九州電力(株) 八代営業所	1 電力施設の保全、保安対策
		2 災害時における電力供給確保
	熊本日日新聞社水俣芦北総局	1 気象予警、災害情報等の災害広報対策
陸上自衛隊第8師団 （西部方面特科連隊第1大隊）		災害時における人命救助、消防、水防、救援物資の輸送、通路の 応急啓開、応急の医療防疫、給水入浴の支援及び通信支援
緊急消防援助隊		災害時における人命救助、消防、水防、救援物資の輸送、通路の 応急啓開、応急の医療防疫、給水入浴の支援及び通信支援

第3節 地勢と災害記録

1. 本町の地勢

本町は、熊本県の最南端に近く、東経 130 度 27 分、北緯 32 度 14 分熊本県原標より 100 km の地点で、東北は津奈木太郎を境に芦北町に接し、南は水俣市、西は不知火海、東南北の三方は標高 250m～520 m の山に囲まれ、東西 6 km 南北 12 km および総面積 34.08 km²である。

地域の中央を津奈木川が流れ津奈木湾に注いでいる。耕地は津奈木川を中心にした水田地帯と不知火海に面した畑作地帯に大別され、果樹園等が造成され、耕地 289ha、山林 2,174ha となっている。

2. 災害記録

本町における災害状況は、次のとおりである。

津奈木町の被災状況

発生年月日	原因	種別	被害 区域	被 害 状 況
昭和28年6月26日	豪雨	水害	全町	家屋全壊4戸、半壊25戸、床上浸水120戸 床下浸水350戸、農林水産業被害20,890千円
昭和38年8月	豪雨	水害	全町	家屋全半壊7戸、床上浸水37戸、床下浸水73戸 その他、農林水産業被害4,257千円
昭和40年8月6日	台風	風害	全町	家屋全半壊48戸、床上浸水12戸、床下浸水42戸 その他、農林水産業・公共土木被害205,600千円
昭和46年7月22日	豪雨	風水害	全町	家屋全半壊7戸、床上浸水52戸、床下浸水332戸 その他、農林水産業被害甚大、被害総額164,090千円
昭和47年7月8日	豪雨	水害	全町	家屋一部損壊1戸、床下浸水11戸 農林水産業被害・公共土木被害1,908千円
昭和50年6月17日 ～25日	豪雨	水害	全町	家屋一部損壊1戸 農林水産業被害・公共土木その他被害46,432千円
昭和51年9月14日	台風	風水害	全町	家屋一部損壊1戸 農林水産業被害、その他86,205千円
昭和52年6月27日	豪雨	水害	全町	家屋一部損壊3戸、床上浸水1戸、床下浸水8戸、その他 農林水産業被害・公共土木被害188,849千円
昭和54年6月28日 ～30日	豪雨	水害	全町	家屋一部損壊2戸、床下浸水20戸 農林水産業被害・公共土木被害その他47,189千円
昭和59年6月29日 ～30日	豪雨	水害	全町	家屋一部損壊2戸、床下浸水4戸 農林水産業被害・公共土木被害その他86,240千円
昭和60年8月31日	台風	風水害	全町	家屋一部損壊70戸 農林水産業被害・公共土木被害180,000千円
昭和62年8月25日 ～26日	豪雨	水害	福浜	家屋一部損壊2戸、床下浸水4戸 農林水産業被害・公共土木被害178,000円
昭和63年9月17日 ～18日	豪雨	水害	全町	家屋一部損壊2戸、床下浸水4戸 農林水産業被害・公共土木被害82,840千円
平成1年7・8月	豪雨	水害	全町	農林水産業被害・公共土木被害55,238千円
平成3年9月27日	台風19号	風害	全町	家屋一部損壊7戸、その他2,500千円 農林水産業被害・公共土木被害20,000千円
平成5年6月29日 ～7月11日	豪雨 台風13号	風水害	全町	家屋一部損壊2戸、床上浸水2戸、床下浸水15戸 農林水産業被害・公共土木被害その他1,586,000千円
平成7年7月3日 ～4日	豪雨	水害	全町	農林水産業被害・公共土木被害65,512千円
平成8年8月14日	台風12号	風害	全町	農林水産業被害・公共土木被害24,087千円
平成9年7月6日 ～13日	豪雨	水害	全町	農林水産業被害・公共土木被害207,216千円
平成11年9月24日	台風18号	風水害 (激甚)	全町	家屋全壊2戸、半壊30戸、一部損壊1,080戸、床下浸水5戸 建物被害367,800千円、農林水産業被害923,065千円
平成12年6月24日	豪雨	水害	全町	家屋一部損壊1戸、公共建物被害7,637千円 その他土砂災害
平成12年8月18日	豪雨	風水害	全町	床上浸水1戸、床下浸水11戸、土砂崩れ35箇所 農林水産業被害・公共土木被害237,679千円
平成15年7月20日	豪雨	水害	全町	床上浸水5戸、床下浸水13戸、一部損壊1戸 農林水産業被害・公共土木被害330,783千円
平成16年9月6日 ～7日	台風18号	風水害	全町	農林水産業被害78,986千円
平成16年9月29日	台風21号	風水害	全町	床下浸水2戸 農林水産業被害・公共土木被害20,493千円
平成18年7月21日	豪雨	水害	全町	床上浸水4戸、床下浸水16戸 農林水産業被害・公共土木被害782,820千円
令和2年7月4日	豪雨	水害 (激甚)	全町	人的被害死者3名、家屋全壊4戸・大規模半壊2戸・半壊10戸 準半壊12戸・一部損壊77戸 農林水産業被害2,630,510千円、建物被害1,159,750千円 公共土木被害7,182,000千円

第2章 災害予防計画

第1節 指定避難所・指定緊急避難場所及び災害危険区域等

指定緊急避難場所及び指定避難所一覧表

市 町 村 名	避難対象 地区名	予想される 危険	指定緊急避難場所						指定避難所	
			第1避難場所		第2避難場所		津波・高潮時			
			場 所 名	収容 人員	場 所 名	収容 人員	場 所 名	収容 人員	場 所 名	収容 人員
津 奈 木 町	竹中	崖崩れ、土石 流	つなぎ 文化センター	500	津奈木小学校	300			つなぎ 文化センター	500
	浜崎	崖崩れ、家屋 の浸水	つなぎ 文化センター	500	津奈木小学校	300			つなぎ 文化センター	500
	桜戸	崖崩れ、家屋 の浸水	つなぎ 文化センター	500	津奈木小学校	300	つなぎ 文化センター	500	つなぎ 文化センター	500
	中尾	崖崩れ、土石 流	つなぎ 文化センター	500	津奈木中学校	300			つなぎ 文化センター	500
	古中尾	崖崩れ、土石 流	つなぎ 文化センター	500	津奈木中学校	300			つなぎ 文化センター	500
	倉谷	崖崩れ、土石 流	つなぎ 文化センター	500	津奈木中学校	300			つなぎ 文化センター	500
	内野	崖崩れ、土石 流	つなぎ 文化センター	500	津奈木中学校	300			つなぎ 文化センター	500
	上下門	崖崩れ、土石 流	つなぎ 文化センター	500	津奈木中学校	300			つなぎ 文化センター	500
	染竹	崖崩れ、土石 流	つなぎ 文化センター	500	津奈木小学校	300			つなぎ 文化センター	500
	町中	崖崩れ、家屋 の浸水	津奈木中学校	300	農業就業 改善センター	300			つなぎ 文化センター	500
	川内	崖崩れ、土石 流	津奈木中学校	300	つなぎ 文化センター	500			つなぎ 文化センター	500
	新川	高潮、津波、崖崩 れ、土石流	農業就業 改善センター	300	津奈木中学校	300	津奈木中学校	300	農業就業 改善センター	300
	古川	高潮、津波、崖崩 れ、土石流	農業就業 改善センター	300	津奈木中学校	300	津奈木中学校	300	農業就業 改善センター	300
	大泊	高潮、津波、崖崩 れ、土石流	農業就業 改善センター	300	津奈木中学校	300	津奈木中学校	300	農業就業 改善センター	300
	小津奈木	崖崩れ、土石 流	B＆G体育館	300	農業就業 改善センター	300	農業就業 改善センター	300	農業就業 改善センター	300
	丸岡	水防波堤	つなぎ 文化センター	500	津奈木小学校	300			農業就業 改善センター	300
	日当	高潮、津波、崖崩 れ、土石流	赤崎漁村 センター	200	旧赤崎小学校	300	日当高台 (町道辻線)	300	農業就業 改善センター	300
	日添	高潮、津波、崖崩 れ、土石流	赤崎漁村 センター	200	旧赤崎小学校	300	日添高台 (広域農道)	300	農業就業 改善センター	300
	辻	崖崩れ	赤崎漁村 センター	200	平国コミュニティ センター※	200			農業就業 改善センター	300
	平国上	崖崩れ	平国コミュニティ センター	200	旧平国小学校	300			農業就業 改善センター	300
平国下	高潮、津波、崖崩 れ、土石流	平国コミュニティ センター	200	旧平国小学校	300	旧平国小学校	300	農業就業 改善センター	300	
福浦	高潮、津波、崖崩 れ、土石流	福浦公民館	80	平国コミュニティ センター	200	福浦高台 (県道)	300	農業就業 改善センター	300	

※ 災害の種類によっては対象外となる避難施設があります。避難所を指定する際は有線放送などでお知らせしますので、避難場所の確認をお願いします。

※ 新型コロナウイルス感染症対策のため、収容人数は上記数値よりも減少します。

避難道路一覧表

(町道名)

番号	路線 番号	路線名	番号	路線 番号	路線名	番号	路線 番号	路線名	番号	路線 番号	路線名
1	1	津奈木村線	51	54	上門線	101	108	長原線	151	161	福浦堤防支線
2	2	倉谷線	52	55	合串線	102	109	男島線	152	162	八迫引川内線
3	3	日野線	53	56	桜戸線	103	110	針頭線	153	163	川内線
4	4	古中尾線	54	57	鎧ヶ崎線	104	111	赤崎線	154	164	男島南線
5	5	芋川線	55	58	日添赤尾島線	105	112	大坪支線	155	165	千代塚線
6	6	野首線	56	59	宇戸永田線	106	113	中塩屋線	156	166	重段線
7	7	竹中線	57	60	宇戸大坪線	107	114	城山線	157	167	赤崎団地線
8	8	野平線	58	61	頭石線	108	115	深溝線	158	168	仮泊線
9	9	馬米線	59	62	釣牧線	109	116	金山線	159	169	塩迫線
10	10	塩鶴線	60	63	大坪線	110	117	河原線	160	170	中園線
11	12	駅前線	61	64	浦越線	111	119	大門崎線	161	171	平国赤崎線
12	13	久子線	62	65	日当日添線	112	120	田ノ下線	162	172	上原団地線
13	15	石木田線	63	66	尾上線	113	121	外屋敷線	163	173	浜平団地線
14	16	大迫線	64	67	川南線	114	122	諏訪線	164	174	竹中団地線
15	17	赤崎塩迫線	65	68	川南一号線	115	123	男島団地線	165	175	川内支線
16	18	鶴線	66	69	川南二号線	116	124	辻八迫線	166	176	浜線
17	19	新川中尾線	67	70	平生線	117	126	春木線	167	177	古川団地一号線
18	20	上川内線	68	72	浜平線	118	128	合串平国線	168	178	古川団地二号線
19	21	清水線	69	73	柳迫線	119	129	男島公園線	169	179	丸岡線
20	22	内野線	70	74	丸尾線	120	130	男島一号線	170	180	丸岡支線
21	23	野中線	71	75	仮泊海岸線	121	131	男島二号線	171	181	頭石二号線
22	24	平国川内線	72	77	津々良線	122	132	男島三号線	172	182	古川支線
23	25	福浦海岸線	73	78	泊線	123	133	荒崎線	173	183	西迫線
24	26	福浦杣丸線	74	79	一本木線	124	134	平生一号線	174	184	男島南支線
25	27	中道線	75	80	塩屋海岸線	125	135	平生二号線	175	185	諏訪支線
26	28	中学校前線	76	81	古川線	126	136	平生三号線	176	186	赤尾島線
27	29	辻線	77	82	天子宮線	127	137	母子線	177	187	駅前団地線
28	30	搦手線	78	84	沖田線	128	138	長迫線	178	188	蔵迫線
29	31	合串福浦線	79	85	硯岩線	129	139	長迫支線	179	189	川南三号支線
30	32	一町田線	80	86	下川内線	130	140	宇戸線	180	190	日当中道線
31	33	干拓堤防線	81	87	神前線	131	141	野首釣牧線	181	191	泊竹迫線
32	34	塩屋線	82	88	湯平線	132	142	岩下線	182	192	塩迫陣尾線
33	35	山野線	83	89	有田線	133	143	茶山線	183	193	日添辻二号線
34	36	大泊臨港線	84	90	神前支線	134	144	間屋上線	184	194	日添臨港線
35	37	高峰線	85	92	新立線	135	145	平国海岸線	185	195	男島団地二号線
36	38	日野田線	86	93	平畑線	136	146	地ノ神前線	186	196	竹中染竹線
37	39	上下門線	87	94	瀬戸線	137	147	頭石支線	187	197	柳北線
38	40	日添辻線	88	95	瀬戸支線	138	148	塩屋支線	188	198	中川内線
39	41	白ヶ浦線	89	96	白ヶ浦支線	139	149	平国下村線	189	199	高峰長原線
40	42	八迫線	90	97	野首支線	140	150	日野田一号線	190	200	さくら団地線
41	43	日野越線	91	98	笹迫線	141	151	日野田二号線	191	201	中道支線
42	44	永田線	92	99	三峰線	142	152	日野田三号線	192	202	為朝線
43	45	日当線	93	100	上原線	143	153	芋川支線	193	203	赤松下線
44	46	浜崎線	94	101	松ノ本線	144	154	馬米支線	194	204	諏訪2号線
45	48	稗小場線	95	102	高野線	145	155	大道線	195	205	諏訪3号線
46	49	平山線	96	103	七本松線	146	156	田中線	196	206	町原線
47	50	倉谷八迫線	97	104	果樹指導所線	147	157	田中支線	197	207	有田一号線
48	51	赤松線	98	105	上塩屋線	148	158	松岡線	198	208	染竹公民館線
49	52	清水一号線	99	106	津小通学路線	149	159	男島北大通線	199	209	下門線
50	53	津奈木太郎線	100	107	犬瀬線	150	160	福浦堤防線	200	210	上門二号線

第2節 災害危険箇所の調査

1. 事前措置の対象となる設備又は物件の事前調査の方法

町長は、災害が発生するおそれがあるときは、災害が発生した場合において、その災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件を平常時において調査把握しておくものとする。

2. その設備、物件の管理者等への除去、保安の指示

町長は前記調査に基づき、災害の拡大防止上必要な限度において、その設備物件の占有者、所有者又は管理者に対し当該設備又は物件の除去、保安その他必要事項を指示するものとする。

3. 前記指示を受けた者は、直ちにその指示に従い措置するものとする。

急傾斜地崩壊危険箇所数

	I 急傾斜	II 急傾斜	III 急傾斜	計
水 俣 市	123	127	26	276
芦 北 町	193	209	16	418
津奈木町	43	66	0	109
計	359	402	42	803

I 急傾斜・・・傾斜度 30 度以上、高さ 5m 以上の斜面であって、想定被害区域に人家 5 戸以上の場合。

(5 戸未満であっても官公署学校、病院及び社会福祉施設等の災害弱者関連施設、駅、旅館等のある場合も含む。)

II 急斜面・・・傾斜度 30 度以上、高さ 5m 以上の斜面であって、想定被害区域に人家 1～4 戸の場合。

III 急斜面・・・傾斜度 30 度以上、高さ 5m 以上の斜面であって、想定被害区域に人家がない場合。

(人家がない場合であっても、都市計画区域内で平地がない等、地形的・社会的に住宅地になる見込みのない区域は対象外とする。)

土石流危険渓流箇所数

	I 渓流	II 渓流	III 渓流	計
水 俣 市	59	50	2	111
芦 北 町	201	103	7	311
津奈木町	53	23	0	76
計	313	176	9	498

I 渓流・・・保全人家 5 戸以上、または、保全人家 5 戸未満であっても官公署、学校、病院、駅、発電所等のある場所に流入する渓流。

II 渓流・・・保全人家が 1 戸以上 5 戸未満の場所に流入する渓流。

III 渓流・・・保全人家戸数 0 戸で住宅等の拡大可能と考えられる区域に流入する渓流。

拡大可能な区域とは、渓流沿いに扇状地または海岸段丘が存在し、且つ車両の通行可能な道路がある区域。

急傾斜地崩壊危険箇所

芦北地域振興局

箇所番号	市町村	区域名	ランク	特記事項	要確認箇所
484 I -1	津奈木町	福浦 (D)	1	変状あり。ただし、崩落した土砂は防護柵内で停止し、保全対象への影響はない。	
484 I -2	津奈木町	福浦 (C)	1	変状なし。	
484 I -3	津奈木町	福浦 (B)	1	変状なし。	
484 I -4	津奈木町	福浦 (A)	1	変状なし。	
484 I -5	津奈木町	福浦H	1	変状なし。	
484 I -6	津奈木町	合串B	1	変状なし。(施工済み)	
484 I -7	津奈木町	合串A	1	変状なし。	
484 I -8	津奈木町	柳迫	1	一部治山工事にて崩落を防いでいる。一部、ビニールシートにて被露している箇所あり。	
484 I -9	津奈木町	平国 (C)	1	変状なし。	
484 I -10	津奈木町	平国	1	変状なし。	
484 I -11	津奈木町	平国下 (A)	1	変状なし。	
484 I -12	津奈木町	平国下C	1	変状なし。	
484 I -13	津奈木町	平国上	1	変状なし。	
484 I -14	津奈木町	赤崎	1	変状なし。	
484 I -15	津奈木町	日当	1	変状なし。	
484 I -16	津奈木町	日添	1	変状なし。	
484 I -17	津奈木町	上下門	1	変状あり。崩落した土砂が斜面下に堆積しているが、崩壊は小規模で保全対象への影響は小さい。	
484 I -18	津奈木町	大泊	1	変状なし。(施工済み)	
484 I -19	津奈木町	大泊A	1	変状あり。斜面が崩壊しているが、崩壊は小規模で保全対象への影響は小さい。	
484 I -20	津奈木町	泊	1	一部治山工事にて崩落を防いでいるが、小規模な崩壊が見られる。	
484 I -21	津奈木町	桜戸	1	変状なし。	
484 I -22	津奈木町	町原	1	変状なし。	
484 I -23	津奈木町	古川	1	変状なし。	
484 I -24	津奈木町	町中A	1	変状なし。	
484 I -25	津奈木町	町中	1	変状なし。	
484 I -26	津奈木町	浜崎	1	変状なし。	
484 I -27	津奈木町	竹中A	1	変状なし。	
484 I -28	津奈木町	竹中B	1	変状なし。	
484 I -29	津奈木町	竹中 (2)	1	変状なし。	
484 I -30	津奈木町	中尾 (1)	1	変状なし。	
484 I -31	津奈木町	川内	1	変状なし。	
484 I -32	津奈木町	中尾B	1	変状なし。	
484 I -33	津奈木町	内野	1	変状なし。	
484 I -34	津奈木町	中尾 (2)	1	変状なし。	
484 I -35	津奈木町	倉谷	1	変状なし。	
484 I -36	津奈木町	小津奈木	1	変状なし。(施工済み)	
484 I -37	津奈木町	石木田	1	変状なし。	
484 I -38	津奈木町	染竹 (1)	1	変状なし。	
484 I -39	津奈木町	染竹 (2)	1	変状なし。	
484 I -40	津奈木町	竹中 (1)	1	変状なし。	
484 I -41	津奈木町	竹中 (2)	1	変状なし。	
484 I -42	津奈木町	古中尾	1	変状なし。	
484 I -43	津奈木町	赤崎B	1	変状なし。	
484 II -1	津奈木町	平国D	2	変状なし。	
484 II -2	津奈木町	平国E	2	変状なし。	
484 II -3	津奈木町	平国F	2	変状なし。	
484 II -4	津奈木町	福浦F	2	変状なし。	
484 II -5	津奈木町	福浦G	2	変状なし。	

箇所番号	市町村	区域名	ランク	特記事項	要確認箇所
484Ⅱ-6	津奈木町	合串C	2	変状なし。	
484Ⅱ-7	津奈木町	合串D	2	変状なし。	
484Ⅱ-8	津奈木町	赤崎C	2	変状なし。	
484Ⅱ-9	津奈木町	平国G	2	変状なし。	
484Ⅱ-10	津奈木町	平国下D	2	変状なし。	
484Ⅱ-11	津奈木町	日当A	2	変状なし。	
484Ⅱ-12	津奈木町	日添A	2	変状なし。	
484Ⅱ-13	津奈木町	赤崎D	2	変状あり。落石が斜面下にみられたが、落石は小規模で保全対象への影響は小さい。	
484Ⅱ-14	津奈木町	上川内A	2	変状なし。	
484Ⅱ-15	津奈木町	上川内H	2	変状なし。	
484Ⅱ-16	津奈木町	上川内G	2	変状なし。	
484Ⅱ-17	津奈木町	上川内B	2	変状なし。	
484Ⅱ-18	津奈木町	高松	2	変状なし。	
484Ⅱ-19	津奈木町	高尾	2	変状あり。ただし、崩壊は小規模で保全対象への影響は小さい。	
484Ⅱ-20	津奈木町	泊	2	変状なし。	
484Ⅱ-21	津奈木町	船泊	2	変状なし。	
484Ⅱ-22	津奈木町	泊C	2	変状なし。	
484Ⅱ-23	津奈木町	古川A	2	変状なし。	
484Ⅱ-24	津奈木町	桜戸A	2	変状なし。	
484Ⅱ-25	津奈木町	浜平	2	変状なし。	
484Ⅱ-26	津奈木町	古川B	2	変状なし。	
484Ⅱ-27	津奈木町	町中B	2	変状あり。ただし、崩壊は小規模で保全対象への影響は小さい。	
484Ⅱ-28	津奈木町	桜戸B	2	変状なし。	
484Ⅱ-29	津奈木町	中尾F	2	変状なし。	
484Ⅱ-30	津奈木町	中尾C	2	変状なし。	
484Ⅱ-31	津奈木町	中尾E	2	変状なし。	
484Ⅱ-32	津奈木町	中尾A	2	変状なし。	
484Ⅱ-33	津奈木町	岩瀬	2	変状なし。	
484Ⅱ-34	津奈木町	上川内C	2	変状なし。	
484Ⅱ-35	津奈木町	上川内D	2	変状なし。	
484Ⅱ-36	津奈木町	上川内E	2	変状なし。	
484Ⅱ-37	津奈木町	上川内F	2	変状なし。	
484Ⅱ-38	津奈木町	上下門2	2	変状なし。	
484Ⅱ-39	津奈木町	上川内1	2	変状なし。	
484Ⅱ-40	津奈木町	町中C	2	変状なし。	
484Ⅱ-41	津奈木町	町中D	2	変状なし。	
484Ⅱ-42	津奈木町	沖田	2	変状なし。	
484Ⅱ-43	津奈木町	内野A	2	変状あり。一部崩落した土砂が斜面下に散乱しているが、崩壊は小規模で保全対象への影響は小さい。	
484Ⅱ-44	津奈木町	上下門C	2	変状なし。	
484Ⅱ-45	津奈木町	古中尾C	2	変状なし。	
484Ⅱ-46	津奈木町	古中尾A	2	変状なし。	
484Ⅱ-47	津奈木町	日野田	2	変状なし。	
484Ⅱ-48	津奈木町	北谷A	2	変状なし。	
484Ⅱ-49	津奈木町	北谷B	2	変状なし。	
484Ⅱ-50	津奈木町	丸岡A	2	変状なし。	
484Ⅱ-51	津奈木町	丸岡C	2	変状なし。	
484Ⅱ-52	津奈木町	丸岡D	2	変状なし。	
484Ⅱ-53	津奈木町	町原A	2	変状なし。	
484Ⅱ-54	津奈木町	久子A	2	変状あり。一部崩落した土砂が斜面下に堆積しているが、崩壊は小規模で保全対象への影響は小さい。	
484Ⅱ-55	津奈木町	久子B	2	変状なし。	

箇所番号	市町村	区域名	ランク	特記事項	要確認箇所
484Ⅱ-56	津奈木町	染竹A	2	変状なし。	
484Ⅱ-57	津奈木町	染竹B	2	変状なし。	
484Ⅱ-58	津奈木町	染竹C	2	変状なし。	
484Ⅱ-59	津奈木町	染竹D	2	変状なし。	
484Ⅱ-60	津奈木町	竹中C	2	変状なし。	
484Ⅱ-61	津奈木町	竹中D	2	変状なし。	
484Ⅱ-62	津奈木町	古中尾B	2	変状あり。崩壊により、保全対象直上の緩斜面に土砂が堆積しており、大雨等の際は注意が必要である。	○
484Ⅱ-63	津奈木町	竹中E	2	変状なし。	
484Ⅱ-64	津奈木町	瀬戸A	2	変状なし。	
484Ⅱ-65	津奈木町	瀬戸B	2	変状なし。	
484Ⅱ-66	津奈木町	丸岡	2	変状なし。	

土石流危険溪流

芦北地域振興局

溪流番号	市町村名	水系名	河川名	溪流名	ランク	点検方法	特記事項	土砂災害 警戒区域等	要確認 箇所
09-4841-001	津奈木町	—	—	福浦川 1	1	目視点検	変状なし。		
09-4841-002	津奈木町	—	—	竹泊川	1	目視点検	変状なし。		
09-4841-003	津奈木町	—	—	福浦川	1	目視点検	変状なし。		
09-4841-004	津奈木町	—	—	小網代川 A	1	目視点検	変状なし。		
09-4841-005	津奈木町	—	—	小網代川 B	1	目視点検	変状なし。		
09-4841-006	津奈木町	—	—	天子宮川	1	目視点検	変状なし。		
09-4841-007	津奈木町	—	—	平国川	1	目視点検	変状なし。		
09-4841-008	津奈木町	—	—	荒崎川	1	目視点検	変状なし。		
09-4841-009	津奈木町	—	—	塩屋川	1	目視点検	変状なし。		
09-4841-010	津奈木町	—	—	日当川	1	目視点検	変状なし。		
09-4841-011	津奈木町	—	—	赤崎川	1	目視点検	変状なし。		
09-4841-012	津奈木町	—	—	日添川	1	目視点検	変状なし。		
09-4841-013	津奈木町	—	—	赤尾島川	1	目視点検	変状なし。		
09-4841-014	津奈木町	—	—	松之本川	1	目視点検	変状なし。		
09-4841-015	津奈木町	—	—	柳迫川	1	目視点検	変状なし。		
09-4841-016	津奈木町	津奈木川	津奈木川	白添川	1	目視点検	変状なし。		
09-4841-017	津奈木町	津奈木川	津奈木川	新川	1	目視点検	変状なし。		
09-4841-018	津奈木町	津奈木川	津奈木川	津奈木川	1	目視点検	変状なし。		
09-4841-019	津奈木町	津奈木川	千代川	川内川 1	1	目視点検	変状なし。		
09-4841-020	津奈木町	津奈木川	津奈木川	陣尾川	1	目視点検	変状なし。		
09-4841-021	津奈木町	津奈木川	千代川	川内川 2	1	目視点検	変状なし。		
09-4841-022	津奈木町	津奈木川	千代川	川内川 3	1	目視点検	変状なし。		
09-4841-023	津奈木町	津奈木川	千代川	高野川	1	目視点検	変状なし。		
09-4841-024	津奈木町	津奈木川	千代川	千代川	1	目視点検	変状なし。		
09-4841-025	津奈木町	津奈木川	千代川	千代原川 1	1	目視点検	変状なし。		
09-4841-026	津奈木町	津奈木川	千代川	千代原川 2	1	目視点検	変状なし。		
09-4841-027	津奈木町	津奈木川	千代川	千代原川 3	1	目視点検	変状なし。		
09-4841-028	津奈木町	津奈木川	千代川	野平川 1	1	目視点検	変状なし。		
09-4841-029	津奈木町	津奈木川	千代川	野平川 2	1	目視点検	変状なし。		
09-4841-030	津奈木町	津奈木川	津奈木川	大手川 1	1	目視点検	変状なし。		
09-4841-031	津奈木町	津奈木川	津奈木川	大手川 2	1	目視点検	変状なし。		
09-4841-032	津奈木町	津奈木川	津奈木川	北谷川	1	目視点検	変状なし。		
09-4841-033	津奈木町	津奈木川	津奈木川	倉谷川 1	1	目視点検	支谷からの溪床堆積物が土砂流出し道路まで達していた。今後流出する土砂は本川左岸段丘上にある緩勾配の果樹園で停止する可能性が高く、人家への直接の影響は小さい。		
09-4841-034	津奈木町	津奈木川	津奈木川	倉谷川 2	1	目視点検	谷出口付近で洪水流による微量の土砂流出がみられるが、流域内にはほとんど変状がみられない。		
09-4841-035	津奈木町	津奈木川	津奈木川	南谷川 1	1	目視点検	変状なし。		
09-4841-036	津奈木町	津奈木川	津奈木川	南谷川 2	1	目視点検	変状なし。		
09-4841-037	津奈木町	津奈木川	津奈木川	日野川	1	目視点検	変状なし。		
09-4841-038	津奈木町	津奈木川	津奈木川	芋川川	1	目視点検	変状なし。		
09-4841-039	津奈木町	津奈木川	津奈木川	古中尾川 A	1	目視点検	変状なし。		
09-4841-040	津奈木町	津奈木川	津奈木川	古中尾川 B	1	目視点検	変状なし。		
09-4841-041	津奈木町	津奈木川	津奈木川	古中尾川 C	1	目視点検	変状なし。		
09-4841-042	津奈木町	津奈木川	津奈木川	深溝川2	1	目視点検	変状なし。	警戒区域	
09-4841-043	津奈木町	津奈木川	津奈木川	山口川	1	目視点検	変状なし。		
09-4841-044	津奈木町	津奈木川	津奈木川	竹中川	1	目視点検	変状なし。		
09-4841-045	津奈木町	津奈木川	津奈木川	馬米川 1	1	目視点検	変状なし。	警戒区域 特別警戒区域	

溪流番号	市町村名	水系名	河川名	溪流名	ランク	点検方法	特記事項	土砂災害 警戒区域等	要確認 箇所
09-4841-046	津奈木町	津奈木川	津奈木川	馬米川 2	1	目視点検	変状あり。ただし、崩壊は小規模で保全対象への影響は小さい。	警戒区域 特別警戒区域	
09-4841-047	津奈木町	津奈木川	津奈木川	宇戸川	1	目視点検	変状あり。中流部でやや規模の大きい溪岸崩壊が見られるほか、溪床堆積物の流動も確認された。ただし、既往の治山ダムにより安全に捕捉されており、保全対象への影響は小さい。	警戒区域 特別警戒区域	
09-4841-048	津奈木町	津奈木川	津奈木川	大野原川	1	目視点検	変状なし。	警戒区域 特別警戒区域	
09-4841-049	津奈木町	津奈木川	津奈木川	染竹川	1	目視点検	変状なし。	警戒区域	
09-4841-050	津奈木町	津奈木川	津奈木川	久子川	1	目視点検	変状なし。	警戒区域 特別警戒区域	
09-4841-051	津奈木町	—	—	町原川	1	目視点検	変状なし。		
09-4841-052	津奈木町	—	—	坂下川	1	目視点検	変状なし。		
09-4841-053	津奈木町	津奈木川	小津奈木川	中園川	1	目視点検	変状なし。		
09-4842-001	津奈木町	—	—	小綱代川2-1	2	目視点検	変状なし。		
09-4842-002	津奈木町	—	—	小綱代川2-2	2	目視点検	変状なし。		
09-4842-003	津奈木町	—	—	長浜川2	2	目視点検	変状なし。		
09-4842-004	津奈木町	—	—	合串川2-2	2	目視点検	変状なし。		
09-4842-005	津奈木町	—	—	合串川2-3	2	目視点検	変状なし。		
09-4842-006	津奈木町	—	—	合串川2-1	2	目視点検	変状なし。		
09-4842-007	津奈木町	—	—	平国川2	2	目視点検	変状なし。		
09-4842-008	津奈木町	—	—	津々良川2	2	目視点検	変状なし。		
09-4842-009	津奈木町	津奈木川	津奈木川	浜平川2	2	目視点検	変状なし。		
09-4842-010	津奈木町	津奈木川	千代川	摺手川2-1	2	目視点検	変状なし。		
09-4842-042	津奈木町	津奈木川	千代川	湯尻川2	2	目視点検	変状なし。		
09-4842-012	津奈木町	津奈木川	千代川	神前川2	2	目視点検	変状あり。ただし、崩壊は小規模で保全対象への影響は小さい。		
09-4842-013	津奈木町	津奈木川	千代川	千代川2-1	2	目視点検	変状なし。		
09-4842-014	津奈木町	津奈木川	千代川	千代川2-2	2	目視点検	変状なし。		
09-4842-015	津奈木町	津奈木川	千代川	摺手川2-2	2	目視点検	変状なし。		
09-4842-016	津奈木町	津奈木川	千代川	町中川2	2	目視点検	変状なし。		
09-4842-017	津奈木町	津奈木川	津奈木川	日野田2	2	目視点検	変状あり。ただし、崩壊は小規模で保全対象への影響は小さい。		
09-4842-018	津奈木町	津奈木川	津奈木川	時戸川2	2	目視点検	変状なし。		
09-4842-019	津奈木町	津奈木川	津奈木川	竹中川2	2	目視点検	変状なし。		
09-4842-020	津奈木町	津奈木川	—	染竹川2	2	目視点検	変状なし。	警戒区域	
09-4842-021	津奈木町	小津奈木川	小津奈木川	中園川2	2	目視点検	変状あり。ただし、崩壊は小規模で保全対象への影響は小さい。		
09-4842-022	津奈木町	小津奈木川	小津奈木川	瀬戸川2-1	2	目視点検	変状なし。		
09-4842-023	津奈木町	小津奈木川	小津奈木川	瀬戸川2-2	2	目視点検	変状あり。小規模な崩壊がみられるが崩土は緩勾配で停止しており、保全対象への影響は小さい。		

崩壊土砂流出危険箇所

管内	番号	枝番	位置			直接保全対象				治山事業進捗状況	地すべり防止区域指定	保安林の指定	登載
			市町村	大字	字	人家	公共施設	災害弱者関連施設	道路等				
9	69	1	津奈木町	福浜	合串	14			町道	無	無	無	H 8
9	69	2	津奈木町	福浜	大坪	28			県道	一部	無	一部	H 8
9	69	3	津奈木町	岩城	泊	17			県道	未成	無	無	H 8
9	69	4	津奈木町	岩城	浜平	5			県道	未成	無	有	H 8
9	69	5	津奈木町	岩城	塩迫	8			県道	既成	無	有	H 8
9	69	6	津奈木町	岩城	鶴	18			町道	無	無	無	H 8
9	69	7	津奈木町	津奈木	榎谷	56	1		国道	無	無	無	H 8
9	69	8	津奈木町	岩城	馬米	35	1		国道	無	無	無	H 8
9	69	9	津奈木町	岩城	三ツ峯	46	1		国道	無	無	無	H 8
9	69	10	津奈木町	千代	上川内A	36			町道	無	無	無	H 8
9	69	11	津奈木町	千代	上川内B	36			町道	無	無	無	H 8
9	69	12	津奈木町	津奈木	引川内	26			国道	無	無	無	H 8
9	69	13	津奈木町	津奈木	弥太越	16			町道	無	無	無	H 8
9	69	14	津奈木町	津奈木	荒峯A	8			町道	無	無	無	H 8
9	69	15	津奈木町	津奈木	荒峯B	7			国道	無	無	無	H 8

山腹崩壊危険箇所

管内	番号	枝番	位置			直接保全対象				治山事業進捗状況	保安林の指定	登載
			市町村	大字	字	人家戸数	公共施設	災害弱者関連施設	道路等			
9	69	1	津奈木町	福浜	下村	30	1		町道	無	無	H 8
9	69	2	津奈木町	福浜	尾上	87			県道	一部	一部	H 8
9	69	3	津奈木町	岩城	桜戸	25			国道	無	無	H 8
9	69	4	津奈木町	津奈木	大手	60	1		町道	既成	有	H 8
9	69	5	津奈木町	津奈木	金山	16	1		町道	一部	一部	H 8
9	69	6	津奈木町	津奈木	町中	15			国道	一部	一部	H 8
9	69	7	津奈木町	津奈木	染竹	6			県道	一部	一部	H 8
9	69	8	津奈木町	千代	小別当	9			町道	概成	一部	H 9
9	69	9	津奈木町	津奈木	弥太越				林道	既成	一部	H 1 0
9	69	10	津奈木町	岩城	陣尾	3			町道	概成	一部	H 1 1
9	69	11	津奈木町	福浜	柳迫				町道	一部	一部	R 4
9	69	12	津奈木町	福浜	大坪				町道	一部	一部	R 4
9	69	13	津奈木町	福浜	京泊				町道	一部	一部	R 4
9	69	14	津奈木町	津奈木	山頭				町道	一部	一部	R 4

道路危険箇所（県道関係）

路 線 名	落石・崩壊					岩石・崩壊					土石流				
	点検箇所	津奈木町				点検箇所	津奈木町				点検箇所	津奈木町			
		I	II	III	合計		I	II	III	合計		I	II	III	合計
主要地方道水俣田浦線 （県道56号）	18	1	16	1	18	1		1		1					
一般県道深川津奈木線 （県道323号）	9		7	2	9						2		2		2
合 計	27	1	23	3	27	1		1		1	2		2		2

路 線 名	盛土					擁壁					合計				
	点検箇所	津奈木町				点検箇所	津奈木町				点検箇所	H21点検			
		I	II	III	合計		I	II	III	合計		I	II	III	合計
主要地方道水俣田浦線 （県道56号）	2			2	2	4	1	3		4	19	2	20	3	25
一般県道深川津奈木線 （県道323号）											11	0	9	2	11
合 計	2			2	2	4	1	3		4	30	2	29	5	36

第3節 防災組織の整備

1. 防災会議

災害対策基本法第16条に基づき、町の防災計画の作成及びその実施推進のため、津奈木町防災会議が設置されている。

2. 災害対策本部

町長は、災害時における応急対策活動を推進するため必要と認めたときは、災害対策基本法第23条に基づき津奈木町災害対策本部を設置するものとする。

3. 消防団（水防団）

消防団（水防団）の組織は次のとおりである。



また、津奈木町消防団協力事業所に対し、消防団協力事業所表示制度証を交付し、地域の消防防災力の充実強化等の一層の推進を図ることを目的としている。

4. 自主防災組織

自主防災組織の名称を「津奈木町自主防災会」とし、次のとおりである。

住民の隣保協同の精神と連帯感に基づく防災組織の充実強化を図り、防災意識の高揚並びに人命の安全確保に資する自主防災組織の結成・活動を促進することで、大規模な災害、事故等に備えるものである。

自主防災組織の育成に当たっては、いつでもどこでも起こりうる災害による被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が重要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が防災・減災のための行動をとることを目指して取り組むものとする。

本会は、各地区世帯員をもって構成され、その地区区長を支部長として住民の隣保協同の精神に基づく自主的な防災活動を行う。その活動は、津奈木町自主防災会規約により別途定める。

（1）必要性

地震、風水害等の大規模な災害が発生した場合、通信・交通の途絶等により防災関係機関の活動が著しく制限され、十分な活動ができないことが予想される。

このような場合には、地域住民が協力し合い、組織的に防災活動を行うことが、住民の生命・身体・財産を守る主要な力となり、この活動が最大限の力を発揮できる体制を確立しておくことが、被害の軽減を図るうえで、極めて重要である。

このため、災害時に自主防災活動をより効果的に行うためには、日頃から地域住民への啓発活動や訓練などを積み重ねておく必要がある。

（２）地域住民等の自主防災組織

イ．組織の育成指導及び強化

町は、津奈木町地域防災計画に基づき、県や消防などの関係機関と連携しながら、自主防災組織の育成、強化に関して必要な支援、助言及び指導等を行うものとする。

ロ．組織づくり

既存の自主防災組織を次のような方法により組織づくりをするものとし、その際、女性の参画の拡大に努めるものとする。

- ① 自治会等の自治組織の活動の一環として防災活動を組み入れることにより自主防災組織として育成する。
- ② 何らかの防災活動を行っている組織の活動の充実強化を図って自主防災組織として育成する。
- ③ リーダー研修会の実施、モデル地域の紹介等を通じ、防災知識の啓発を行い、自主防災組織の中心となるリーダーを育成することにより、自主防災組織の活動活性化を図る。

ハ．地域住民及び事業者による地区内の防災活動の推進（地区防災計画）

町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として町防災会議に提案することができる。

町は、町内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認められるときは、地域防災計画に地区防災計画を定めるものとする。

ニ．主な活動内容

① 平常時の活動

- ア) 防災に関する知識の普及
- イ) 防災訓練の実施
- ウ) 火気使用設備器具等の点検
- エ) 防災用資機材等の備蓄及び管理
- オ) 緊急連絡網の作成

② 災害時の活動

- ア) 情報の収集及び伝達
- イ) 出火防止、初期消火の実施
- ウ) 避難誘導
- エ) 救出救護
- オ) 給食給水

第4節 防災施設の新設又は改良

1. 治山治水対策

本町総面積の約 64%に当る、2,174ha が山林原野であり、各河川の水源地帯となっており、防災上重要な役割を果たしている。山地は地形的に急傾斜地帯が多く、加えて地質的にくずれやすい土壌が多いため、山腹崩壊、地すべりなどの災害発生危険地区もある。この対策として治山治水事業の実施と災害の未然防止のため、多目的ダムの設置、河川拡幅改修、砂防せき堤、落石防護柵の構築等が必要である。また、高潮浸水地区とがけ崩れ危険地については居住不適地として、住居の移転対策が必要である。

イ. 山腹崩壊、地すべり危険地区は、計画的に治山事業を促進する。

ロ. 保安林のかん養、伐採跡地の早期植樹を推進する。

ハ. 津奈木川水系大手川に砂防ダムの設置促進

ニ. 津奈木川、千代川並びに大泊川の拡幅と護岸堤防の改修強化促進

ホ. 町中、中尾、福浦地区の落石防護柵の設置促進

2. 海岸保全

イ. 大泊地区への返し波の被害解消を促進する。

ロ. 海岸線、漁港、その他施設の危険箇所改修に努める。

3. 住宅の防災構造化

イ. 住宅の不燃化及び耐震化の移行促進を図る。

4. 防災施設の整備拡充

分 団	ポ ン プ			水 槽			消火栓
	消防ポンプ 自動車	積載車 (ポンプ付)	軽可搬 ポンプ	その他の 水利	4 0 t	2 0 t	
役場機動隊	1	1					
第 1 分団		1			5	4	27
第 2 分団		1			9		29
第 3 分団		1		1	8	2	43
第 4 分団		1			7	6	
第 5 分団		1			7	4	13
第 6 分団		1			9	1	26
第 7 分団		1			8		18
平国女性分団		1	1				
現有	1	9	1	1	53	17	156
増設予定							4
整備計画	1	9	1	1	53	17	160

第5節 災害種別ごとの災害予防

1. 暴風雨に対する災害予防

(1) 危険区域の巡視

イ. 巡視責任者は、熊本地方気象台又は津奈木町災害対策本部から気象に関する緊急情報の連絡を受け災害が発生するおそれがあるとき、または洪水及び高潮のおそれが生じたときは、所属課員または消防団員に指示し、巡回のため出動させるものとする。出動した所属課員または消防団員は、その危険が解消するまで巡視しその状況を逐次津奈木町災害対策本部に報告するものとする。

ロ. 堤防その他が危険に瀕したとき、及び決壊し始めたことを認めた場合は、直ちに津奈木町災害対策本部に連絡しなければならない。

ハ. 津奈木町災害対策本部は、上記報告を受けた場合、直ちに芦北地域振興局に連絡しなければならない。

ニ. 危険区域の巡視責任者は次のとおりとする。

班 長	副班長	班 員
(建設課長)	— (建設課長補佐)	— (建設課員)
(消防団長)	— (各分団長)	— (各分団員)

(2) かんがい用排水路の点検

農業かんがい用排水路の点検責任者は次のとおりとする。

班 長	副班長	班 員
(農林水産課長)	— (農林水産班長)	— (農林水産班員)

(3) 水防資器材の点検配置

水防資器材の点検及び配備の責任者は次のとおりとする。

班 長	副班長	班 員
(建設課長)	— (建設課長補佐)	— (建設課員)

2. 火災に対する災害予防

(1) 予防査察

消防団は、町内の防火対象物その他住家等の火器取扱現場を定期若しくは臨時に査察し、火災予防上適切な指導を行うものとする。

(2) 森林火災の予防

イ. 町は異常乾燥注意報が発令されている場合は、火入許可を行わないものとする。

ロ. 防火線、防火林及び防火道等の設置を促進するものとする。

3. 地震に対する災害予防

地震は、その発生の形態、災害の規模等において、台風、集中豪雨等の災害と根本的に異なるものがあり、その対策においても特別な措置を必要とするが、発生時に起こる災害は建物の倒壊をはじめ、火災の併発、危険物の落下、地割、電信電話線の断線、水道の断水等、あらゆる場合が想定され、これらに対する住民全般の避難並びに応急措置等について、心構えを有線放送、広報紙、サイレン等を通じて周知徹底するよう努めるものとする。

4. 津波に対する災害予防

沿岸地域の住民に対しては、震度4以上の地震を感じた場合は、次の自衛措置をとるよう指示する。

- (1) 町長は、地震発生後30分間は海面状態を監視する組織を確立する等、その後予想される災害に対処する万全の対策をとるようにする。
- (2) ラジオ、テレビ等の予報を聴取する責任者を定めておき気象通知を的確にとらえて災害予防に努めるものとする。

第6節 地域防災力強化計画

町民は、「自らの身の安全は自ら守る」という防災の基本に基づき、平時から災害への備えを心がけるとともに、自治会や自主防災組織等における地域活動を通じて、地域の防災活動に積極的に参加するなどコミュニティづくりを進め、地域一体となった防災・減災体制の構築に努める。

また、町は、町民や事業者に対して自助・共助に関する啓発を積極的に行い、防災意識の向上を図るものとする。

1. 自助

町民は、災害時の家族の連絡方法、避難先、避難経路等を記載したマイタイムライン（避難行動を時系列に整理した計画）を作成するよう努めるものとし、次に掲げる平時の取組を進めるとともに、災害時には、早めの避難等、命を守る行動を取るものとする。

(1) 平時の取組

イ. 知識等の習得

- ① 過去の災害の発生状況
- ② 気象予報警報等の種別と対策
- ③ 防災訓練等への参加

ロ. 事前の確認

- ① 指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路、避難方法、災害危険箇所
- ② 家族等との連絡方法や集合場所
- ③ 就寝場所の安全確認
- ④ 災害情報の入手方法

ハ. 事前の備え

- ① 住宅の耐震化、家具の固定、ブロック塀の補強等
- ② 防災メールサービスへの登録
- ③ 最低3日分（推奨1週間分）の食料、飲料水、生活必需品の備蓄
- ④ 非常持ち出し品（非常食品、健康保険証、お薬手帳、常備薬、着替え、懐中電灯、ラジオ等）の準備

2. 共助

町民は、「自分たちの地域は自分たちで守る」、「地域でできることは地域で行う」ことが基本であることを認識し、平時から自治会、自主防災組織、事業所等における地域活動を通じて、地域の防災活動に参加するなど積極的なコミュニティづくりを進めるとともに、次に掲げる平時及び災害時の活動を行うよう努めるものとする。

(1) 平時の活動

イ. 防災に関する知識の普及

ロ．地域一体となった防災訓練（町等と連携した訓練等）の実施

- ① 避難指示等の地域への情報伝達訓練
- ② 被害状況（地域住民の安否確認を含む。）の把握、町への情報伝達訓練
- ③ 避難行動要支援者等に対する避難支援訓練
- ④ 避難所の運営訓練
- ⑤ 消火訓練等

ハ．情報の収集伝達体制の整備

ニ．火気使用設備器具等の点検

ホ．防災用資機材等の備蓄、管理及び使用方法の確認

ヘ．危険箇所の点検、情報共有

- ① 地域の見回り
- ② 地域防災ハザードマップの作成

（２）災害時の活動

イ．地域内の被害状況等の情報収集、町への伝達

ロ．出火防止対策、初期消火の実施

ハ．地域内における避難指示等の情報伝達

ニ．域住民相互による安否確認及び避難誘導

ホ．避難行動要支援者等に対する避難支援

ヘ．救出、救護活動への協力

ト．避難所の運営

チ．見回り等による避難所以外の避難者の情報把握

リ．避難所における給食、給水、物資配布等の協力

３．事業所による防災活動

（１）事業所は、町の防災訓練や地域の自主防災活動等へ積極的に参加する等、平時から地域住民とコミュニケーションを図るものとする。特に、要配慮者利用施設においては、自然災害からの避難を含む災害に関する具体的計画を作成するとともに、訓練等を行うものとする。

また、災害発生時に速やかに避難行動をとり、避難後の避難所運営の手助けを行う等、自助・共助に基づく自発的な地域内の防災活動を行うよう努める。

（２）事業所は、災害時に果たす役割（従業員等の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、災害時に業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）を策定するように努めるものとする。

イ．防災体制の整備

ロ．防災訓練の実施

ハ．施設の耐震化、耐浪化

ニ．復旧計画策定、災害時の各種計画の点検、見直し

ホ．電気、水道、ガス等の重要なライフラインの供給停止への対応

（３）食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者や医療機関等、災害応急対応等に係る業務に従事する事業所等は、町との協定の締結や防災訓練への参加等により、防災施策の推進に協力するよう努めるものとする。

第7節 防災教育及び訓練計画

防災に関し、関係機関職員および一般住民の自覚と理解を深めるため災害予防または災害応急措置等防災知識の普及徹底及び有事即応の体勢を備えるよう必要な訓練について定めるものとする。

1. 防災知識の普及

(1) 普及の方法

防災知識の普及は各関係機関がそれぞれ次の媒体等を利用して行う。

イ. 報道機関の利用

新聞・テレビ・ラジオ・放送施設等

ロ. 印刷物の利用

広報紙、関係機関紙および、その他の印刷物

ハ. 映画、スライド、ビデオ等の利用

ニ. 広報車の巡回

ホ. その他講習会、展覧会等の開催

(2) 普及内容

イ. 町防災計画の概要

ロ. 災害予防及び応急措置の概要

災害の未然防止もしくは軽減のためおおむね次のような事項についてそれぞれ災害シーズン前等、効果的な時期に普及徹底するよう努めるものとする。

- ・火災の心得
- ・気象予警報等の種別と対策
- ・台風時の家屋の保全方法
- ・農林水産物に対する応急措置
- ・避難先および避難方法
- ・防疫の心得および消毒方法等の要領
- ・災害時の心得
- ・その他必要事項

2. 防災訓練

(1) 実施機関

災害応急対策の実施責任を有する各機関の長が効果ある時期を選んでそれぞれ実施するものとする。

(2) 訓練の種類

- | | | | |
|---------|-------------|------------------|-------------|
| イ. 水防訓練 | ロ. 消防訓練 | ハ. 避難訓練 | ニ. 救助及び救護訓練 |
| ホ. 通信訓練 | ヘ. 輸送訓練 | ト. 動員（非常招集を含む）訓練 | |
| チ. 総合訓練 | リ. その他必要な訓練 | | |

(3) 実施の方法

訓練は実施各機関が単独又は、他の機関と協力連携して（2）に掲げる種類の訓練を一部又組み合わせて実施するものとする。

(4) 訓練結果の記録および報告

訓練を実施した場合は、実施結果を記録し、関係機関の長は、防災会議会長に報告するものとする。

第8節 防災関係機関等における業務継続計画

町は、大規模災害時においても災害対応等の業務を適切に行うため、業務継続計画（BCP）を定めるものとする。

なお、災害時に災害応急対策や復旧・復興の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画（BCP）の策定等に当たっては、次の事項を盛り込むものとする。

- （１）組織の長が不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
- （２）本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- （３）電気、水、食料等の確保
- （４）災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- （５）重要な行政データのバックアップ
- （６）非常時優先業務の整理

また、当該計画の実効性を確保するため、地域の特性等を踏まえつつ、食料・物資などの資源の確保、定期的な教育・訓練・点検等を実施し、必要に応じて適宜見直しを行うものとする。

第9節 受援計画

町は、災害の規模等に応じて他の地方自治体等からの応援職員が円滑に災害時の応急・復旧業務を遂行できるよう、国の「災害時受援ガイドライン」等を参考に、受援計画を策定するものとする。

受援計画の策定に当たっては、次の事項について定めておくものとする。

平時から民間の企業やボランティア団体等も含め、顔の見える関係を構築するとともに、応援の受入れを想定した訓練を行い、結果を踏まえ災害対応業務の実行性を確保するよう計画の継続的な見直しを行うものとする。

（１）総括

- イ．応援要請の手順
- ロ．受援体制
 - ① 受援組織の設置
 - ② 受援組織の構成、役割
- ハ．応援の人的・物的資源の管理体制

（２）人的支援

- イ．受援対象業務の整理
 - ① 応援職員（勤務公署以外に自主登庁した職員を含む。）が行う業務の明確化
 - ② タイムラインによる受援対象業務の全体像の整理
 - ③ 業務毎のマニュアルの整備、必要な資格、業務の実施時期、人員数等の整理

ロ．応援職員の活動環境の確保

応援職員の活動に必要な資機材（通信・OA機器、交通手段、燃料）、水・食料、宿泊場所の確保

（３）物的支援

- イ．調達先の確認・確保、要請手順
- ロ．受入拠点の確保
- ハ．受入れに必要な人員・資機材の確保等受入体制

第3章 災害応急対策計画

第1節 災害対策本部

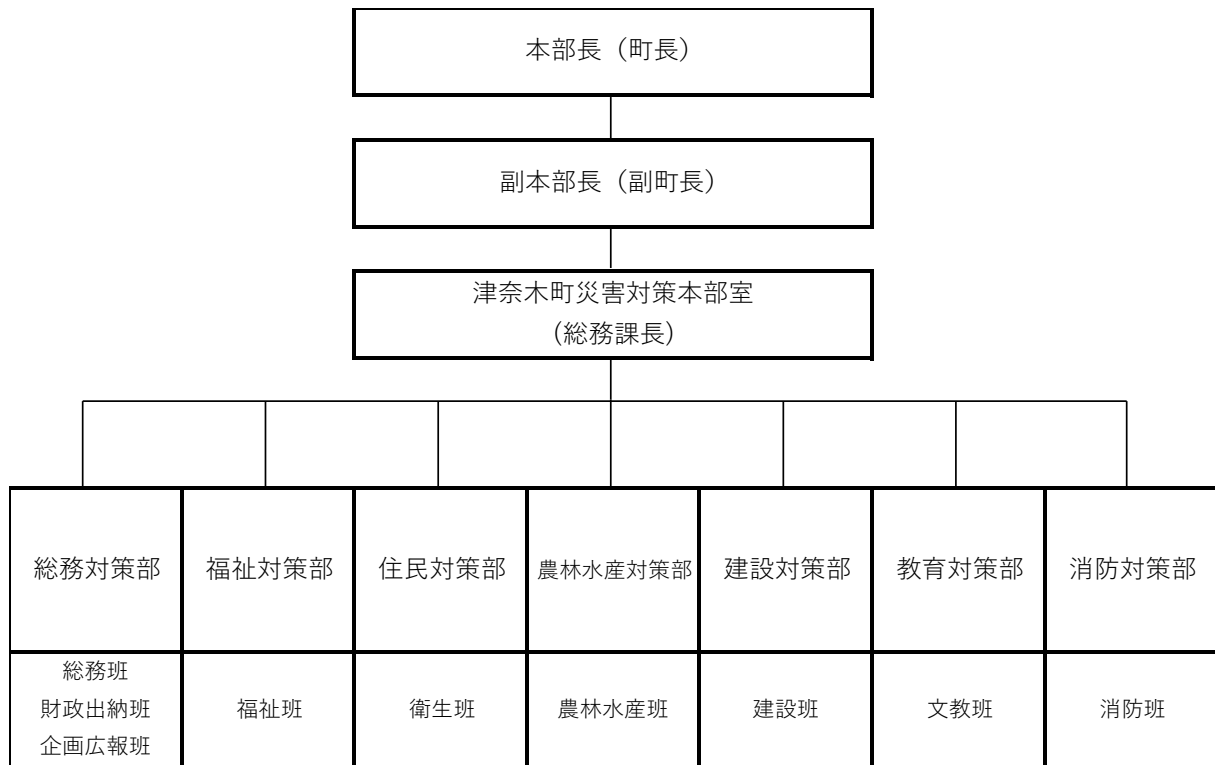
1. 災害対策本部の組織

- ① 本部長は町長をあてる。
- ② 副本部長は副町長をあてる。
- ③ 本部長は、本部の事務を分掌して推進するため、必要があると認めるときは、対策部を置く。
ただし、災害の種類又は規模により、必要な対策部のみを置くことが出来る。
- ④ 対策部に対策部長、副部長、班長、班員を置く。
- ⑤ 対策部長は部員（各課長等）をもって充て、副部長、班長及び班員は職員のうちから関係課等を考慮して、本部長が指名する。
- ⑥ 各対策本部において必要な対策等を樹立したときは、その内容を本部会議で合議するものとし、本部は必要に応じてその内容を公表するなど必要な措置をとることとする。
- ⑦ 災害対策本部は津奈木町役場内に置き、本部内に本部室を設置する。

2. 現地対策本部の設置基準は、次によるものとする。

- ① 現地対策本部長は、副本部長又は本部員のうちから本部長が指名する者をもってあてる。
- ② 現地対策本部員は、本部員のうちから現地対策本部長が指名する者をもってあてる。
- ③ 現地対策本部は、町災害対策本部と緊密な連絡を保ちつつ、被害等の把握を行うとともに緊急を要する応急対策を実施する。

【災害対策本部組織図】



3. 本部設置の基準

(1) 災害対策本部の設置基準は、次によるものとする。

- ① 町内に災害が発生し、又は災害発生が予想され、その規模及び範囲から本部を設置して応急対策を必要とするとき。
- ② 震度5弱以上の地震が発生したとき。
- ③ 前記のほか、著しい激甚災害で、特に応急対策を実施する必要があるとき。

(2) 現地対策本部の設置基準は、次によるものとする。

- ① 人命救助又は行方不明者の捜索を行う場合
- ② 災害地が災害対策本部から遠隔の場合
- ③ 災害対策本部との通信連絡に円滑を欠く場合
- ④ その他必要と認められる場合

4. 協議事項

(1) 本部会議

本部長は、本部会議の議長となり、次の事項について協議する。

- ① 災害予防及び災害応急対策の策定に関する事項
- ② 自衛隊の派遣要請に関する事項
- ③ 災害救助法の発動に関する事項
- ④ その他必要な重要事項

(2) 本部室

本部室は総務課内に設置し、本部室長を総務課長とし、本部室の事務分掌は次のとおりとする。

- ① 本部会議に関する事項
- ② 災害情報の収集及び伝達に関する事項
- ③ 被害状況の報告及び伝達に関する事項
- ④ 各課及び関係機関との連携に関する事項
- ⑤ 自衛隊の派遣要請に関する事項
- ⑥ 災害応急の業務命令に関する事項
- ⑦ その他本部長の指示に関する事項

(3) 各対策部の事務分掌

各災害対策部の事務分掌は、次のとおりとし、各災害対策部の分掌事務を有する部長は、あらかじめ担当を定め所属職員に周知徹底をしておくものとする。

【災害対策本部 部及び班の事務分掌】

対策部名	班名	事務分掌	班員
総務対策部 長＝総務課長 副＝政策企画課長 副＝会計課長 副＝議会事務局長	総務班 長＝総務班長	1 災害対策本部に関する事項 2 総合的災害対策の樹立に関する事項 3 職員の動員派遣に関する事項 4 情報収集、被害報告の取りまとめに関する事項 5 自衛隊及び緊急消防援助隊の派遣要請に関する事項 6 災害記録に関する事項 7 各部、各関係機関との連絡調整に関する事項 8 気象情報の接受及び通報に関する事項 9 その他、他部への協力に関する事項 10 その他班に属さない事項	総務課 政策企画課 会計課
	財政出納班 長＝財政班長 ＝出納班長	1 災害経費の予算措置に関する事項 2 災害応急物資の調達に関する事項 3 車両の配置、編成等に関する事項 4 災害救助金の出納に関する事項 5 義援金等現金の保管に関する事項 6 義援品、見舞品等の受付保管に関する事項 7 出動職員の炊出しに関する事項	
	企画広報班 長＝政策企画 班長	1 通信施設及び無線連絡等の広報活動に関する事項 2 災害記録（写真）に係る事項 3 応急食糧の確保及び調達に関する事項 4 各商工業者等に対する融資の斡旋に関する事項 5 商工業の必要物資の斡旋に関する事項 6 労務者の確保及び供給に関する事項 7 その他政策企画課政策企画班の分掌事務に係る災害予防及び災害対策に関する事項	
福祉対策部 長＝ほけん福祉課長	福祉班 長＝福祉班長 ＝保険班長	1 災害救助法に基づく諸対策に関する事項 2 社協及び日赤との連絡に関する事項 3 医療関係者の動員及び指示に関する事項 4 義援金品及び見舞い品等の配分及び輸送に関する事項 5 被災者への炊出し及び食品の供給に関する事項 6 避難所の設置、管理及び運営に関する事項 7 その他ほけん福祉課福祉班及び保険班の分掌事務に係る災害予防及び災害対策に関する事項	ほけん福祉課
住民対策部 長＝住民課長	衛生班 長＝住民班長 ＝税務班長	1 食品衛生、清掃、防疫に関する事項 2 災害廃棄物処理（がれき等）及びし尿等の処理に関する事項 3 住家等の被害認定調査及び罹災証明書等発行に関する事項 4 避難所の運営に関する事項 5 その他住民課住民班及び税務班の分掌事務に係る災害予防及び災害対策に関する事項	住民課
農林水産対策部 長＝農林水産課長	農林水産班 長＝農林水産 班長	1 農業用施設等の災害予防及び災害応急対策に関する事項 2 被害農家に対する融資の斡旋に関する事項 3 農産物、農業施設等の被害の取りまとめに関する事項 4 農産物に対する技術応急措置に関する事項 5 林道、林地、治山施設等の災害予防及び応急対策に関する事項 6 林業関係被害の取りまとめに関する事項 7 被害林家に対する融資の斡旋に関する事項 8 水産業施設等の災害予防及び応急対策に関する事項 9 水産業施設等の被害の取りまとめに関する事項 10 被害水産業者に対する必要物資及び融資の斡旋に関する事項 11 その他農林水産課農林水産班の分掌事務に係る災害予防及び災害対策に関する事項	農林水産課

対策部名	班名	事務分掌	班員
建設対策部 長＝建設課長	建設班 長＝整備班長 管理班長 簡易水道室長	1 林地、治山施設等の応急対策に関する事項 2 山地、農地、地すべりの災害予防及び応急対策に関する事項 3 災害建設資材及び土木建設用機械等の調達運営に関する事項 4 土木に関する被害の取りまとめ、本部室との連絡に関する事項 5 交通途絶時の迂回路の設定に関する事項 6 河川の水位及び海岸の潮位、雨量等の情報収集及び水防法に基づく諸対策に関する事項 7 水防資機材の輸送に関する事項 8 被害道路の応急啓開に関する事項 9 災害住宅の応急修理に関する事項 10 水道の災害復旧に関する事項 11 飲料水の確保、供給に関する事項 12 その他建設課整備班及び管理班、災害復旧班の分掌事務に係る災害予防及び災害対策に関する事項	建設課
教育対策部 長＝教育長 副＝教育課長	文教班 長＝学校教育班長 生涯学習班長	1 応急教育対策に関する事項 2 教育施設の災害情報収集に関する事項 3 社会教育施設の災害情報収集に関する事項 4 避難所の運営に関する事項 5 その他教育委員会の分掌事務に係る災害予防及び災害対策に関する事項	教育委員会
消防対策部 長＝消防団長 副＝消防副団長	消防班 長＝各分団長	1 危険箇所の警戒、避難命令の伝達及び避難誘導に関する事項 2 水害や火災等の警戒防御に関する事項 3 消防団（水防団）に関する事項 4 消防本部との連携に関する事項	消防団

5. 本部廃止の基準

本部長が、災害発生の恐れが解消したと認めたとき、又は災害応急対策が概ね完了したと認めたとき。

6. 本部設置又は廃止の公表

災害対策本部を設置し、又は廃止したときは、公表するとともに関係機関に通報するものとする。

第2節 動員計画

1. 動員計画の整備

関係機関並びに各課長は、災害発生のおそれ、又は発生した場合における災害応急措置を迅速かつ確実に推進するため、所属職員の全部又は一部が直ちに応急処置に従事し活動できるよう、予め体制を定め所属職員に周知徹底しておくと共に、相互に協調するよう努めるものとする。

2. 役場職員の動員体制

(1) 関係職員による動員

災害処理に関係を有する課長は、次の発表・通報もしくは指示があったときは、所属職員を必要に応じ応急措置のため配置し、第3節災害予報警報等伝達計画に基づき、注意報又は警報等が伝達させるとともに情報収集及び災害活動にあたらせるものとする。

このため災害処理に関係を有する課長は、職員の応急処理に担当をあらかじめ周知徹底しておくものとする。災害発生のおそれのある注意報、警報・特別警報または情報とは、次に掲げるものとする。

【災害発生のおそれがある注意報、警報等及び情報】

注意報	警報	特別警報	情報
梅雨期から台風期にかけて次の種類の注意報が1以上発表された場合	次の種類の警報が1以上発表された場合	次の種類の特別警報が発表された場合	次の種類の情報が発表された場合
① 大雨注意報	① 大雨警報 (土砂災害・浸水害)	① 大雨特別警報 (土砂災害・浸水害)	土砂災害警戒情報
② 洪水注意報	② 洪水警報	② 暴風特別警報	
③ 強風注意報	③ 暴風警報	③ 暴風雪特別警報	
④ 風雪注意報	④ 暴風雪警報	④ 高潮特別警報	
⑤ 高潮注意報	⑤ 高潮警報	⑤ 波浪特別警報	
⑥ 大雪注意報	⑥ 波浪警報	⑥ 大雪特別警報	
	⑦ 大雪警報		

(2) 災害発生時における配置

- ① 関係課長は、災害が発生した際には所属職員の全部または一部を指揮監督して応急措置に従事し、町長の命を受けて活動し得る体制を整えておくものとする。
- ② 職員は災害が発生した際にはすすんで所属の上司と連絡をとり、または自らの判断で参集し、応急対策に従事するものとする。

(3) 職員の招集

① 勤務時間中の招集

勤務時間中の職員配置指令は、町長の指示に従い各課長が行う。

② 勤務時間外の招集

勤務時間外の職員の招集は、町長の指示に従い、宿日直者が電話、有線放送、広報車等により行うが、連絡不能の事態も予想されるので、職員はすすんで上司と連絡をとるものとする。

【災害対策本部設置前の配備体制等】

配備体制	配備基準	発令・活動	配備職員
注意報 警戒体制	●気象業務法等に基づく災害に関する「注意報」が発表され、注意体制をとる必要がある場合 ※今後発表される気象情報が警戒となる可能性が高い場合	・情報の収集及び報告 ※「気象警報」が発令された場合は、気象警報担当と水防警戒担当へ連絡（警報警戒体制へ移行） ※自主避難のため、避難所の開設と運営	・宿日直者 ※避難所当番 （住民課、ほけん福祉課、教育課）
警報 警戒体制	●気象業務法等に基づく災害に関する「警報」が発表され、警戒体制をとる必要がある場合	・情報の収集及び報告並びに気象情報の伝達等の初動活動 ・自主避難のため、避難所の開設と運営	・気象警戒当番 （総務課、政策企画課、会計課） ・水防警戒当番 （建設課、農林水産課） ・避難所当番 （住民課、ほけん福祉課、教育課）
第1配備 体制	●気象業務法等に基づく災害に関する「警報」が発表され、かつ以下のいずれかの基準に達した場合 ・キキクル（土砂・洪水・浸水）が「警戒（赤）」（警戒レベル3相当情報）となったとき 【水防】 ・津奈木川観測局水位が避難判断水位（1.94m）に達したとき 【津波】 ・津波警報（3m程度）が発令されたとき 【高潮】 ・高潮注意報（高潮警報に切り替える可能性が高い注意報）が発表されたとき 【地震】 ・震度4 ・台風進路予想で九州（熊本県）に上陸の恐れがある場合で、概ね上陸予想前の36hから24hに警戒体制をとる必要があるとき ・上記のほか、町長が必要と認める場合	・警戒レベル3「高齢者等避難」の発令 ・町民や自主防災組織へ避難情報の伝達 ・災害情報及び被害情報の収集と応急対応 ・消防団への待機、巡回の依頼 ・河川、道路の巡回と応急復旧や通行止めの対応 ・要配慮者利用施設等への避難情報伝達 ・指定緊急避難所の開設と運営	・防災担当及び総務課職員2名以上 ・建設課職員及び農林水産課2名以上 ・避難所当番 （住民課、ほけん福祉課、教育課）

※自主避難所の開設

気象業務法に基づく災害に関する警報が発表され、災害のおそれがある場合、若しくは災害が発生した場合において、自主避難所の開設が必要と判断した場合に開設する。また、配置職員については総務課長の指示により、感染症予防等の対応を考慮し速やかに運営にあたるものとする。

【災害対策本部設置後の配備体制等】

配備体制	配備基準	発令・活動	配備職員
第2 配備体制	●気象業務法等に基づく災害に関する「土砂災害警戒情報」が発表された場合 ●気象業務法等に基づく災害に関する「警報」が発表され、かつ以下のいずれかの基準に達した場合 ・キキクル（土砂・洪水・浸水）が「危険（紫）」（警戒レベル4相当情報）となったとき 【水防】 ・津奈木川観測局水位が氾濫危険水位（2.89m）に達したとき 【津波】 ・津波警報（5m以上）が発令されたとき 【高潮】 ・高潮警報、高潮特別警報が発表されたとき 【地震】 ・震度5 ・台風の接近により短時間に災害が発生することが想定され、概ね12h前までに生命等の危険が高まったと判断した場合 ・上記のほか、町長が必要と認める場合	・警戒レベル4「避難指示」の発令 ・町民や自主防災組織へ避難情報の伝達 ・災害情報及び被害情報の収集と応急対応 ・消防団との情報収集及び情報伝達 ・河川、道路の巡回と応急復旧や通行止めの対応 ・建設業協会と連絡調整、応急措置の指示 ・要配慮者利用施設等への避難情報伝達 ・指定緊急避難所の開設と運営 ※災害対策本部業務の遂行 ・災害情報及び被害情報の収集と応急対応	・総務課全職員 ・建設課全職員 ・農林水産課全職員 ・管理職員 ・避難所当番（住民課、ほけん福祉課、教育課）
第3 配備体制	●気象業務法等に基づく災害に関する「特別警報」が発表された場合 ●キキクル（土砂・洪水・浸水）が「災害切迫（黒）」（警戒レベル5相当情報）となったとき ●がけ崩れ、土石流、河川はん濫等の局地的な災害が発生し、更に被害が拡大する恐れがある場合 【地震】 ・震度6以上	・警戒レベル5「緊急安全確保」の発令 ・町民や自主防災組織へ避難情報の伝達 ・災害情報及び被害情報の収集と応急対応 ・消防団との情報収集及び情報伝達 ・河川、道路の巡回と応急復旧や通行止めの対応 ・建設業組合と連絡調整、応急措置の指示 ・要配慮者利用施設等への避難情報伝達 ・指定緊急避難所の開設と運営 ※災害対策本部業務の遂行	・全職員

（4）配置解除

災害応急措置等の配置体制は、次の場合解除するものとする。

- ① 災害発生のおそれがある注意報及び警報等が解除されたとき
- ② 本部長が、被害発生の危険性が去ったと認めたとき

- ③ 被害の不拡大が確認され、復旧作業が軌道に乗ったとき
- ④ その他本部長が、必要に応じ解除の指示をしたとき

3. 消防団員の動員体制

災害発生のおそれがある場合、又は災害が発生したとき、消防団において定める動員計画に基づき、消防団長の指示の下に各分団長が団員を指揮して災害復旧活動に従事するものとする。

なお、消防団の応急復旧工事については、町長（本部長）の指示により実施するものとする。

4. 他機関からの出動並びに応援の要請

災害発生のおそれがあり、又は災害が発生したとき、町長（本部長）は必要に応じ関係機関に対し災害応急措置について協力及び応援を求めるものとする。

第3節 災害予警報伝達計画

災害に関し、災害対策基本法・気象業務法に基づく注意報、警報及び情報等、並びに水防法に基づく水防警報、消防法に基づく火災気象等を関係機関及び住民に迅速かつ確実に伝達し、防災措置の適切な実施を図り、被害を最小限に防除するため次のとおり災害の予警報の伝達を実施するものとする。

1. 定義

（1）特別警報

特別警報等は、警報の発表基準をはるかに超え、数十年に一度の現象が予想され重大な災害が発生するおそれが著しく大きい場合に、気象業務法に基づいて、熊本气象台が一般及び関係機関に対して最大限の警戒を喚起するために行う予報をいう。

（2）注意報

注意報とは、県内のいずれかの地域において災害が起こるおそれがある場合に、気象業務法に基づき熊本地方气象台が一般および関係機関に対して、注意を喚起するため行う予報をいう。

（3）警報

警報とは、県内のいずれかの地域において、重大な災害が起こるおそれがある場合に、気象業務法に基づき熊本地方气象台が一般および関係機関に対して、警戒を喚起するため行う警報をいう。
注意報、警報及び情報の種類、並びに発表の基準はおおむね次のとおりである。

①-1 熊本地方气象台が発表する注意報の種類及び発表基準

種 類		発 表 基 準
注 意 報	風雪注意報	風雪によって災害がおこるおそれがあると予想される場合。 具体的には雪を伴い平均風速が10m/S以上になると予想される場合。
	強風注意報	強風によって災害がおこるおそれがあると予想される場合。 具体的には平均風速が10m/S以上になると予想される場合。
	大雨注意報	大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には表面雨量指数基準14mm以上、土壌雨量指数基準が121以上になると予想される場合。
	大雪注意報	大雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には24時間の降雪の深さが平地及び山地で5cm以上になると予想される場合。
	濃霧注意報	濃霧によって交通機関等に著しい支障が生じるおそれがあると予想される場合。 具体的には濃霧によって視程が陸上で100m以下、海上で500m以下になると予想される場合。
	雷注意報	落雷等によって被害が予想される場合。
	乾燥注意報	空気が乾燥し、火災の危険が大きいと予想される場合。 具体的には実効湿度が65%以下で最小湿度が40%以下になると予想される場合。
	霜注意報	早霜、晩霜等によって農作物に著しい被害が予想される場合。 具体的には11月20日までの早霜、3月20日以降の晩霜で最低気温3℃以下になると予想される場合。
	着氷（雪）注意報	大雪注意報、大雪警報の条件下で気温が－2℃から＋2℃の場合。

①-2 熊本地方気象台が発表する注意報の種類及び発表基準

種 類			発 表 基 準
注 意 報	気 象 注 意 報	低温注意報	低温によって農作物、水道管（破裂）、道路（凍結）等に著しい被害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には 冬期：平地で最低気温が－５℃以下になると予想される場合。 夏期：日平均気温が平年より４℃以上低い日が３日以上続いたあと、さらに２日以上続く予想される場合。
		なだれ注意報	なだれが発生して災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には積雪の深さ100cm以上で １．気温が３℃以上の好天 ２．低気圧等による降雨 ３．降雪の深さが30cm以上のいずれかが予想される場合。
注 意 報		洪水注意報	洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には１時間雨量が30mm以上、または３時間雨量が50mm以上、または24時間雨量が100mm以上になると予想される場合。
		高潮注意報	台風等によって海面の異常上昇によって、災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には潮位が東京湾平均海面上2.5m以上になると予想される場合。
		波浪注意報	風浪、うねり等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には有義波高が天草地方で2.5m以上、熊本、芦北地方で1.5m以上になると予想される場合。

② 熊本地方気象台が発表する警報の種類及び発表基準

種 類			発 表 基 準
警 報	気 象 警 報	暴風警報	暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には平均風速20m/S以上になると予想される場合。
		暴風雪警報	暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には、雪を伴い、平均風速が20m/S以上になると予想される場合。
		大雨警報	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には１時間雨量が50mm以上、または３時間雨量が100mm以上、または24時間雨量が200mm以上になると予想される場合。
		大雪警報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には24時間の降雪の深さが平地で30cm以上、高地で1m以上になると予想される場合。
		洪水警報	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には１時間雨量が50mm以上、または３時間雨量が100mm以上、または24時間雨量が200mm以上になると予想される場合。
		高潮警報	台風等による海面の異常上昇によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には潮位が東京湾平均海面上3.5m以上になると予想される場合。
		波浪警報	風浪、うねり等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合。 具体的には有義波高が天草地方で6m以上、熊本、芦北地方で2.5m以上になると予想される場合。

③ 熊本地方気象台が発表する特別警報の種類及び発表基準

種 類		発 表 基 準
特 別 警 報	大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
	暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
	高潮特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合
	波浪特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合
	暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
	大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

(4) 大津波警報・津波警報・注意報

気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置付けられる。

津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は数値で発表する。ただし、地震の規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震は地震の規模を数分内に精度よく推定することが困難であることから、推定した地震の規模が過小に見積もられているおそれがある場合は、予想される津波の高さを定性的表現で発表する。予想される津波の高さを定性的表現で発表した場合は、地震発生からおよそ15分程度で、正確な地震規模を確定し、その地震規模から予想される津波の高さを数値で示した更新報を発表する。

(5) 津波予報

津波予報は、津波による災害のおそれがないと予想されるとき発表する。

地震情報若しくは津波に関するその他の情報に付加して発表される。

(6) 緊急地震速報（警報）

① 気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合に、震度4以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置づけられる。

熊本地方気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。

注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、震源付近では強い揺れの到達に間に合わない。

② 津波警報等の留意事項等

沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。

津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、内容を更新する場合がある。

津波による災害のおそれが無くなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

(7) 水防警備

水防警備とは、水防法に基づき国土交通大臣又は熊本県知事が指定する河川、海岸又は湖沼について、洪水又は高潮による災害の発生が予想される場合、国土交通大臣が指定する河川については国土交通省の出先機関の長（八代河川国道事務所長）が、熊本県知事が指定する河川等については知事が、水防を必要と認め警告を発するものをいう。

(8) 気象情報

気象情報とは、気象業務法に基づいて気象官署が、気象台の予報に関係のある台風、その他の異常気象等についての情報を、一般及び関係機関に対して具体的に速やかに発表するものをいう。熊本地方気象台は、熊本県を対象とする熊本県気象情報を発表するものとする。

(9) 火災気象通報

火災気象通報とは、消防法に基づいて熊本地方気象台が、気象の状況が火災の予防上危険であると認めるときに、その状況を直ちに熊本県知事に通報するものである。熊本県知事はこの通報を受けたときは、直ちにこれを町長に通報しなければならない。

火災気象通報を行う場合の基準は、次のとおりである。

- ・実効湿度 65 パーセント以下、又は最小湿度 40 パーセント以下で、熊本の最大風速が 7 メートルを超える見込みのとき。

(10) 火災警報

火災警報とは、消防法に基づいて町長が火災気象通報を受けたとき、又は気象状況が火災の予防上危険であると認めるとき、一般に対して警戒を喚起するために行う警報をいう。

(11) 土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報とは、熊本県と熊本地方気象台が共同で発表する情報で、大雨警報（土砂災害）発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が更に高まった時、市町村長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう市町村毎に発表する。

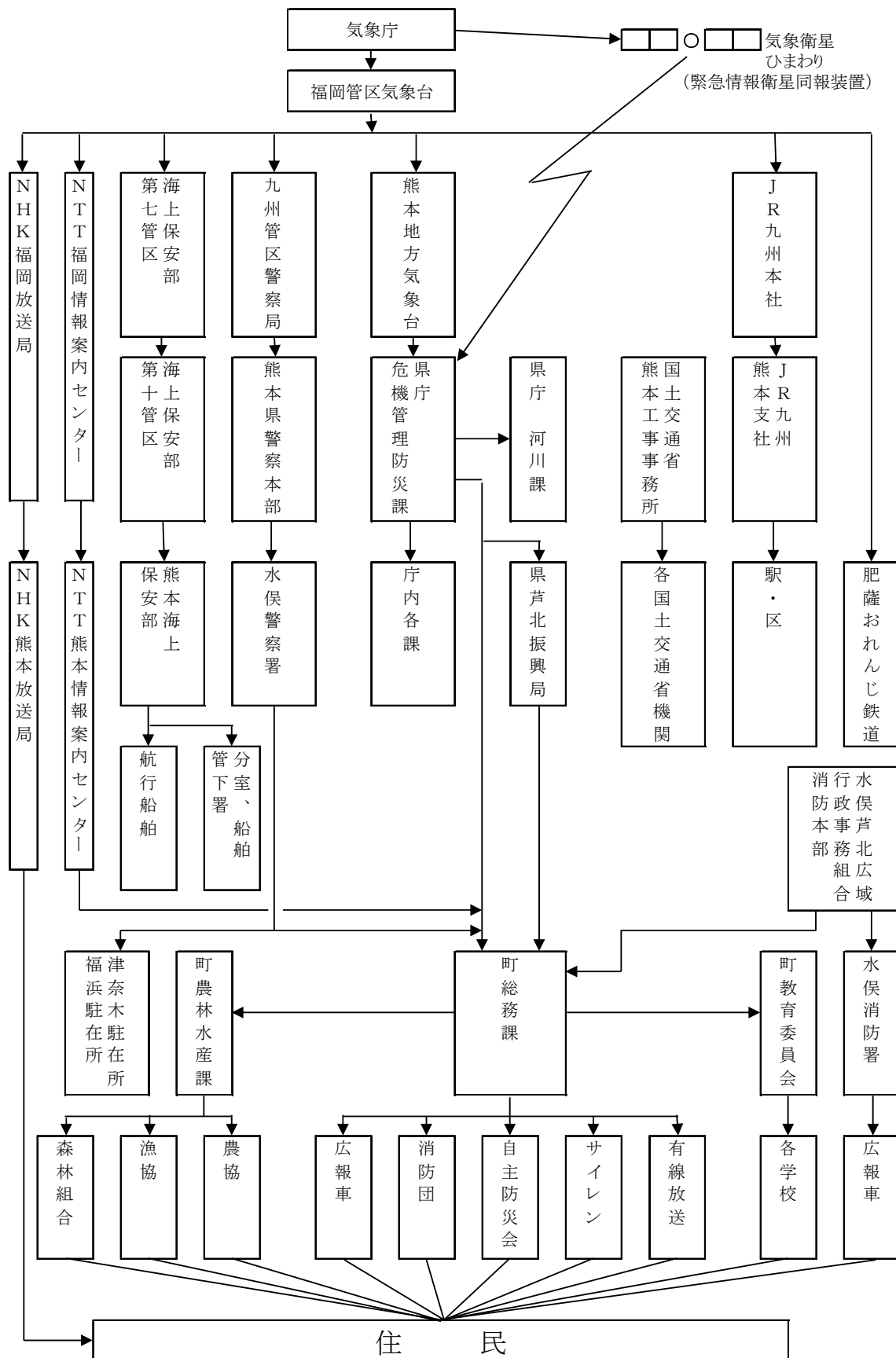
(12) 土砂災害危険度情報

土砂災害危険度情報とは、土砂災害による人的被害防止の観点から土石流危険渓流や急傾斜地崩壊危険箇所において土石流の発生や急傾斜地の崩壊が予想される場合、県が任意で発するものであり、土砂災害警戒情報を捕捉する情報である。

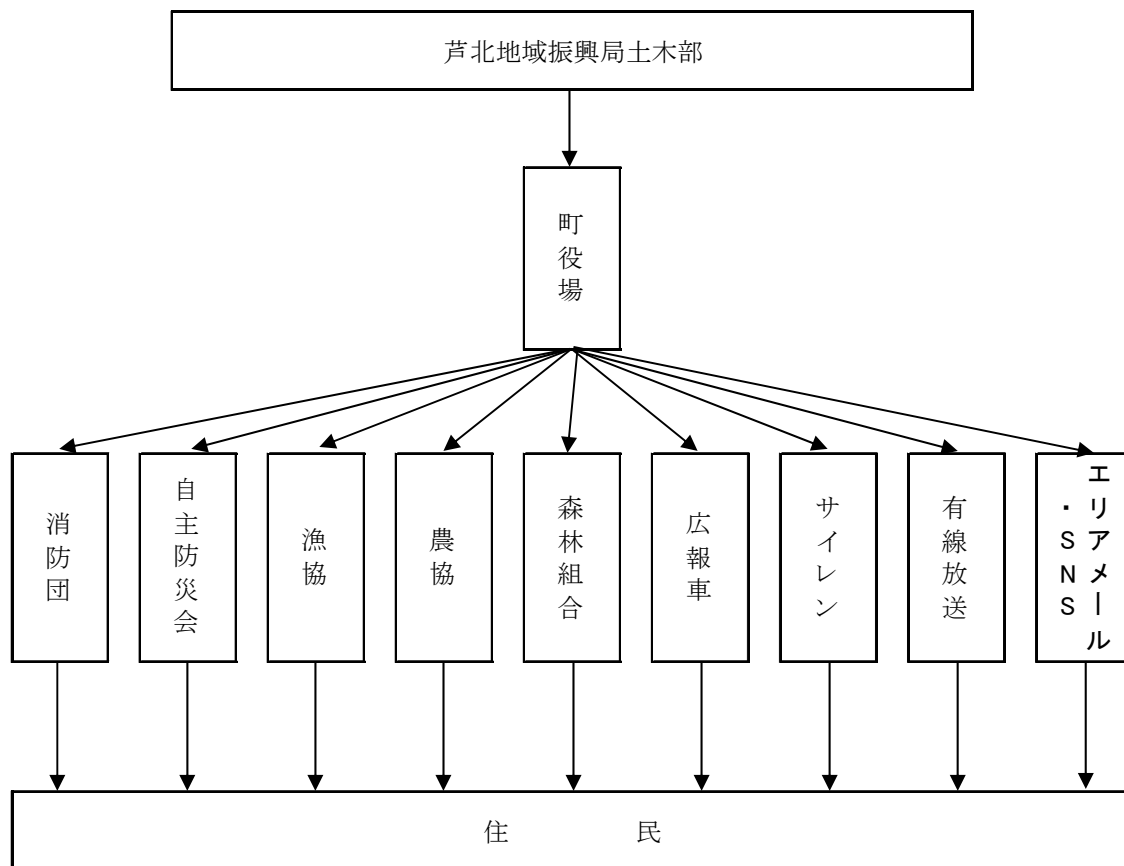
2. 伝達系統及び実施方法

(1) 気象台が発する気象予警報の伝達は次のとおりとする。

①気象予警報の伝達及びその方法



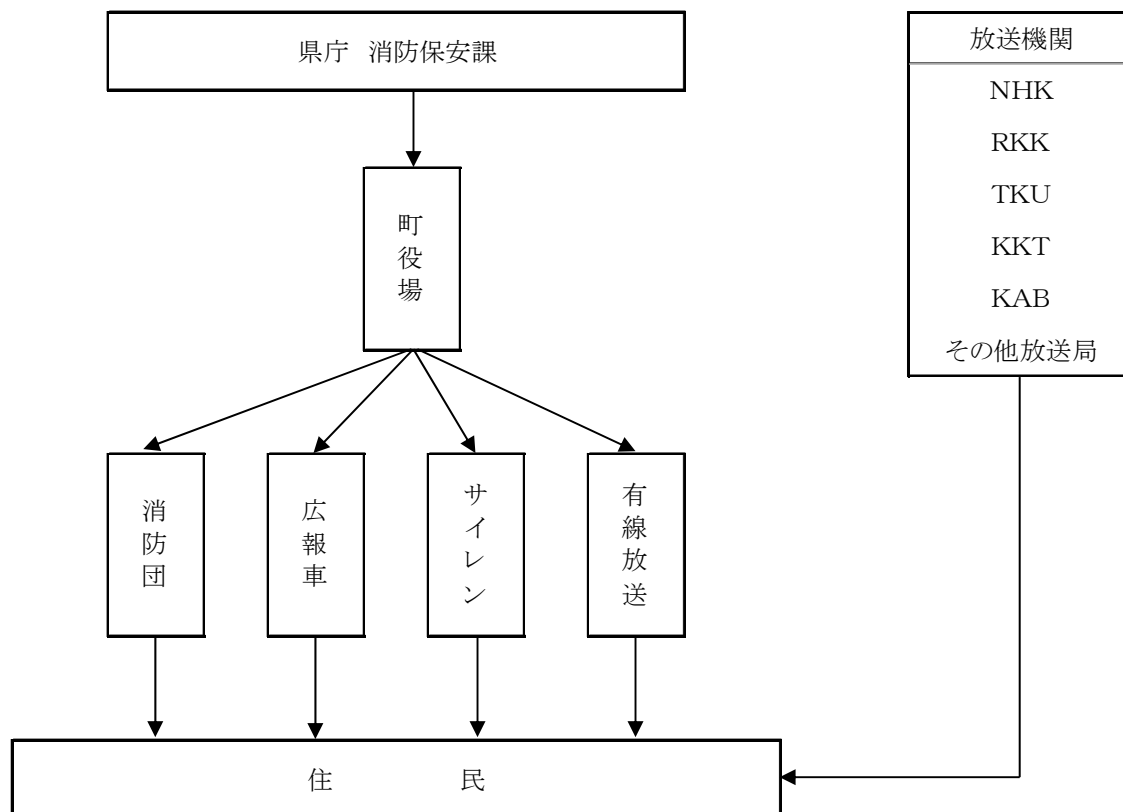
②水防警報の伝達及びその方法



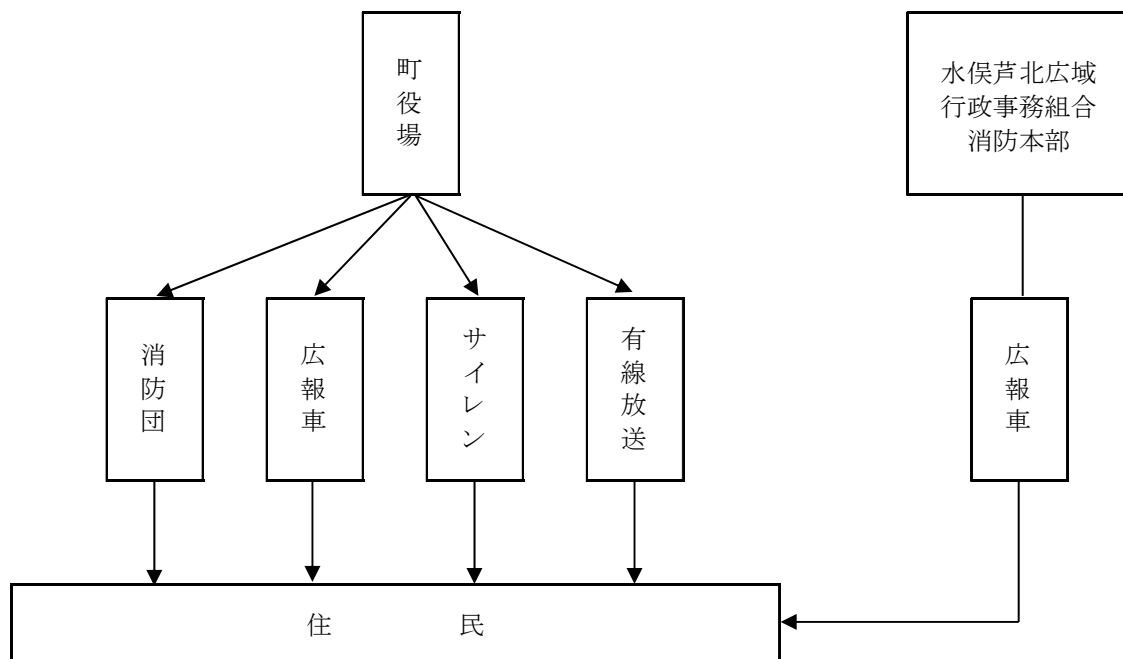
(2) 火災気象通報及び火災警報

火災気象通報及び火災警報の伝達方法は次のとおりとする。

① 火災気象通報



② 火災警報



3. 注意報及び警報等の取扱い

(1) 町における措置

勤務時間中に通報を受けた注意報及び警報等はその必要に応じ総務課長が直ちに（１）の①で定めた方法により伝達する。

勤務時間外に、注意報および警報等が通報されたときは、当直者が受領し、直ちに総務課長（不在の場合は総務課長補佐、若しくは総務班長）に電話または迅速な方法で連絡し、その指示を受け前記①と同様の方法で伝達するものとする。

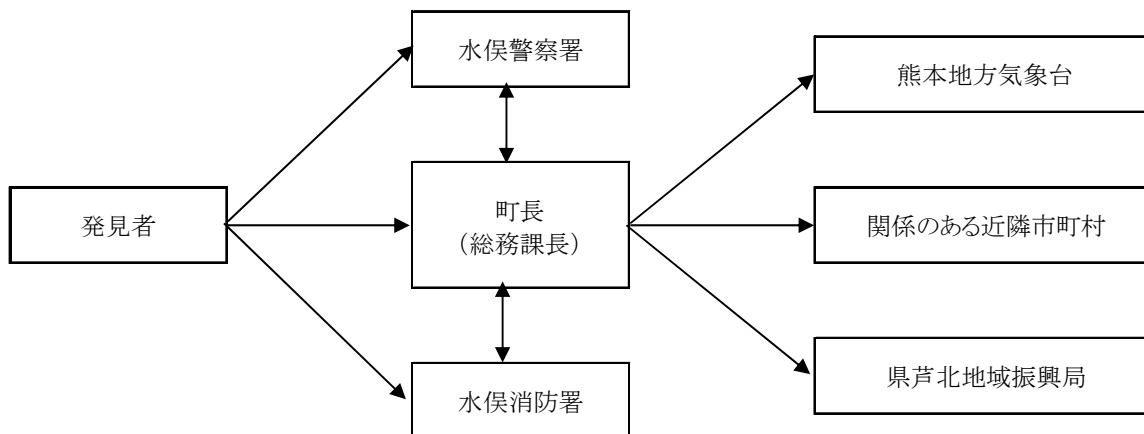
4. 予警報等伝達責任者

注意報および警報等の伝達を迅速かつ的確に実施するため予警報伝達責任者を総務班長と定める。

5. 異常現象発見時における措置

(1) 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は直ちに、町長又は警察署に通報するものとする。

(2) 異常現象を発見した場合における通報は次の方法による。



第4節 通信施設利用計画

災害が発生するおそれがある場合、又は災害が発生した場合における災害予警報の伝達若しくは被害状況等の情報収集その他応急措置等についての通信施設の利用は、次により行うものとする。

1. 災害警報の伝達に関する利用施設

- (1) 熊本県防災情報ネットワーク（防災行政無線）
- (2) 熊本県防災情報共有システム
- (3) 電 話
- (4) F A X

2. 被害状況等の収集

- (1) 各地区における被害状況について、現地から町又は町対策本部へ報告する場合は電話によるものとする。
- (2) 町長より芦北地域振興局、その他関係機関への報告は電話、熊本県防災情報共有システム又は熊本県防災情報ネットワーク（防災行政無線）によるものとする。

3. 前記以外の通信設備の利用

前記1. 2. による電話等の利用が不能となった場合は、次の専用電話、無線等を利用するものとする。

イ. 警察通信施設

ロ. 鉄道関係通信施設 肥薩おれんじ鉄道津奈木駅

4. 総ての通信設備が途絶した場合の措置

- (1) 使用者をもって万全を期すること。

第5節 情報収集及び災害報告取扱計画

災害対策基本法、災害救助法、その他法令等の規定による災害に関する情報収集、被害報告（以下「被害報告等」という。）の取扱いについては、下記の要領によって行うものとする。

1. 定義

この取扱要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害とは、暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑り、その他異常な自然現象、又は大規模な火事もしくは爆発、大規模な事故等の原因により生ずる被害をいう。
- (2) 被害の判定基準は、次のとおりである。

区 分		判 定 基 準
人 的 被 害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認した者、死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。また、災害関連死者とは、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。
	重傷者	災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち、1ヶ月以上の治療を要する見込みの者とする。
	軽傷者	災害のために負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち、1ヶ月未満で治癒できる見込みの者とする。
住 家 の 被 害	住家	現実に居住のため使用している建物。なお、社会通念上の住家であるかどうかを問わないものである。
	戸数	独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物または完全に区画された建物の一部を戸の単位とする。
	世帯	生計を一つにしている実際の生活単位をいう。例えば、同一家屋内の親子夫婦であっても生活の実態が別々であれば当然2世帯とする。
	住家全壊 (全焼・全流出)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは、流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	住家半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損害が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	床上浸水	住家の床以上に浸水したものおよび全壊あるいは半壊には該当しないが、土砂、木竹等の堆積のため一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	住家の床上浸水にいたらないものとする。
	一部破損	全壊（全焼、流失、埋没を含む）、半壊（半焼、流失、埋没を含む）に該当しないもので建物の一部が破損したものとするが、窓ガラス等が数枚破損した程度の軽微な被害は除くものとする。

※住家の被害についての被害認定区分は、準半壊と中規模半壊の追加により6区分へ変更となっている

区 分		判 定 基 準
非 住 家 の 被 害	公共建物	例えば、役場庁舎、公立保育所、公民館等の公用又は公共用に供する建物で全壊又は半壊したものとする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物で全壊または半壊したものとする。
り 災 者 等	り災世帯	災害によって全壊、半壊および床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一つにしている世帯とする。例えば、寄宿舍、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子夫婦であっても、生活が別々であれば分けて扱うものとする。
	り災者	り災世帯の構成員とする。
教 育 施 設 等	教育施設	地方公共団体の設置する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校の使用施設（共同利用施設を含む。）のうち、建物、工作物、土地又は設備に被害を受けた施設とする。
	社会教育施設	学校の教育課程として行われる教育活動を除き主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む）を行うための施設であって、体育館、公民館、図書館、博物館、青年の家及びその他必要な施設とする。
	文化財	文化財保護法第2条に定める文化財のうち、有形文化財、民俗文化財、記念物及び伝統的建造物群とする。
農 林 水 産 業 施 設	田の流失埋没	田の耕土、畦畔が流失したもの、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	作物の上部先端が見えない程度に水中に没したものとする。
	畑の流失・埋没及び畑の冠水	田の例に準じて取扱う。
	農業用施設	農地の利用又は保全上必要な公共的施設であって次のものとする。
		1. かんがい排水施設
		2. 農業用道路
		3. 農地又は農作物の災害を防止するため必要な施設。
	林業用施設	林地の利用又は保全上必要な公共的施設であって次のものとする。
		1. 林地荒廃防止施設（地方公共団体又はその機関の維持管理に属するものを除く）
		2. 林道
	漁業用施設	漁場の利用又は保全上必要な公共的施設であって次のものとする。
		1. 沿岸漁場整備開発施設
		2. 漁港施設
	共同利用施設	農業協同組合、農業協同組合連合会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会又は水産業協同組合、同連合会の所有する倉庫、加工施設、共同作業場及びその他の農林水産業の共同利用に供する施設とする。

区 分		判 定 基 準
公 共 土 木 施 設	河川	河川法が適用され、もしくは準用される河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水制、床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	海岸	国土を保全するために防護することを必要とする海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護するための施設とする。
	砂防	砂防法第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設とする。
	林地荒廃防止施設	山林砂防施設（立木を除く。）又は海岸砂防施設（防潮堤を含み、立木を除く。）とする。
	地すべり防止施設	地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設とする。
	急傾斜地崩壊防止施設	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設とする。
	道路	道路法第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
	橋りょう	道路と連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	漁港	漁港漁場整備法第3条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設とする。
衛 生 施 設	医療施設	病院、診療所及び助産所とする。
	その他	各種医療関係者養成機関、衛生検査所、歯科技工所、施術所、保健センター、火葬場、と畜場等とする。
環 境 施 設	水道施設	人の飲用に適する水として供給する施設であって、水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設とする。
	水質特定施設 排水施設 対象事業場	水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設、熊本県生活環境の保全等に関する条例第28条第2号に規定する排水施設及び熊本県地下水保全条例第7条第2号に規定する対象事業場で、災害によって人の健康又は生活環境に係る被害を生ずる恐れがあるものとする。
	廃棄物処理施設	ごみ処理、し尿処理施設及び産業廃棄物処理施設とする。
社 会 福 祉 施 設	老人福祉施設	養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び生活支援ハウス（高齢者生活福祉センター）とする。
	児童福祉施設	助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センターとする。
	心身障害者福祉施設	障害者支援施設、就労継続支援事業所、身体障害者福祉ホーム、補装具製作施設、点字図書館、聴覚障害者情報提供施設及び身体障害者福祉センターとする。
	介護保険施設	介護保険法に規定する介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、介護老人保健施設及び介護療養型医療施設とする。

区 分		判 定 基 準
都市施設	公園等	都市計画法第11条第1項第2号に規定する公園、緑地、広場、墓園、その他の施設とする。
	その他	街路、都市排水施設、防空壕、堆積土砂排除事業等の要件を具備したものとする。
公営住宅		公営住宅法により、地方公共団体が国の補助を受けて建設し、その住民に賃貸するための住宅及びその付帯施設とする。
農業関係被害	農作物等	米、麦、雑こく類、野菜、果樹、工芸作物、飼料作物、花卉、桑及び茶などとする。
	樹体	果樹、茶樹、桑樹等の樹体とする。
	家畜等	牛、馬、豚、鶏等の家畜及び畜産物とする。
	在庫品	農業協同組合及び農業協同組合連合会の所有又は管理する物（生産資材、食料品、消費生活物資等）とする。
	非共同利用施設	個人所有の倉庫、畜舎、ビニールハウス、その他の農業用施設とする。
林業関係被害	山地崩壊	土砂の崩落又は地すべりにより山地が崩壊したものとする。
	造林地等	人工造林地における造林木及び天然木(利用伐期齢級未満のもの)とする。
	林産施設	木材倉庫、貯木場、集運材施設、炭がま、木炭倉庫、しいたけ育成施設、特殊林産物倉庫、しいたけほだ木等とする。
	苗畑等	幼苗、山行苗の苗木及び苗畑やその附属施設とする。
	林産物	立木（利用伐期齢級以上のもの）、素材、製材、竹材、たけのこ、しいたけ、その他のものとする。
	在庫品	森林組合及び森林組合連合会並びに木・製材業者の所有または管理する物（木材、薪炭、特殊林産物）とする。
水産業関係被害	水産物	漁獲物、養殖物及び加工品等とする。
	漁船	漁業に従事する船舶、漁場から漁獲物等を運搬する船舶、漁業に関する試験、調査、指導、若しくは練習に従事する船舶又は漁業の取締に従事する船舶であって漁ろう設備を有するものとする。
	漁具	大型定置網、小型定置網、さし網、はえなわ、たこつぼ、えり、やな等とする。
	養殖施設	のり、かき、真珠、ほたて貝、はまち、たいなどの魚貝類の養殖施設とする。
	漁場	漁業法第6条に規定する漁業権の設定されている漁場とする。
	在庫品	水産業協同組合の所有又は管理するものとする。

区 分		判 定 基 準
商工業関係被害	商業	商品を売って利益を得ることを目的とする事業であって卸業、小売業、仲立ち業などとする。
	工業	原料を加工して有用物とする事業とする。
	鉱業	鉱物の試掘、採掘及びこれに附属する選鉱、製錬、その他の事業とする。
	観光施設	観光旅行者の利用に供される施設であって、宿泊施設及びその附属施設遊園地、動物園、スキー場及びその他の遊戯、観賞又は運動のための施設とする。
	船舶 (漁船を除く)	ろかいのみをもって運動する舟以外の舟で船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
火災発生		地震又は火山噴火の場合のみに発生した火災とする。
その他の被害	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害を受けたものとする。
	交通止め	冠水又は崩土等により交通止めとなった道路とする。
	がけ崩れ	道路、人家又はその他の施設に影響を及ぼす山崩れ、土石流、地すべり、がけ崩れとし、農林水産業施設、公共土木施設、農業関係被害及び林業関係被害欄に掲示したものを除いたものとする。
	電話	災害により通信不能となった電話の回線数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。

2. 収集および報告要領

- (1) 災害を覚知したときは、その災害の状況、災害に対してとるべき措置を別紙様式1（災害情報）により、その都度地域振興局に報告すること。
- (2) 災害による被害状況および応急措置状況等（様式2号）を一定時間（特に指定しない場合には、毎日9時30分まで及び14時30分までの2回）に、地域振興局等に報告すること。
- (3) 各部門別の被害状況については、町内の確実な被害状況等を取りまとめるうえ県等の出先機関に報告するものとする。この場合、必ず各部門主管課と連絡を密にし、被害報告等取扱責任者の決裁を得るものとする。
- (4) 同一災害による被害状況については、被害調査および応急対策が終了した後10日以内に文書（様式2号）をもって地域振興局等に報告すること。
- (5) 毎年1月1日から12月31日までの災害による被害状況（災害年報（様式5号））を、4月1日現在で明らかになったものを4月5日までに地域振興局等に報告するものとする。

3. 罹災証明書の交付

町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援処置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付するものとする。なお、町は平時から住家被害の調査の担当者の育成や、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

4. 報告等の種別

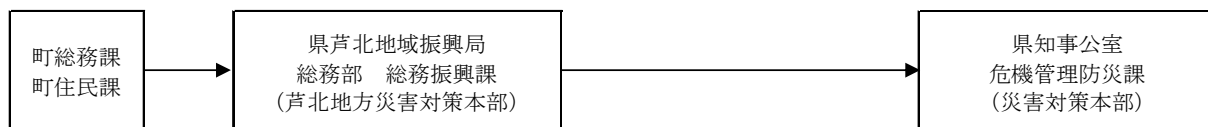
災害の報告は、災害情報、被害状況報告、被害状況確定報告、災害年報とし報告の区分及び報告様式は、次のとおりとする。

報 告 区 分	報告責任者	報告様式	摘 要
(1) 災害情報	総務課長	様式第1号	災害を覚知したときは、災害の状況および災害に対してとるべき措置等についてその都度報告すること。
(2) 被害状況報告 (速報)	総務課長	様式第2号	災害により発生した被害状況および応急措置状況を一定時間を置き報告するものとし、地域振興局及び熊本土木事務所にあつては集計表を付すること。
(3) 被害状況報告 (確定)	総務課長 住民課長	様式第2号	同一の災害に対する被害調査が終了したときまたは応急対策が終了した日から10日以内に文書をもって報告すること。
(4) 各部門別被害 状況報告 (速報・確定)	各部門別担当課長	各部門別ごとの報告 取扱要領による様式と する。但し、県危機管 理防災課の取りまとめ は様式3号による。	災害により発生した被害状況および応急措置状況を各部門別に一定時間を置き報告すること。又同一災害に対する被害調査が終了したとき、又は応急対策が終了した日から10日以内に文書をもって報告すること。
(5) 住民避難等報告	総務課長	様式第4号	住民の避難状況を一定時間置いて報告するものとする。
(6) 災害年報	総務課長	様式第5号	毎年1月1日から12月31日までの被害状況について4月1日現在で明らかにしたもの報告する。

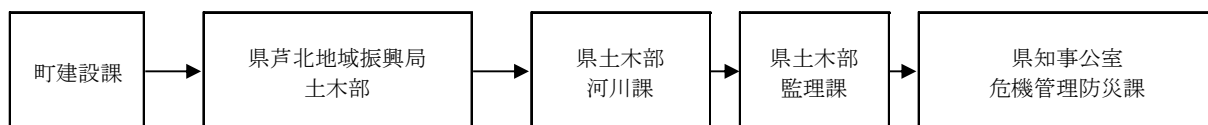
5. 報告等の様式および報告等の系統

町、県における被害報告は、次の報告系統によって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、本系統によらず直ちに必要な関係機関に報告することができる。

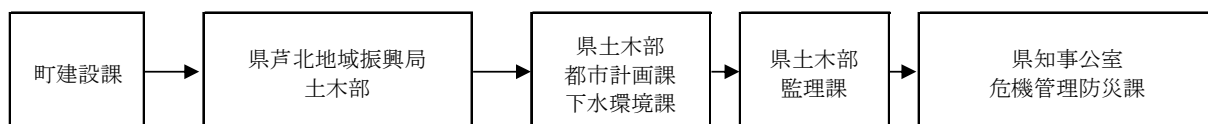
(1) 災害情報(様式第1号)、被害状況報告(速報)(様式第2号)、被害状況報告(確定)(様式第2号)、住民避難等報告(様式第4号)



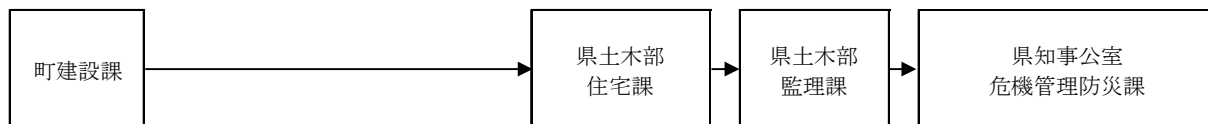
(2) 公共土木施設(河川、海岸、砂防、道路、橋りょう)関係被害報告(公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第5条第1項、第2項、規則第4条)



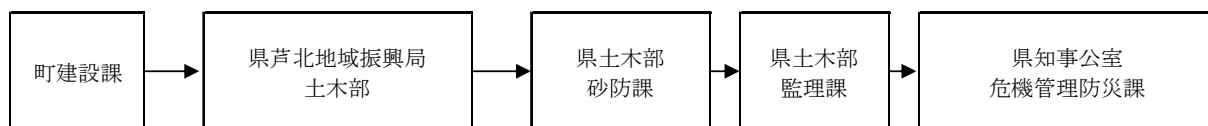
(3) 都市災害関係被害報告(都市災害復旧事業費国庫補助に関する基本方針)



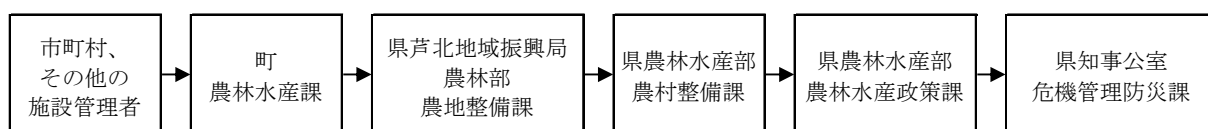
(4) 住宅(公営)関係被害報告(住宅局長通達「住宅災害速報の提出について」)



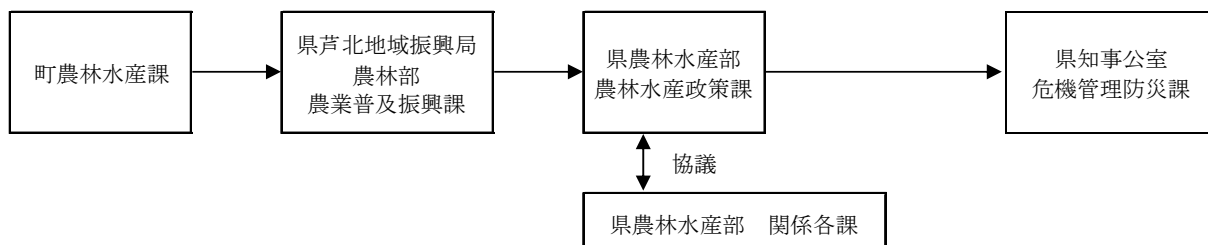
(5) 土砂災害関係(土石流、地すべり、急傾斜)被害報告(国土交通省河川局砂防部砂防計画課長、保全課長通達による「土砂災害による被害状況報告の提出について」)



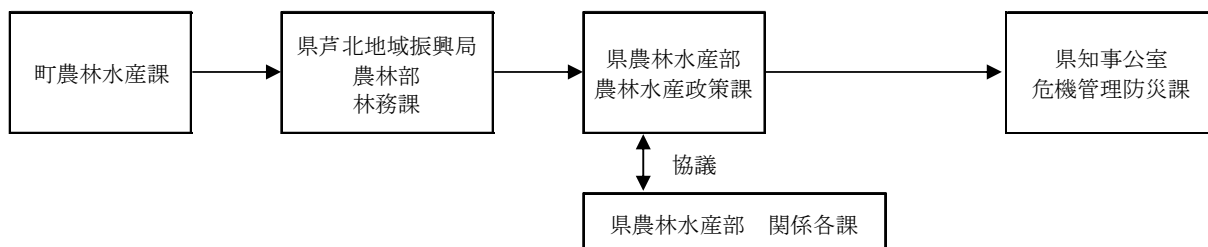
(6) 農地および農業用施設関係被害報告（農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律に基づく農地、農業用施設災害復旧事業事務取扱要領）



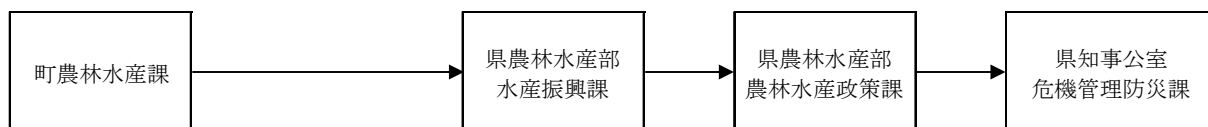
(7) 農業関係被害報告（農林水産省「農林水産業被害報告取りまとめ要領」）



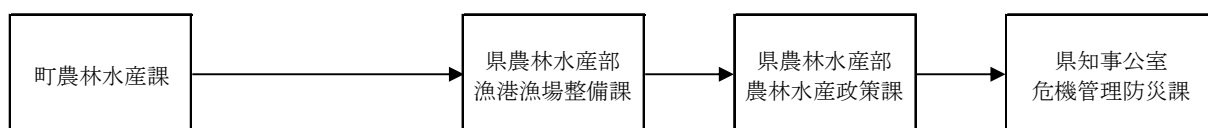
(8) 林業関係被害報告（農林水産業被害報告取りまとめ要領、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第5条第1項、第2項、規則第2条）



(9) 水産業関係被害報告（農林水産業被害報告とりまとめ要領）



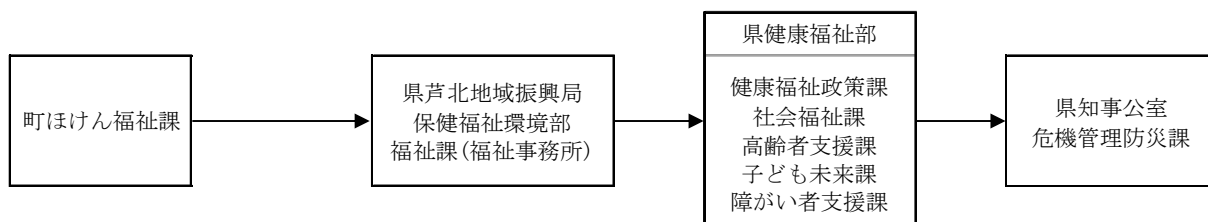
(10) 漁港関係被害報告（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第5条）



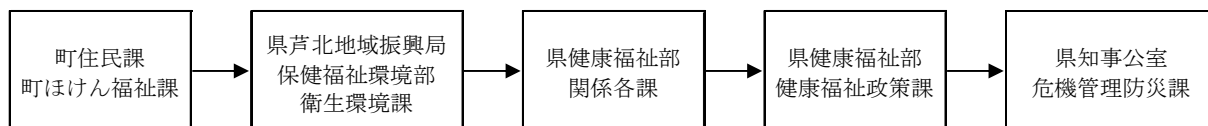
(11) 災害救助関係被害報告（社会局長通知「災害救助法による救助の実施について」）



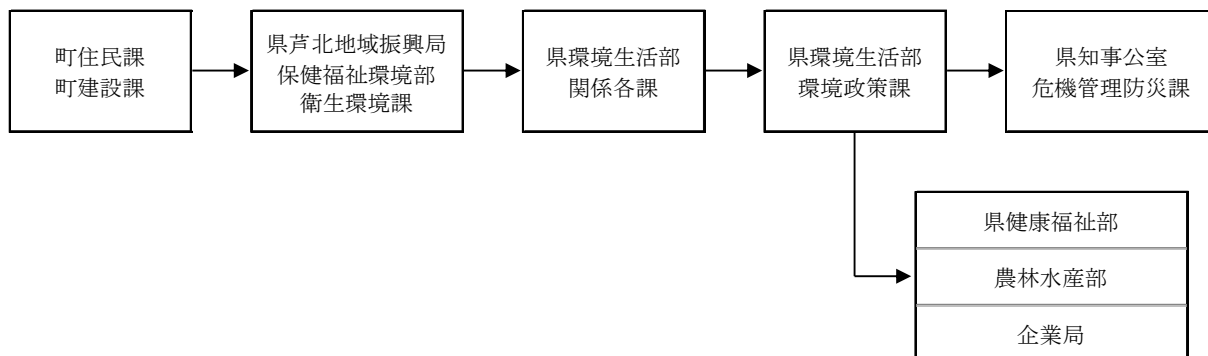
(12) 社会福祉施設、児童福祉施設関係被害報告



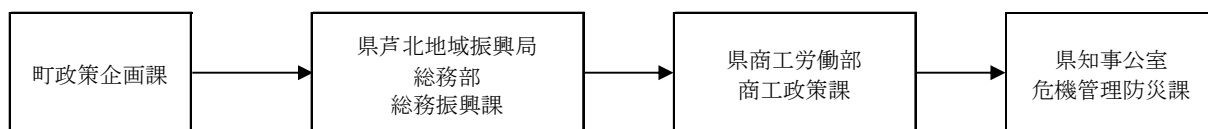
(13) 衛生関係被害報告（医療関係、火葬場、と畜場、保健センター）



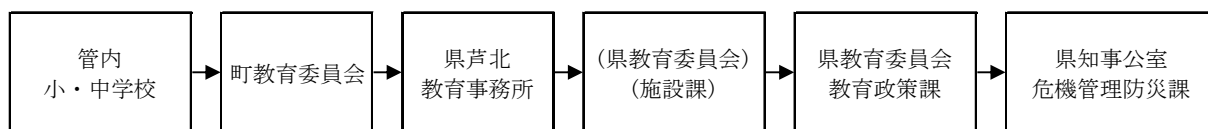
(14) 環境関係被害報告（水質特定施設、水道施設、排水施設、対象事業場、廃棄物処理施設）



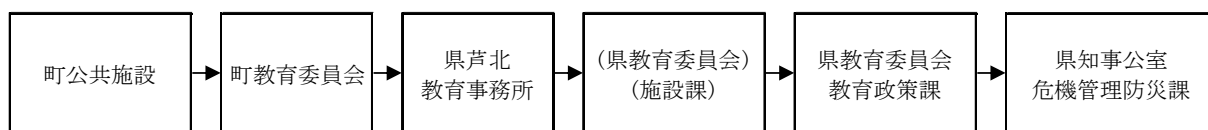
(15) 商工関係被害報告（商業、工業、鉱業、船舶）



(16) 公立学校施設関係被害報告（文部省管理局長通知「公立学校施設災害復旧費国庫負担事業の事務手続等について」）



(17) 教育関係公共施設（庁舎、社会教育施設、社会体育施設、文化財等）に係る被害報告



(18) その他の被害報告



第6節 広報計画

町内の災害時における情報及び被害状況を報道機関その他を通じて、速やかに関係機関並びに住民に周知徹底し被害の軽減と民心の安定を図る。

1. 広報担当

- (1) 通常災害に関する広報担当は、政策企画課政策企画班とする。
- (2) 災害対策本部が設置されたときは、同本部組織内に定めるとおりとする。

2. 広報資料の収集

- (1) 総務対策部は各対策部及び各機関と連携を密にし、災害に関する広報資料（写真を含む）の収集を速やかに行うものとする。
- (2) 住民協力による資料提供

町長が災害に関して、予防対策又は応急復旧対策上必要があると認められる写真等の資料を有すものに対し直接資料の提供を求めるとき、住民は協力するものとする。

3. 住民等に対する広報活動

庁内連絡及び住民に対する広報は、「第3章第2節 災害予警報伝達計画」の定めるところにより行う。

4. 報道機関に対する情報発表の方法

災害に関する情報の報道機関等、対外への発表は、町長の指示に従い災害報告担当者と連携して総務課長が発表するものとする。

第7節 応急措置計画

1. 町長の応急措置

(1) 町長の応急措置についての責任

町長は本町に災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又は防災計画の定めにある処により災害の発生を防御し又は拡大を防止するため必要な応急措置を速やかに実施するものである。

(2) 消防機関の出動命令等

町長は災害が発生するおそれがあるときは、消防機関に出動の準備をさせ若しくは出動を命じ、又は警察官に出動を求める等、災害応急責任者に対し、応急措置の実施に必要な準備をすることを要請、若しくは求める。

(3) 設備物件の除去等事前措置

町長は災害が発生するおそれがあるとき、又は災害を拡大させるおそれがあると認められる設備、又は物件の占有者・所有者に対し、災害を防止するため必要限度において、当該設備又は物件の除去保安その他必要な措置をとることを示し、又はこれからの指示について状況により警察署長に要請することができる。

(4) 警戒区域の設定

町長は災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認める場合は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対し当該区域への立入を制限し、又は当該区域から退去を命じ、又はこれらのことを行うことを警察官に求めることができる。

(5) 工作物等の使用、収用等

町長は災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に応急措置を実施するため緊急の必要があると認めた場合は、現場の災害を受けた工作物又は物件で当該応急措置の実施の支障となる物の除去その他必要な措置をとり、若しくはこれらの措置について警察官に求めることができる。

町長は工作物を除去したときはその保管、公示売却及び売却手続き、費用徴収、返還することのできない場合の帰属等について基本法第 64 条 2 項後段、第 3 項第 4 項、第 5 項第 6 項同法施行令第 25 条第 26 条第 27 条の規定に基づいて行うものとする。

(6) 業務命令

町長は当該町内に災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に応急措置を実施するため緊急の必要があると認める場合は、区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にあるものを当該応急措置の業務に従事せしめ、若しくはこれを警察官に求めることができる。

(7) 損失補償

町長は、前期 (5) により町長による工作等の使用収用等の処分が行われたため当該処分により生じた損失によって補償の請求があったときは、これを補償する。

(8) 応急措置の業務に従事したものに対する損害補償

町は、町長又は警察官が前期 (6) の業務命令及び (4) の警戒区域の設定のため、当該区域内の住民又は応急措置を実施すべき現場に居る者を応急措置の業務に従事させた場合は、当該業務に従事した者が、そのため死亡、負傷、若しくは病気又は病疾となった場合は、その者及びその者の遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害の補償について、基本法施行令第 36 条に規定する基準に従い条例の定めるところにより行う。

(9) 災害救助法が適用されたときは、町長は知事の補助として救助業務を行なう。

2. 町の委員会委員の応急措置

本町の各種委員会委員、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者その他法令の規定により応急措置実施について責任を有する者は、本町内に災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、所掌業務に係る応急措置を実施し、又は町長の実施する応急措置に協力しなければならない。

第8節 自衛隊派遣要請計画

1. 災害派遣要請基準

自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 83 条の規定に基づき自衛隊派遣を要請する場合の基準は次のとおりである。

(1) 天災地変その他災害に際して、人命又は財産保護のため実施を要しかつ被災地の消防団等によって対処し得ないと認められたとき。

(2) 災害の発生が目前にせまり、これが予防に急施を要するため、自衛隊の派遣以外に方法がないと認められるとき。

(3) 派遣要請

町長は、県芦北地域振興局長を経由して知事に要請するものとする。

(※なお、町が避難指示を発令した場合、連絡員が派遣される場合がある)

2. 派遣部隊等の処遇

自衛隊に対し、次の事項に留意すると共に自衛隊の任務と権威を侵害することのないよう処理するものとする。

- (1) 派遣部隊の宿舎施設又は野営施設を準備しておく。
 - (2) 自衛隊の任務を充分理解し、応急対策後の一般復旧計画は別途依頼する。
 - (3) 自衛隊の作業に対して、町当局及び住民が傍観するような態度をとらないよう配慮する。
 - (4) 災害地における作業に関しては、町と自衛隊指揮者との間で充分協議して決める。
- その他使用器材等の準備経費の負担区分については、県計画によることとする。

第9節 避難計画

災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し危険な状態にある住民等を安全な場所に避難させるための計画は次による。

1. 緊急避難場所及び避難所

町は公民館、学校等の公共的施設等対象に、災害のおそれのない場所に、地域の人口、地形、災害に対する安全性等に考慮し、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保できる指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図るものとする。

(1) 指定緊急避難場所

被害が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される洪水等の水位以上の高さに避難者の受入部分及び当該部局への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定するものとする。

(2) 指定避難所

被災者を滞在させるために必要とする適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定するものとする。

また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

2. 実施責任者

住民等を災害から保護するため避難命令を発すべき権限のある者は、次のようにそれぞれの法律によって定められている。

(1) 町長（基本法第60条）

町長は、避難のため「立退き勧告」「立退き及び立退き先の指示」をすることができる。

(2) 警察官（基本法第61条、警察官職務執行法第4条）

(3) 水防管理者（水防法第22条）

(4) 知事又はその命令を受けた県職員（水防法第22条）

(5) 災害のため派遣を命ぜられた自衛官（自衛隊法第94条）、警察官が現場にいない場合に限る。

以上の避難処置を命令すべき権限を有する者は、住民に危険をもたらすおそれがあると判断したとき、第1次的に災害応急実施責任者である町長を中心に相互連絡協調して住民等を安全な場所に避難させるよう措置するものとする。

3. 避難計画

(1) 避難予定場所の住宅地、名称、収容人員、被災地域の最短距離の学校及び公共施設とするが、その都度本部より指示することとする。

(2) 避難命令の発出基準

町は、避難指示等を適切なタイミングで適当な対象地域に発令できるように、あらかじめ発令の判断基準等を定めておくものとする。

イ．町民の自主避難

実施責任者は、災害が発生する恐れのある気象予警報が発表された場合、町民に対して自主避難を促す注意喚起を広報するものとする。また、災害の発生する恐れのある地域の住民は、災害を未然に防ぐため自主避難する。

この場合の避難所は、町が定めた避難施設とする。ただし、災害の危険が切迫し指定避難施設への避難が困難な場合は、安全の確保ができる最寄りの集会施設等に一時避難する事ができるものとする。

ロ．高齢者等避難

避難に時間がかかる「避難行動要支援者（高齢者や障害者等）」の避難に要する時間を確保するため、危険な場所から早めの避難を呼びかけるものとする。

なお、高齢者等避難の発表には、熊本地方気象台などの各気象情報等の発表及び第 3 章第 2 節災害対策本部設置前の配備体制等を参考にする。

ハ．避難指示

地震、暴風、洪水、高潮その他災害発生の事象が高齢者等避難の段階より悪化し、災害発生の危険性が切迫した場合、又は災害が発生し、二次災害の恐れがあり、直ちに避難する必要があると町長が判断した場合、直ちに危険な場所から全員避難の措置をとるものとする。

なお、避難指示の発表には、熊本地方気象台などの各気象情報等の発表及び第 3 章第 2 節災害対策本部設置後の配備体制等を参考にする。

（3）避難命令の伝達周知方法

イ．伝達責任者及び伝達組織

町長は、その必要が生じた場合は、本部情報責任者及び支部長へ伝達し、情報責任者等は伝達責任者となる。ただし、緊急事態発生の場合は現地職員及び消防分団責任者が伝達責任者となる。

ロ．周知手段

町長より伝達をうけた伝達責任者は、次の方法により被災住民に対し迅速的確に伝達するものとする。

- ① 有線放送 ②サイレン ③警鐘 ④広報車 ⑤電話 ⑥エリアメール・SNS

以上の方法が利用できない状況になった場合は、職員を使者として伝達する。

（4）指定避難所の運営

町は、あらかじめ指定避難所ごとの担当職員の居住地にも配慮して定めるなど、発災後の迅速な人員配置に努めるとともに、自主防災組織（自治会・消防団等）とも連携して、円滑な運営に努めるものとする。自主防災組織等は、指定避難所の運営に対して、町に協力するとともに、自主的に秩序ある避難生活を確保することとする。

また、町は円滑な避難の運営するための備品等（非常用電源等）の整備や新型コロナウイルス感染症対策やプライバシーの確保などの避難生活の環境改善のための備品等（パーテーションや段ボールベッド、仮設トイレ等）の整備に努め、男女共同参画など多様な視点に配慮した避難所の運営に努めるものとする。

(5) 指定避難所以外の避難体制

- イ. 大規模災害時は、避難所が不足するおそれがあるので、国・県の施設や近隣市町村も含めた民間施設が活用できるように、広域避難も視野に入れたうえでの災害協定等の締結に努め、不測の事態に備えるものとする。
- ロ. 車中泊専用の避難場所は文化センター駐車場とし、避難所運営の担当職員が対応する。
- ハ. 大規模災害時に福祉避難所の開設及び運用ができるように、福祉避難所の協定を締結し、平常時から福祉避難所開設・運営のための連携をとり、対象の要配慮者の避難生活が送れるよう環境整備に努める。
- ニ. ペット同行避難については、ペット飼育のできる環境づくりに努める。

(6) 避難経路の設定及び交通規制

- イ. 避難経路及び巡回道路
それぞれ防災に従事している消防団及び職員が、現地において指示する。
- ロ. 交通規制
振興対策部の整備管理班が、現地において指示する。

4. 教育機関等の避難計画

本町教育委員会、又は学校長は登下校中の学生生徒児童の避難が避難命令者の指示に基づき速やかに実施できるよう次の事項について定めておくものとする。

- イ. 避難実施責任者
- ロ. 避難の順位
- ハ. 避難誘導責任者及び補助員
- ニ. 避難誘導の要領
- ホ. 避難誘導後の処置

5. 災害救助法による避難開設要領

災害救助法が適用された場合、避難所の開設の基準等は同法及びその運用方針によるが、その概要は次のとおりである。

(1) 避難場所

一時的に学校及び公民館、神社、寺院、旅館等の既存施設を利用する。

(2) 収容する罹災者

- イ. 住家が被害を受け、居住の場所を失った者
- ロ. 現実に災害に遭遇し、速やかに避難しなければならない者
- ハ. 避難命令の出た場合等で現に被害をうけるおそれのある者

(3) 期間

原則として、災害発生の日から7日以内とする。

第10節 救出計画

災害のため生命、身体が危険な状態にある者、あるいは生死の不明の状態にある者を搜索し又は救出してその者の保護を図る。

1. 実施機関

- (1) 町長は、警察機関と協力して罹災者の救出を実施するものとする。
- (2) 災害の現場にある者は、罹災者の救出について町長等に協力するものとする。

2. 救出対象者

(1) 災害によって生命、身体が危険な状態にあるもので、救出を必要とする者は、おおむね次のような場合とする。

イ. 火災の際に火中に取り残されたような場合

ロ. 地震やがけ崩れ及び山崩れ等のため、倒壊家屋の下敷となったような場合

ハ. 水害の際に流出家屋とともに、流される等、孤立した地域等に取り残されたような場合

ニ. 山津波により生き埋めになったような場合

ホ. 登山者が多数遭難したような場合

(2) 災害のため行方不明の状態にあり、かつ諸般の情勢から生存していると推定される者、また生命があるかどうか明らかでない者とする。

3. 作業班

(1) 救出作業は、消防対策部のうち、消防分団ごとに班を編成し、これにあたる。

(2) 班長は各分団長とし、分団長不在の場合は副分団長をもってあてる。

4. 救出応援

町部局において救出作業ができない場合、または機械器材等の調達ができない場合は、芦北地域振興局に対し応援を要請するものとする。

5. 救出期間

救出の期間は原則として災害発生の日から3日以内とする。ただし、災害発生の日から3日以上を経過しても生存していると思われるときは、救出期間を延長して救出を続行するものとする。

第11節 土砂災害警戒避難体制整備計画

土砂災害防止法(平成12年法律第57号)に基づき指定された急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民の生命又は身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域(土砂災害警戒区域、特別警戒区域)における危険の周知、警戒避難体制の整備に努めるものとする。

1. 土砂災害警戒区域における対策

県知事による土砂災害警戒区域の指定を受けたときは、町地域防災計画において、警戒区域ごとに情報伝達、予報・警報の発令及び伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項を定めるとともに、情報の伝達方法、避難地に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物(ハザードマップ等)の配布その他必要な措置を講じる。

2. 土砂災害に関する情報の収集・伝達

町長は、県・気象台等から気象・雨量情報、土砂災害警戒情報等を収集するとともに、住民、警察、消防団等から前兆現象や災害発生等の情報を収集し、これらの情報に基づき、住民へ土砂災害発生の危険性や避難指示等、避難所の開設状況を伝達するものとする。

(1) 警戒体制

警戒体制は、土砂災害警戒区域・特別警戒区域において、災害の発生するおそれのある異常な気象現象により、町長が特に必要と認めた場合、警戒体制をとるものとする。

① 土砂災害警戒区域・特別警戒区域に対する警戒及び巡視

② 雨量情報、土砂災害警戒情報、避難所開設状況等を住民に提供

③ 必要により、災害情報、自主避難を注意喚起、高齢者等避難・避難指示の伝達

(2) 情報の収集及び伝達

- ① 避難指示等の判断のため、住民からの前兆現象（湧水、亀裂、竹木等の傾倒、人家の損壊状況等）や近隣の災害発生情報等を収集する。
- ② 情報は、危険性を段階的に伝達し、避難の準備等が時間的余裕をもって行えるようにするものとする。
- ③ 福祉対策部は、避難行動要支援者関連施設に対して、施設利用者の円滑な警戒避難が行えるよう、施設管理者に対して土砂災害に関する情報を伝達するとともに、在宅の避難行動要支援者に対する避難支援体制を確立するものとする。

3. 避難等の基準及び避難勧告等の伝達方法は、第3章9節避難計画によるものとする。

第12節 避難行動要支援者の安全確保計画

1. 現状と課題

近年の都市化、高齢化、国際化等社会構造の変化により、乳幼児、身体障害者、知的障害者、精神障害者、病人、高齢者、妊婦等が、災害発生時において、その特性のために他者より不利な状況に置かれるいわゆる避難行動要支援者の増加がみられる。特に、社会福祉施設の入所者には、避難行動要支援者が多い。在宅生活では、一人暮らしや高齢夫婦世帯など、家族による援助を受けにくい者が増えている。

このような避難行動要支援者は、災害発生時の情報把握や安全な場所への避難等について、自らの力のみで迅速かつ適切な行動をとることが難しい面がある。さらに、避難行動要支援者の自立した生活には介護機器、補装具、特定の医療用品などが必要であるが、災害時にはその確保が困難となる。

そのため、避難行動要支援者の状況、障害等の特性に応じた防災対策が適切に講じられる必要がある。

2. 基本方針

避難行動要支援者の状況を把握し、それに応じて防災知識の普及を図るとともに、緊急時に備え、避難行動要支援者及びその保護者等との連絡体制、状況の確認方法等の整備・把握に努める。

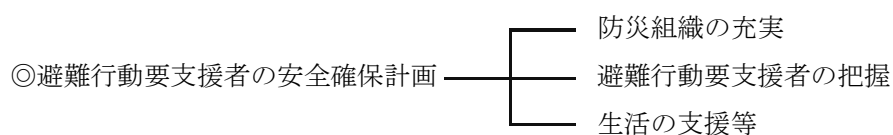
また、医療・福祉対策との連携の下で、避難行動要支援者に対する速やかな支援のための協力体制の確立等を図り、防災施設等を整備するとともに、避難行動要支援者にも対応できる避難先を確保する。

社会福祉施設においては、避難行動要支援者が災害発生時においても安全で快適な暮らしができるよう、平素から、施設・設備の点検・整備、防災組織の整備、防災教育・訓練の実施等、防災対策の充実に努めるよう指導を行う。

地域においては、自主防災組織の育成により、避難行動要支援者に対する体制を整備するとともに、避難行動要支援者を助け合える地域社会づくりを進める。

なお、本計画を遂行するために「避難行動要支援者避難支援全体計画」及び「同個別計画」を別途策定する。

3. 対策



（１）防災意識の普及

[町]

避難行動要支援者の実情を基に、災害時の安全を確保できるように防災部局と福祉部局が連携を深め、消防団・自主防災組織・社会福祉協議会等と連絡を密にしながら、避難行動要支援者をはじめ家族、民生委員、関係施設職員及びボランティア等と共に防災意識の高揚並びに防災知識の普及啓発を行っていく。

[社会福祉施設等]

社会福祉施設等の管理者は、施設職員や入所者等に対し防災教育を実施する。特に、自力による避難が困難な入所者のいる施設にあっては、職員が手薄になる夜間の防災訓練の充実を図る。

また、災害の防止や災害発生時における迅速かつ的確な対応を行うため、施設職員・入所者等の任務分担、動員計画、緊急連絡体制のマニュアルを作成し、実施する。

[住民・自主防災組織]

日頃から、家庭で災害発生時の安全対策の点検整備を行う。また、地域ぐるみで防災活動を行うため、災害要援護者の把握、防災対応・防災環境の確認を行う。

避難行動要支援者は、自己の身体状況に応じた生活方法、介護方法、医療データ等を自ら把握し、日常生活に必要な用具、補装具、特定の医療品等の入手方法等について明確にしておくとともに、必要な物品は非常持ち出し袋等に詰め、いつでも持ち出せるように常日頃から努めるものとする。

（２）避難行動要支援者名簿の作成

町は、町地域防災計画の定めるところにより、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平時より、避難行動要支援者の居住地、自宅の電話番号・家族構成・近隣の連絡先、災害時の当該地域外の連絡先、その他災害時における安否確認の方法等の詳細情報を把握し、避難支援等を実施するための基礎となる避難行動要支援者名簿を作成するものとする。なお、迅速かつ確実に安否確認を行うため、消防団・自主防災組織等と協力し、複数の安否確認の方法を整備する。また、援護を要する高齢者等の情報把握については、民生委員や社会福祉協議会等と協力し、情報を定期的に更新することとする。

（３）避難支援関係者等への名簿情報提供

町は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、町防災計画に定めた消防機関、警察、民生委員・児童委員、津奈木町社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制を整備するものとする。

なお、町は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命または身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、避難行動要支援者の同意を得ることなく、名簿情報を提供することができるものとする。

避難行動要支援者の個人情報については、プライバシーを尊重し、その扱いには十分注意するものとする。

（４）避難行動要支援者の把握

[地区住民・自主防災組織]

避難行動要支援者は、災害時に自らの安否を連絡できるよう、役場、近隣の住民、県外の連絡先、

近隣の福祉施設等とのつながりを保つよう努力するものとする。

また、避難行動要支援者の近隣の住民は、日頃から可能な限り避難行動要支援者に関する情報を把握しておくよう努めるものとする。

[消防団]

日頃から管轄内を訪問し、避難行動要支援者の把握に努める。また、防災知識の普及を図るとともに、緊急時に備え、避難行動要支援者及びその保護者等との連絡体制等の助言を併せて行う。

(5) 生活の支援等

[町]

災害時において、避難行動要支援者に対する避難所支援が迅速かつ的確に行われるよう、以下の対応を行う。

イ. 避難行動要支援者支援窓口【福祉対策部】を設置し、避難行動要支援者の避難状況及び避難誘導手配等の状況を把握し、安否確認及び必要な支援を行う。

ロ. 避難行動要支援者支援窓口で受けた避難所への移送依頼については、防災部局と連携し、管轄の消防団等へ依頼し移送の支援を行う。

ハ. つなぎ文化センターを避難行動要支援者対応避難所として指定し、避難所での支援を行う。

二. 避難所での支援体制をより強化するために、介護ボランティア等生活支援のための人材確保に努める。

ホ. 有線放送、広報車、消防団、自主防災組織等により災害情報等の提供を行う。

ヘ. 避難所へ必要な資機材（車いす、多目的トイレ等）の配備を行う。

ト. 避難所へ保健師等を配置し、生活支援及び健康相談等を行う。

[住民・自主防災組織・消防団]

災害時において、避難行動要支援者の安否確認及び避難状況の確認を心掛け、避難行動要支援者支援窓口へ報告を行う。また、役場より要請があれば避難所等への移送を行う。

(6) 要配慮者利用施設

土砂災害警戒区域区域内においての対象施設(資料第3号)において、避難確保計画を作成しており、毎年計画の見直しを行うものとし、各施設においては避難訓練等の実施を行う。また、津奈木川洪水浸水想定区域区域内においての対象施設(資料第4号)においては、避難確保計画の作成を行う。

第13節 死体搜索及び収容埋葬計画

災害により現に所在不明の状態にあり、かつ周囲の事情から死亡していると推定される者を搜索し、又は死亡者の死体処理を行ない民心の安定を図るものとする。

1. 実施機関

死体の搜索及び処理等は、町長が警察機関、消防機関等の協力を得て行う。救助法が適用され知事から委任を受け、又は知事において救助の暇がないときは、知事の補助機関として町長が行なう。

2. 搜 索

(1) 搜索対象者

町長が、災害規模がきわめて広範囲で激甚であるため、搜索の必要を認めたときの死亡者

(2) 搜索の期間

死体搜索の期間は、原則として災害発生の日から5日以内とする。

ただし、災害発生の日から5日以上経過しても、現に搜索を行なう必要がある場合は期間を延長

して捜索を行うものとする。

(3) 捜索の方法

警察機関、消防団、漁業協同組合その他地区住民の協力を得て行なうものとする。

3. 死体の処理

死体の処理は、災害の際死亡した者について、災害後の混乱のためその遺族が死体識別等の処置、死体の一時保存或いは検案を行うことができない場合に、これらの処理を実施するものである。

なお、死体は警察機関が検視後、町長等に引渡された後で処理を行なうものとする。

(1) 処理の内容

死体の処理は、おおむね次の3種類とする。

イ. 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理

ロ. 死体の一時保存

ハ. 検案

(2) 埋葬

災害後の混乱のため、遺族が埋葬を行なうことが極めて困難な場合等に応急的に埋葬を実施するものとする。

(3) 火葬場等の状況

水俣芦北広域火葬場（津奈木町大字千代 700 番地） 1 日処理能力 12 体（成人）

4. 災害救助法が適用されたときの措置

災害救助法が適用されたときは、死体捜索および収容埋葬は県防災計画並びに災害救助法及びその運用方針に従い措置する。

第 14 節 公安警備計画

災害に際し、住民の生命、身体及び財産の保護並びに被災地の公安と秩序を維持し、警察その他の関係機関及び地区住民と協力して応急措置の活動にあたる。

町長は、災害時における公安警備は警察機関で行うことになっているが、災害の規模によって警察機関が及ばざる点はその要請に応じ、消防団等の協力体制を整えておくものとする。

第 15 節 食糧供給計画

罹災者及び災害応急現地従事者等に配給する食糧の確保と炊出し、その他食糧の給与は次の要領に基づいて実施する。

1. 実施機関

(1) 罹災者及び災害応急現地従事者等に対する食糧の供給は町長が実施する。

(2) 災害救助法が適用されたときは、知事が行うが、知事から委任されたとき、又は知事による救助の暇がないときは、町長が実施する。

2. 災害時における米穀の応急配給

農林水産省食糧庁長官の定める「米穀配給要領」第2章（配給の要領）第5の4によるが、これらの取扱いについては知事が定める「災害時における米穀の応急処理要領」により迅速、かつ適正に処理するものとする。

(1) 配給を行う場合

イ. 罹災者に対し炊出しによる給食を行う必要がある場合

ロ．罹災により配給期間が通常の配給を行うことができないため、その期間を通じないで配給を行う必要がある場合

ハ．災害応急現地従事者等に対して給食を行う必要がある場合（ただし、自衛隊派遣部隊員を含まないものとする）

（２）配給品目

原則として、米穀とするが消費の実情等によっては乾パン及び麦製品とする。

（３）配給数量

イ．１人１日当たり配給量に、町長及び福岡食糧事務熊本南支所長が必要と認める受配者の数及び期間の日数を乗じた数量とする。

ロ．１人１日当たりの配給数量は次のとおりとする。（但し、乾パン及び麦製品の精米換算率 100% とし、生パンは原料小麦粉の重量で計算する。）

① （１）のイの場合 精米換算 200 g 以内（１食当たり）

② （１）のロの場合 精米換算 400 g 以内（１食当たり）

③ （１）のハの場合 精米換算 300 g 以内（１食当たり）

（４）配給方法

イ．米穀類臨時購入切符を交付して実施する場合

① 町長は、災害による応急配給の必要があると認めたときは、速やかに芦北地域振興局に連絡し、その指示に基づき「災害用米穀配給証明書」を発行し、指定販売業者より現物を受領のうえ配給機関に引渡すものとする。

② 町長は、災害用米穀配給証明書を発行した場合は、直ちにその内容を具体的に記載した「応急米穀割当申請書」を芦北地域振興局を経由して知事に提出し、米穀類臨時購入切符の交付を受け、指定販売業者に交付するものとする。

③ 町長は、米穀臨時購入切符で災害用購入割当を行った場合において、販売業者に交付する割当証明書は一般配給分と区別し「災害用」と朱書きして交付するものとする。

ロ．米穀配給機構に変更があった場合

① 町長は、小売販売業者が罹災により通常の配給業務ができなくなった場合、登記小売販売業者以外の販売業者より購入する消費者に対しては「災害による一時配給証明書」を発行し、この証明書と引換えに配給せしめるものとする。

ハ．当該販売業者は「災害時における応急処理要領」により措置するものとする。

二．激甚災害により臨時切符により配給ができないときは、町長は「災害時における応急処理要領」に基づいて適切迅速に措置するものとする。

３．災害用応急食品（米穀類を除く）の供給は、おおむね次のとおりとする。

（１）配給品目

イ．調味料（味噌、醤油）

ロ．副食品（パン、漬物、干物類、製麺類）

（２）応急食品配給対象

罹災者に対する応急食品配給は、災害救助法に基づき、実施するものとし、その基準は次のとおりとする。

イ．避難所に収容されたもの

ロ．住家の被害が全壊又は床上浸水等により、現に炊事ができないもの

ハ．その他配給を必要と認められるもの

(3) 供給方法

イ．災害対策本部、総務対策部、福祉対策部において緊急調達のため必要な措置をとるものとする。

ロ．福祉対策部において罹災者の世帯構成人員別、被害状況等に基づき、別途作成する「応急食品配給計画」により、町長が発行する「災害用応急食品配給証明書」を指定業者に提示して購入し、罹災者に配分するものとする。

4. 応急食品の調達

応急食品の調達は、町内業者等に連絡して行うものとする。

5. 炊出しの方法

(1) 炊出し協力団体

イ．炊出しは、福祉対策部福祉班において統制するものとする。

ロ．罹災地域の健康な婦人会員は、罹災者並びに災害応急作業従事者に対する炊出しに可能な限り協力するものとする。

(2) 炊出しの場所

イ．避難場所に応急に施設を備えて行なう外、各学校の給食施設並びに民家を使用することがある。ただし、炊出しの場所は避難所責任者と当該施設の管理者が協議して適切に使用せしめるものとする。

(3) 炊出しの対象者

イ．罹災者で、給食の必要があると認めるもの

ロ．災害応急作業従事者等において、給食の必要があると認めるもの

6. 輸送の方法

応急食品の輸送が迅速的確に行われるよう、次の方法により車輛の確保を図るものとする。

(1) 「第3章第22節 輸送計画」の定めるところにより確保する。

(2) 供給業者において自ら行う。

(3) 輸送業者との契約により行わせる。

第16節 衣料、生活必需品等物資供給計画

災害によって住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない衣料品及び生活必需品を喪失又は毀損し、しかも災害時の混乱のため直ちに入手することが困難な罹災者に対して、これらの物資等を給与又は貸与することによって災害時における民心の安定を図る。

1. 実施期間

(1) 罹災者に対する被服・寝具その他生活必需品の給与又は貸与は町長が実施する。

(2) 災害救助法が適用されたときは、知事が行う。但し、知事から委任された場合又は知事による救助の暇がないときは、知事の補助機関として町長が行なう。

2. 給与又は貸与を受ける者

(1) 災害により住家に被害（全壊、半壊及び床上浸水以上）を受けた者であること。

(2) 災害により被服・寝具その他生活上必要な最小限度の家財を失った者であること。

(3) 被服・寝具その他生活必需物資がないため、日常生活を営むことが困難な者であること。

3. 給与又は貸与の方法

(1) 物資の購入及び部分計画の樹立

イ. 罹災者に対する救助物資は、町が必要に応じて購入する。調達物資及び災害救助法に基づき知事から配分される救助物資並びに義捐物資を町から配分するものである。

ロ. 福祉対策部は、町の災害報告書により、罹災者の世帯構成人員別災害状況を迅速的確に把握し、別途「救助物資配分計画」を作成するものとする。

ハ. 救助物資の配分については、公正を旨とし、救助法の運用方針に定めるところにより行う。

ニ. 県から受領した救助物資は厳重に保管し、配分計画に基づいて発行する救助物資配給証明書により、当該地域の自主防災会及び民生委員等の協力を得て罹災者に配給する。

ホ. 福祉対策部は、それぞれ次の帳簿により救助物資配給の記録を明確にしておくものとする。

① 受払簿

② 配給簿（別記）

ヘ. 給与又は貸与の期間は10日以内とする。

4. 救助物資の調達

(1) 備蓄物資

必要に応じて、備蓄物資を整備する。

(2) 調達物資

町長は、原則として罹災者に必要な最小限の被服、寝具及び生活必需品を一括購入して調達する。

その品目は原則として、次の9種類とする。

イ. 寝具（就寝に必要な最小限度の毛布及び布団類）

ロ. 外衣（作業衣、婦人服、子供服等）

ハ. 肌着（シャツ、ズボン下、パンツ等）

ニ. 身周り品（タオル、クツ、サンダル、傘等）

ホ. 炊事道具（鍋、釜、庖丁、コンロ、バケツ等）

ヘ. 食器（茶わん、汁わん、皿、はし等）

ト. 日用品（石けん、ちり紙、歯ブラシ、歯磨き粉等）

チ. 光熱材料（マッチ、ローソク、ガス、灯油等）

リ. 学用品（教科書、ノート、鉛筆、消ゴム等）

(3) 調達物資集積所

町長が、調達物資を一括購入した場合の集積所は津奈木町役場とする。

5. 義捐金及び義捐物資の取扱い

(1) 災害のため個人又は法人、その他団体から、町長に送付された義捐金、見舞金及び義捐物資は、総務対策部財政出納班においてこれを受け付け、福祉対策部福祉班に払い出すまで厳重に保管するものとする。

(2) 義捐金品の配分については、災害対策本部会議において配分決定するものとする。

第17節 応急仮設住宅及び住宅応急修理計画

災害のため住家が滅失した罹災者で自らの資力で住宅確保可能者に対しては資金斡旋を行ない低所得者で不可能者に対しては災害救助法に基づき住宅を建設して貸与し又は被災住家に対し、居住のため必要な最小限度の部分を応急的に補修し、罹災者の居住安定を図る。

1. 災害救助法による応急仮設住宅及び住宅応急修理計画

災害救助法を適用した場合の応急仮設住宅の建設及び応急修理の基準その他については、同法及び運用方針による外、県防災計画に基づき行うがその概要はおおむね次のとおりである。

(1) 応急仮設住宅

イ. 入居基準

- ① 住家が全焼、全壊または流出し現に居住する住家がない者で自らの資力をもって、住宅を確保することができない者。
- ② 入居の単位は罹災者 1 世帯あたり 1 戸とする。

ロ. 設置戸数

応急仮設住宅の設置戸数は全焼、全壊および流失戸数の原則として 3 割以内である。

ハ. 設置の予定場所

応急仮設住宅の設置予定場所は、以下のとおりとする。なお、棟数が不足する場合は、私有地を町長が選定して決定する。

No.	候補地の名称	候補地住所	想定戸数 (戸)	総面積 (㎡)	所有者区分
1	津奈木工業団地	津奈木町大字小津奈木 2114-1	30	10,000	町有地
2	赤崎ふれあい広場	津奈木町大字福浜 167-2	30	12,847	町有地
3	平国運動公園	津奈木町大字福浜 3496-1	30	30,036	町有地
4	旧たっしゅか塾	津奈木町大字福浜 3514-6	20	1,135	町有地
5	B&G 体育館	津奈木町大字小津奈木 2114-9	20	8,169	町有地
6	さくら団地	津奈木町大字小津奈木 2114-26~93	30	14,936	町有地
8	グランドゴルフ場	津奈木町大字小津奈木 2114-20	30	13,076	町有地

※ただし、設置の際は高潮の考慮を行うこと

ニ. 住宅の構造規模

① 構造

罹災地における罹災者の世帯数に応じ、1 戸建、長屋建、もしくはアパート式のいずれかとする。

② 規模

応急仮設住宅の規模は、1 戸当たり 9 坪を基準とする。

ホ. 住宅の着工期間および完了予定日数

応急仮設住宅の設置は、原則として災害発生の日から 20 日以内に着工するものとし、できるだけ短期間に完了するものとする。

ヘ. 住宅の供与

災害救助法第 30 条の規定により住宅の供与について知事から町長に委任された場合は、町長は収容すべき入居者の選考にあたっては必要に応じ民生委員等の意見を徴する等、罹災者の資力その他生活条件等を調査の上決定するものとする。

ト. 帳簿の整備

振興対策部は応急仮設住宅を設置し、罹災者を入居させたときは次の帳簿等を整備し、保管するものとする。

- ① 応急仮設住宅入居者台帳
- ② 応急仮設住宅用敷地賃貸契約書

③ 応急仮設住宅建設のための原材料購入契約書、工事契約その他設計書仕様書等

④ 工事代金等支払証拠書類

チ. 供与期間

供与期間は当該建築工事が完了した日から2年以内とする。

リ. 応急仮設住宅の運営管理

町は、応急仮設住宅について、入居者の募集・選定から、入居中の住宅の維持補修、退去に至るまでの運営管理を行うものとする。この際、警察及び防犯ボランティア団体等と連携して応急仮設住宅の防犯活動を推進するものとする。また、孤立化や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、男女共同参画の視点にも配慮するものとする。

(2) 住宅の応急修理

イ. 応急修理を受ける者

災害によって住家が半焼または半壊し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者で自らの資力をもって、応急修理をなすことができない者

ロ. 修理戸数

住宅の応急修理ができる戸数は半焼および半壊戸数の原則としては3割以内とする。

ハ. 応急修理の期間

住宅の応急修理は、災害発生の日から1箇月以内に完成させるものとする。

ニ. 帳簿の整備

振興対策部は住宅の応急修理を実施した場合は、次の帳簿、書類等を整備し、保管しておくものとする。

① 住宅応急修理簿

② 住宅応急修理のための契約書、仕様書等

③ 住宅の応急修理関係支払証拠書類

④ 暫定収容施設の設置

応急仮設住宅を建設するまでの間、罹災者で収容施設の無い者に対しては、町長が臨機的に必要な措置を講ずる。

(3) 災害公営住宅の建設

大規模な災害が発生し国県から補助の割当を受けた場合は、町は災害公営住宅を建設することができる。

第18節 給水計画

水道施設が災害のため飲料水が枯渇し又は汚染し現に飲料に適する水を得ることができないものに対し飲料水を供給し、被災者の保護を図る。

1. 実施機関

罹災者に対する飲料水供給の実施は町長が行う。ただし、災害救助法が適用されたときは知事が行うが、知事から委任されたとき又は知事による救助の暇がないときは、町長が行う。

2. 補給水利の種別所在、水量

災害時の飲料水供給は近隣上水道を利用する。

第 19 節 医療助産計画

災害時における罹災地住民に応急的に医療を施し、又は助産の処置を確保し、その保護を図る。

1. 実施機関

- (1) 災害救助法が適用されたときは知事が行い、その他の場合は町長が行う。ただし、知事から委任されたとき、又は知事による救助の暇がないときは知事の補助機関として町長が行う。
- (2) 町で処理できない場合は、国県及びその他の医療機関の応援を求めて実施する。

2. 予防措置

- (1) 平時から関係機関（日赤、保健所、関係部、医療機関、団体等）と連絡を緊密にし、相互の協力態勢を確立しておく。
- (2) 災害時に使用すべき器具、薬品等はその都度現地で調達し得るよう処置しておく。

3. 救護班並びに活動要領

次のような救護班を編成し、県その他医療救護班と相提携して応急的な医療・助産の万全を期する。

名 称	所 在 地	医 師	看護師	事務員
日赤津奈木救護班	津奈木町大字小津奈木	2	4	1

4. 災害救助法適用における医療助産

災害救助法が適用された場合の医療、助産の基準は同法及びその運用方法によるほか県防災計画による。

5. 救護所の設置予定場所

救護所は原則として地区公民館及び学校とする。なお、重患者は医院又は診療所へ収容する。

6. 町内の医療機関の状況

名 称	所 在 地	診療科目	医師数	看護師数	病床数	電話番号
六車医院	津奈木町大字岩城	内科・小児科	1	2	0	78-2012
鶴野歯科医院	〃	歯科	1	1	0	78-2530

7. 備蓄資材の状況および資材の調達方法

救急用備蓄品及び器具を次のとおり調達しておくものとする。

品 目	数 量	備 考
消毒用アルコール	500' 入 4 本	
消毒用ガーゼ	10 米入 5 袋	
消毒用ヒビテン	500' 入 3 本	
繃帯	5 本入 5 本	
ピンセット	3 本	
ハサミ	2 本	
衛生綿	50 g 入 5 袋	

第20節 防疫計画

災害によって被害を受けた地域、または住民に対し、公衆衛生の立場から感染症予防上必要な対策を実施して、感染症の発生を予防し、まん延の防止を図るものとする。

1. 実施責任者

- (1) 被災地の防疫は、町長が知事の指示に基づき実施するものとする。
- (2) 災害による被害が甚大で町のみでの防疫の実施が不可能又は困難なときは、知事に応援を求め実施するものとする。

2. 防疫組織及び実施方法等

町長は、感染症の予防及びまん延防止のため、下記により感染症の発生状況の調査、汚染された場所・物件の消毒その他必要な措置を講じるものとする。

(1) 防疫の実施組織等

イ. 防疫班の編成

町長は、必要な場所・物件の消毒、ねずみ族昆虫等の駆除等を行うため防疫班を編成する。

防疫班は、災害の発生状況・規模等に応じて、消毒等を実施するために必要な人員をもって編制する。

ロ. 防疫活動のための薬剤・器具・機材等の整備

災害時または、そのおそれが顕著になった際の防疫活動のための薬剤・器具・機材等の確保を図り、町内の実態を把握しておくものとする。

(2) 実施方法等

イ. 検病調査および健康診断

検病調査及び健康診断は知事が行うが、町長は集団避難所等にあたっては、県の検病調査班と協力して、実施するものとする。

ロ. 消毒

町長は知事の指示に基づき感染症法第 27 条及び施行規則第 14 条・16 条並びに結核感染症課長通知の定めるところにより、汚染された場所の消毒を実施するものとする。

ハ. ねずみ族昆虫等の駆除

町長は、感染症法第 28 条第 2 項及び施行規則第 15 条の規定により、知事が定める地域内で、知事の指示に基づきねずみ族昆虫等の駆除を実施するものとする。

ニ. 生活用水の使用制限等

知事が感染症法第 31 条の規定により感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある生活用水について、その管理者に対し、その使用又は給水を制限し、又は禁止すべきことを命じた場合、町長は必要な生活用水の供給を実施するものとする。

ホ. 臨時の予防接種

災害時の感染症のまん延防止を図るうえで緊急の必要があると認めるときは、知事が予防接種を実施するが、町長に行うよう指示があった場合は、予防接種の種類、対象、期間等を定めて実施するものとする。

第21節 清掃計画

災害発生による廃棄物処理を迅速・適正に行い、住民の生活環境の保全を図るためゴミ処理及びし尿処理等の清掃業務を実施する。

なお、本計画を遂行するために「災害廃棄物処理計画」を別途策定する。

1. 実施責任者

- (1) 災害時の清掃は、地域住民の協力を得て、町長が実施するものとする。
- (2) 災害による被害が甚大で町のみで実施が不可能又は困難なときは、近隣市町村及び知事に応援を求めて実施するものとする。

2. 清掃作業班の体制等

- (1) 必要に応じ、清掃作業を効果的に実施するため、ゴミ処理班及びし尿処理班を編成し、処理にあたるものとする。
- (2) 作業にあたっては、速やかに被災地の現状と関連処理施設等の被害状況の把握を行い、作業体制を整え、収集、運搬、処分の対策を講じるものとする。

3. 清掃方法

(1) ごみの収集処理

- イ. 防疫上、食物の残さ等腐敗性のごみを優先的に収集運搬する。
また、必要に応じ一般車両の出動を要請し、収集に万全を期すものとする。
- ロ. 地区住民が道路上に廃棄物を出し交通の妨げにならないよう周知するとともに、道路上の障害物により通常の収集ができない地区については、臨時収集場所を設け、収集への協力を求める。
- ハ. 処理は、町の処理施設及び水俣芦北広域クリーンセンターの処理施設を使用するが、災害の状況によっては埋立又は一時貯蔵し、環境衛生上支障のない方法で後日処理するものとする。

(2) し尿の収集処理

- イ. し尿処理の必要を認めた場合は、町が許可する専門業者に応援を求め被災地域の収集処理に努めるが、必要に応じ一般車両の出動を要請し、収集に万全を期すものとする。
災害の状況によりし尿処理施設での処理が困難な場合は、一時貯留等して後日処理するものとする。
- ロ. 被災時における水洗トイレ等の使用の困難性を考慮し、必要に応じ野外に共同仮設トイレを設ける。共同仮設トイレは必要個所に最小限度設置し、恒久対策の障害にならぬよう配慮する。

第22節 交通対策計画

災害時における被災地域への緊急輸送並びに一般交通の円滑を図るため、道路その他交通施設の緊急復旧及び交通の規制等により交通の確保を図る。

1. 交通危険箇所の調査及び措置

町長はその管理に属する道路について災害時における危険箇所をあらかじめ調査しておくとともに、災害が発生した場合には調査班を編成し、当該道路の被害状況の調査及びその緊急措置を行うものとする。

2. 交通規制の措置

町は、道路の破損、決壊その他の状況により通行禁止又は制限の対象区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設ける。

その設置基準は、県防災計画に基づくものとする。

第23節 輸送計画

災害応急対策の実施に必要な人員及び物資、資材等の緊急輸送力の確保を図り応急措置の万全を期する。

1. 実施機関

実施機関は、災害対策基本法第 50 条及び 51 条に規定する実施責任者とする。ただし、その災害の状況に応じ輸送を業とするもの、又は自衛隊等に応援を要請して輸送の確保を図るものとする。

2. 輸送の方法

- イ. 道路輸送
- ロ. 鉄道輸送
- ハ. 海上輸送
- ニ. 空中輸送
- ホ. 人力輸送

3. 道路輸送

災害時における緊急輸送は道路輸送を重点に置き、各関係機関共に応急輸送が迅速適確に行われるよう努めるものとする。

(1) 車両保有状況

イ. 町の所有車両

車 種	積 載 制 限 (人 員)	台 数	管理者	車 庫	責 任 者
普通自動車	5・7人乗	4	総務課	役場	財政班長
普通自動車 (災害用)	5人乗	2	総務課	役場	財政班長
小型乗用車	5人乗	9	総務課	役場	財政班長
小型貨物車	3人乗	3	総務課	役場	財政班長
軽普通車	4人乗	1	総務課	役場	財政班長
軽貨物車	4人乗	13	総務課	役場	財政班長
バス	29・46人乗	3	教育委員会	役場	学校教育班長
集塵車	3人乗	1	住民課	役場	財政班長
給食車	3人乗	1	教育委員会	役場	学校教育班長

ロ. 関係事業所の所有車両

調達先	電話番号	種別	保 有 台 数					備考
			大型	中型	小型	貨物	計	
むつみ交通	0966-78-4123	マイクロバス		1	1		2	
亀万運送	0966-78-2140	トラック	3				3	内トレーラー1台
大富建設	0966-78-2216	トラック		3			3	
坂口建設	0966-78-2059	トラック		1			1	
新立産業	0966-78-2388	トラック		2	2		4	
大英建設	0966-78-2214	トラック			1		1	
南興建設	0966-78-3681	トラック	1	2	1		4	
野崎土木	0966-78-4048	トラック			2		2	
諫山産業	0966-78-4311	トラック			2		2	
五代産業	0966-78-5033	トラック			2		2	

(2) 燃料の調達

調 達 先	所 在	電話番号	取 扱 燃 料
J Aあしきた セルフ給油所	津奈木町大字岩城	0966-78-2065	石油・灯油
J Aあしきた 供給センター	芦北町	0966-82-4113	プロパン
万年石油 (株)	津奈木町大字津奈木	0966-78-2111	石油・灯油

4. 鉄道輸送

道路遮断等により道路輸送ができないときは、肥薩おれんじ鉄道、ＪＲ九州及びその他鉄道機関より協力を得て、その機関の路線を活用し応急輸送の確保を図るものとする。

5. 海上輸送

沿岸災害により沿岸住民等の交通が遮断したときは、漁業協同組合等の協力を得て応急輸送の確保を図るものとする。

6. 空中輸送

(1) ヘリコプター、飛行機等による空中輸送は、陸上・海上等各輸送によりがたく、かつ緊急を要するものと町長が認めたとき、第３章第７節 自衛隊派遣要請計画に基づき実施するものとする。

(2) ヘリコプター発着予定一覧表

市町名	発着予定地名	所在地	予定地面積 (㌔×㌔)	規模	備考
津奈木町	町総合グラウンド	小津奈木字男島 2114-10	120×200	大	ナイター設備有
	津奈木小学校	岩城 1470	80×106.25	中	西校舎、東山
	津奈木中学校	岩城 425	80×117.64	中	西校舎、東山
	旧赤崎小学校	福浜 165	100×105	中	北校舎、南住宅
	旧平国小学校	福浜 3503	75×95	小	北校舎、東山
	津奈木工業団地	小津奈木字男島 2114-1	125×80	中	

(3) 人命の救出または、救援物資の空輸を円滑に実施するため、ヘリコプター発着場設置基準はおむね次のとおりとする。

イ. 地表面は、平坦でよく整理されていること。

ロ. 回転翼の回転によって砂塵等が上がらないような場所を指定すること。

ハ. ヘリコプターの進入区域 50 メートル以内に高さ 5 メートル以上の障害物がないこと。

7. 人力輸送

前記のうち、あらゆる輸送が困難な場合には、人力による輸送を実施するものとする。

8. 災害救助法による輸送

災害救助法が適用された場合の輸送基準は、同法及びその運用方針によるものとする。

第24節 障害物除去計画

災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等が日常生活に著しい障害を有する場合は、その障害物を除去し罹災者の保護を図る。

1. 実施機関

障害物の除去は町長が実施する。ただし、災害救助法が適用された時は知事が行うが、委任された時、又は救助の暇がないときは、知事の補助機関として町長が行なう。

2. 障害物の除去方法等

障害物除去の対象者及び方法については、災害救助法における障害物の除去と同じく県防災計画に準じて実施する。

第25節 労務供給計画

災害時における労務の確保を図り、応急措置及び災害復旧の迅速かつ円滑な実施を促進する。

1. 動員等の順序

(1) 民間団体の動員

イ. 町長は、災害応急措置の実施にあたり大量の労務を必要とし作業内容が単純軽易なものであるときは、民間団体に対して協力を求めるものとする。

ロ. 民間団体状況

・ 婦人会 ・ 災害ボランティアセンター

(2) 労務者の雇上げ

町長は、災害応急措置の実施にあたり労務者を必要とするときは、水俣職業安定所長に対し文書又は口答（電話）をもって要請することとする。

2. 応援要請

(1) 民間団体に協力を求めようとするときは、福祉対策部及び振興対策部において、次の事項を明確にして、当該地域及び隣接の団体の長に対して応援を要請するものとする。

イ. 応援を必要とする理由 ロ. 従事場所 ハ. 作業内容

ニ. 人 員 ホ. 従事期限 ヘ. 集合場所

(2) 労務者の動員を公共職業安定所に要請するときは、次の事項を明確にして要請するものとする。

イ. 求人者名 ロ. 職種別、所要労務者数 ハ. 作業場所及び作業内容

ニ. 労働条件 ホ. 宿泊施設の状況 ヘ. その他必要事項

3. 民間団体応援隊の編成及び活動

(1) 応援隊の編成

災害の規模、現地に応じて組織し、担当部長の指示に従うものとする。

(2) 活動内容

応援隊の災害応急措置にかかる活動内容は主に次のとおりとする。

イ. 罹災者の救助作業及び災害応急復旧作業

ロ. 災害直後の炊出し従事

(3) 応援隊の責任者は、担当部長と連絡を密にし迅速円滑な作業ができるよう努めるものとする。

4. 災害ボランティアの受け入れ

災害ボランティア団体及び個人から個別に申出を受けた場合は、町長が受け入れを決定し、ボランティア団体等の活動については本節要領にて取り扱うこととする。

第26節 文教対策計画

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、児童、生徒等の生命身体及び文教施設を災害から保護しもって教育行政の確保を図る。

1. 実施機関

(1) 町立小中学校等の文教施設の災害応急復旧は町長が行う。

(2) 町立小中学校等の児童、生徒に対する災害応急教育対策は町教育委員会が行う。

ただし、災害救助法が適用されたとき、又は町長及び町教育委員会が実施することが困難である場合は、知事又は県教育委員会等の協力を求めて実施する。

2. 文教施設の応急復旧対策

町長は災害の状況により教育関係機関と連絡をとり災害現場の状況を的確に掌握し、災害の程度に応じた適切な指示を行い、応急措置を速やかに実施し災害時における応急教育に支障のないよう措置する。

3. 応急教育実施の予定場所

(1) 教育委員会は、災害発生のおそれがあるとき、又は災害が発生し次の事態に至ったときは、予め定めた場所、又は被害の状況に応じて適当な場所を定め、応急教育を実施するものとする。

イ. 学校施設が罹災し、教室等が使用不能になったとき

ロ. 災害が発生し応急復旧の見込みがないとき

ハ. 交通途絶により通学困難な罹災児童、生徒が多数あるとき

ニ. 災害により学校を開放することが困難な場合

ホ. その他応急教育の実施が必要とみとめられるとき

(2) 応急教育の実施予定場所

場 所	収容能力	場 所	収容能力
つなぎ文化センター	300 人	倉谷公民館	30 人
浜崎公民館	30 人	古中尾公民館	30 人
浜公民館	30 人	大泊公民館	30 人
中尾公民館	30 人	赤崎漁村センター	50 人
町中公民館	30 人	平国コミュニティセンター	30 人

第27節 地震・津波災害対策計画

地震・津波は、その発生の形態・災害の規模等において台風・集中豪雨等の災害と根本的に異なるものがあり、その対策においても特別な措置を必要とする。

本節においては、大地震・津波発生時において緊急対策として措置しなければならない事項を定めるものとする。

1. 組織の確立

大地震・津波による災害が発生し、または発生するおそれがあるときは、直ちに対策本部を設置し、次の措置を講じるものとする。また、地震・津波発生に伴う警戒配備は、第3章「災害応急対策計画」によるものとする。

【地震・津波に関する配備基準】

種 別	災 害 事 象	備 考
注意報警戒体制	津波注意報又は震度3以上	
第1配備体制	津波警報又は震度4以上	
第2配備体制	大津波警報又は震度5弱以上	
第3配備体制	震度6弱以上	

(1) 本部会議

本部長は町長とし、震度6弱以上の地震が発生し、対策本部を設置したときは直ちに本部会議を開催し、応急対策について協議するものとする。

なお、本部員は各対策部長とし、本部会議の決定に基づき、所属部員を指揮して応急措置に万全を期するものとする。

(2) 現地本部

地震・津波により被害が発生し、本部長が災害対策上、特に必要と認めるときは現地対策本部を設置するものとする。

(3) 職員の緊急動員

イ．職員は、災害対策本部が設置されたとき、または、震度 4 の地震を観測し、津波警報が発表されたときは、第 3 章第 2 節動員計画の定めるところにより非常配置につくものとする。

ロ．職員は、大地震により災害が発生したことを知ったとき、または、震度 5 弱以上の地震を観測し、津波警報が発表されたときは、情報等の収集に積極的に務め、動員命令を待つことなく直ちに登庁し、対策部長の指示により配備体制につくものとする。

ハ．町長は、通常の交通機関の利用ができない事情等の発生の可能性を勘案し、配備体制及び参集計画を別に定めるものとする。

(4) 津波に対する組織

町内沿岸地域において、震度 4 以上の地震を感じた場合は、次の措置をとるものとする。

イ．対策部長の指示により地震発生後 30 分間は海面状態を監視し、対策本部と連絡を密にして、万全の処置をとるものとする。

ロ．ラジオ・テレビ等の予報を聴取する責任者を定め、対応にあたる。

(5) 対策本部の廃止基準

イ．予想された災害の危険が解消したと認められるとき。

ロ．災害発生後における応急措置が完了したと認められるとき。

2. 通信連絡対策

災害発生時における通信連絡は、特に次により通信手段の確保を図るものとする。

(1) 熊本県防災情報共有システム及び熊本県防災情報ネットワークの運用

熊本県防災情報ネットワーク運営要領に従い、通信連絡の確保を図る。

(2) 有線放送の利用

地区住民へ緊急必要な情報伝達を逐次行い、被災地との通信連絡の確保を図る。

(3) 広報車の活用

上記の通信連絡にあわせて、役場車両及び分団消防車輛等を用い、地区住民に対し緊急必要な伝達の通信連絡の確保を図る。

3. 避難対策

大地震・津波が発生した場合における避難対策は、第 3 章第 8 節 避難計画に定めるところによるものとするが、計画に基づき住民避難が円滑適切に行われるよう務めるものとする。

(1) 避難指示の発令

イ．地震発生時

大規模地震発生時に、同時多発の火災が拡大延焼するなど住民の生命及び身体を災害から保護するため町長が必要と認めるときは、当該地域住民に対して避難指示を行うものとする。

ロ．津波発生時

津波警報等の津波に関する予警報が発表されたときは、迅速かつ正確に住民、海水浴客等に伝達するとともに、住民の生命及び身体を災害から保護するため町長が必要と認めるときは、

当該地域住民に対して避難指示を行うものとする。

(2) 避難指示の伝達

町長が避難指示を発したときは、時機を失することなくサイレン、警鐘、有線放送、エリアメール、広報車等を用い、または併用して迅速に地域住民に対し周知を図るものとする。

(3) 避難者の収容計画

既存の収容施設が被害を受けた場合や被災者が多数のため既存の収容施設に収容できない場合、もしくは近くに安全な施設がない場合は、野外収容施設を設営するものとする。

イ. 避難場所

① 避難場所の整備計画

町は、大規模な地震・津波の発生時に周辺地区からの避難者を収容し、地震・津波に伴い発生する大火から避難者の生命・身体を保護するために、必要な規模・構造を有する避難場所の整備計画に努める。

② 地震・津波発生時に使用可能な避難場所の選定

町は、住民の生命・身体の安全を確保するため、次の基準により避難場所を選定、整備しておくものとする。沿岸部では、津波発生時に避難場所として使用可能なできるだけ高い建築物や高台などの緊急避難場所の選定・整備に努める。

また、避難場所については、海拔表示板等を設置し、自主防災組織等による避難シミュレーション訓練や防災訓練等を実施するよう住民に周知を図る。

なお、専ら避難生活を送る場所として選定・選備された避難場所と地震時等の緊急避難場所の違いや、津波・風水害等の災害特性に応じて整理した緊急避難場所・避難場所について、住民への周知を図る。

③ 避難場所の環境整備

町は、避難場所として指定している建築物について、必要に応じ、避難場所を円滑に運営するため、照明等避難生活の環境を良好に保つための整備に努める。

※各地区の避難場所は、第2章第1節避難場所及び災害危険区域等のおりである。

ロ. 避難路

① 地震・津波発生時に安全な避難路の選定

町は、避難場所の選定に併せて、地域の状況等に応じた避難路を選定・整備に努める。

なお、津波発生時には徒歩による避難を原則としつつ、地域の実情に応じて自動車で安全かつ確実に避難できる方策について検討する。

(4) 避難指示の解除

原則として、津波注意報及び警報の解除の通知を受けた場合とする。

ただし、津波が来襲した場合は、漂流物等の影響により危険な状態が継続するおそれがあるため、注意報及び警報解除後、沿岸部を巡回し、危険な状態を脱したと町長が判断した場合とする。

4. 消火対策

大地震・津波における消火対策は、特に次の措置を講じ、大地震・津波における消火の万全を期するものとする。

町長は、大地震・津波による災害のため火災の発生が予想されるときは、直ちにあらゆる火源の即時消火について地区住民に周知を図るとともに状況に応じ被災地への電気・ガスの供給の停止を要請するものとする。

なお、必要に応じ消防署及び隣接市町村の消防機関に対し、応援要請を行うとともに消防力の結集を図るものとする。

5. 救出対策

津波災害時における被災者の救出は、第3章第9節 救出計画に定めるところによるものとするが、関係機関は特に次の措置を講じ、被災者の救出に務めるものとする。

(1) 自主防災組織による救出

津奈木町自主防災会は、消防職員、消防団及び警察官に協力し、被災者の救出に務めるものとする。

(2) 消防職員、消防団員及び警察による救出

消防職員、消防団員及び警察官は、相互に連絡をとり協力し、被災者の救出に務めるものとする。

(3) 避難行動要支援者対策

第3章第12節 避難行動要支援者の安全確保計画により対応する。

(4) 応急教育の実施場所

第25節 文教対策計画により対応する。

(5) 応急教育の確保

町教育委員会は、県教育委員会と緊密な連絡をとり応急教育実施のため支障をきたさないよう適切な措置をとるものとする。

(6) 教科書及び学用品の調達並びに支給

町長は、災害により就学上欠くことのできない学用品を喪失又は毀損し、これらを直ちに入手することが不可能な状態にある小中学校の児童生徒に対し、必要最小限度の学用品を給与する。

6. 応援協力体制

大地震・津波による災害が発生したときは、直ちに次の措置を講じ、応援協力体制を確立し、災害対策に万全を期するものとする。

(1) 関係機関との相互連絡

国・県及び津奈木町防災会議構成機関と密接な連絡を保ち、これらの機関と相互に協力して災害対策に万全を期するものとする。

(2) 自衛隊災害派遣要請

大地震・津波により緊急に人命救出等の必要があるときは、第3章第8節「自衛隊派遣要請計画」の定めるところにより、自衛隊の派遣を要請する。

7. 災害状況の把握及び広報

災害状況の把握及び広報

(1) 災害状況の緊急把握

災害状況の収集は、第3章第5節「情報収集及び被害報告取扱計画」に定めるものとする。

(2) 町民に対する広報

大地震・津波時における災害情報の町民に対する広報は、第3章第6節「広報計画」に定めるものとする。

第28節 海上災害対策計画

船舶の海難による油の流出、大規模な海上火災、大量の放射性物質の放出、船舶及び航空機の遭難による多数の人命の損失、その他異常な自然現象による海上災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、海難救助、被害の拡大の防止及び災害の未然防止等応急措置を実施し、海上における住民の生命、身体及び財産を保護するとともに、社会秩序の維持にあたるものとする。

1 各関係機関の措置

海上災害が発生した場合、熊本海上保安部、県、県警察、町及び消防機関は連携協力して応急対策を実施するとともに、その他の関係団体の協力を求めるものとする。

(1) 熊本海上保安部

イ. 予防対策

- ① 防災協力体制に関すること
- ② 海上災害の予防計画に関すること
- ③ 防災施設、防災資機材等の把握及び整備に関すること
- ④ 海難防止の指導、啓蒙に関すること
- ⑤ 防災関係資料の収集に関すること
- ⑥ 海上防災の研修及び訓練指導に関すること
- ⑦ その他所管事項に関すること

ロ. 応急対策

① 非常体制の確立

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、海上保安庁長官、管区海上保安本部長が発令する非常配備及び災害対策本部の設置に必要な対策の検討、情報の収集を行うとともに、所要の措置を講じ、併せて町災害対策本部の設置を推進する。

② 自衛隊の派遣要請

海上災害に伴う救助活動のため管区海上保安本部長が行う自衛隊の派遣要請に必要な事項の調査等を行う。

③ 通信の確保

通信施設の保全に努めるとともに、部内及び防災関係機関との相互の通信連絡の確保にあたる。

④ 警報等の伝達

気象、津波、高潮、波浪に関する警報及び航路障害物、航路標識の異常等、航行船舶の安全あるいは油、放射性物質等危険物の流出による船舶、水産資源、海陸諸施設、公衆衛生等に重大な影響を及ぼす事態を知った場合は、安全通信、航行警報、水路通報、ラジオ、テレビ放送、巡視船艇による巡回、その他有効な方法により船舶及び関係者へ伝達通知するものとする。

⑤ 災害状況の把握及び情報の収集等

航空機又は巡視艇を災害地に派遣し、災害状況を把握するとともに情報を収集し、その結果を分析評価して報告、又は通報するものとする。

⑥ 救助活動

(ア) 避難の救助及び勧告

避難命令等が発令された場合は、必要に応じて避難者の誘導を行うこととする。また、

海上輸送及び船舶に危険が生じるおそれがある場合は、適当な場所への避難誘導及び勧告を行うこととする。

(イ) 遭難船等の救助

遭難船等が発生した場合は、捜索及び救助にあたるものとする。

(ウ) 水防活動

岸壁、護岸、堤防等の欠壊に対する応急復旧材の海上輸送

(エ) 消防活動

船舶等の火災の消火

(オ) 人員及び救援物資の緊急輸送

救助活動に必要な人員、資機材及び救援物資等の緊急輸送

(カ) 物資の無償貸付及び譲与

要請により、又は必要と認める場合は規定に基づく海上災害救助用物品の罹災者への無償貸付または譲与を行う。

⑦ 海上交通安全の確保

(ア) 漂流物、沈没物その他航路障害物の応急措置及び除去についての命令又は勧告

(イ) 水路の損壊、水深に異常を生じた場合の応急調査及び警戒

(ウ) 船舶交通の安全を確保するため、交通の制限又は禁止及び必要に応じ応急標識等の設置

⑧ 危険物の保安措置

危険物の保安については、防災関係機関と緊密な連絡をとり、必要に応じ次の措置を講じる。

(ア) 海面に油、放射性物質等が流出した場合の附近の警戒、油の拡散、火災発生防止等の措置

(イ) 状況に応じ船舶交通の制限又は禁止、進行の停止及び経路変更等の指導

(ウ) 危険物積載船舶についての荷役の制限又は禁止及び移動、もしくは航行の制限又は禁止の措置

⑨ 治安の維持

治安を維持するため、巡視船艇を災害地に派遣し、附近の警戒を強化するとともに各種事犯の発生状況の実態把握に努め、関係法令に基づき取締りを強化する。

⑩ 広報

民心の安定に重点を置き、災害、治安、救助、復旧の状況及び応急処置方法等について、防災関係機関と連絡調整のうえ、報道機関等を通じて広報を行う。

ハ. 基本法に基づく応急業務

① 異常現象発見者からの通報の受理及び処理（第 54 条）

② 災害を拡大させるおそれのある設備又は物件に必要な措置の指示（第 59 条）

③ 居住者、滞在者その他の者に対する避難のための立退きの指示（第 60 条）

④ 警戒区域の設定及び当該区域への立入制限若しくは禁止並びに退去の措置（第 63 条）

⑤ 応急措置を実施するための工作物、又は物件の使用、収用、除去、保管に関する業務（第 64 条）

⑥ 応急措置業務への従事命令（第 65 条）

⑦ 応急措置の実施及び防災関係機関に対する応急措置実施要請又は指示（第 77 条）

⑧応急措置の実施に必要な物資の保管、収容及び立入検査並びに報告の徴収（第 78 条）

（２）熊本県の措置

イ．情報の伝達及び応急対策の指示

関係沿岸市町村に対し、必要な海上災害情報を伝達し、応急対策を指示する。

ロ．自衛隊の派遣要請

人命救助、被害の拡大防止等、応急措置のための自衛隊の派遣要請を行う。

ハ．その他関係機関に対する協力要請

（３）県警察の措置

イ．海上における警戒、警備

① 警備艇、ヘリコプター等による遭難者等の搜索救助、遺体の収容、検視及び災害状況の収集、伝達

② 陸上交通途絶の場合における人員、物資等の輸送と通信連絡の確保

ロ．沿岸における警戒警備

① 災害情報の収集、伝達及び被害実態の把握

② 住民の避難及び誘導

③ 被害者の救出及び負傷者等の救護

④ 犯罪の予防及び検挙

⑤ 危険箇所の警戒

⑥ 死体の検分、検視及び行方不明者の調査

⑦ 広報活動

⑧ 通信の確保

⑨ 関係機関による災害救助及び復旧活動に対する協力

（４）津奈木町の措置

イ．人命の救出、救護

ハ．初期消火及び延焼防止

ニ．沿岸住民に対する災害状況の周知徹底及び警戒

① 被害のおよぶおそれがある沿岸住民に対する災害状況の周知

② 火気使用の制限又は禁止等、発災危険防止措置の広報及び警戒

ホ．沿岸住民に対する避難の指示

ヘ．沿岸地先海面の警戒

流出油、火災及び漂着等被害が沿岸に及ぶおそれのある地先、海面への巡回監視

（５）関係諸団体の協力措置

油除剤及び油拡散防止資機材等を保有する関係団体等は、海上保安部、県、町等の関係機関から協力を求められた場合は、必要な応急措置の実施に協力するよう努めるものとする。

第29節 原子力災害対策計画

九州内に所在する2原子力発電所（※）から、放射性物質の異常な放出が起こった場合又はそのおそれがある場合等（以下「原子力発電所事故等」という。）を想定して、本町における必要な対策について定める。

※ 玄海原子力発電所（佐賀県玄海町）

川内原子力発電所（鹿児島県薩摩川内市）

1. 対策本部等の体制

別表に従って、警戒体制又は災害対策本部体制をとるものとする。

（別表）

体制区分	設置基準	体制の内容
警戒体制	①県又は発電事業者から事故等の連絡を受けた場合で、引き続き情報収集の必要があるとき ②県の環境放射線モニタリングにより異常値が検知された場合で、引き続き情報収集の必要があるとき	第3章第2節の動員計画による（状況に応じて、体制の強化を行う。）
災害対策本部体制	①県又は発電事業者から事故等の連絡を受けた場合で、本町への放射性物質の拡散等の影響が予想されるとき ②環境放射線モニタリングにより異常値が検知された場合で、九州内に所在する原子力発電所に起因することが想定されるとき	第3章第1節の災害対策本部設置基準による（状況に応じて、体制の強化を行う。）

2. 原子力防災等に係る職員の育成

国や県等が行う原子力防災に関する研修等に職員を派遣し、原子力防災に関する知識を備えた職員の育成を図る。

3. 情報の収集・連絡体制の整備

（1）情報収集・連絡体制の整備

原子力発電所事故等に関して、できるだけ迅速に情報収集・連絡を行うため、県及び発電事業者である九州電力株式会社との情報収集・連絡体制を整備する。

（2）住民等への情報伝達体制の整備

原子力発電所事故等における住民等への情報伝達が円滑に実施できるよう、原子力発電所事故等の状況に応じて住民等に提供すべき情報の項目について事前に整理する。

また、テレビ、ラジオのほか、インターネット、メール等の多様な通信手段の活用体制の構築に努める。

4. 住民避難体制の整備

住民の避難は、自家用車両の利用を原則とし、住民避難用の自家用車両が不足する場合等を想定して、関係機関と連携して住民避難用車両の確保に努める。

また、原子力発電所事故等において、区域を越えて住民が避難する必要がある場合を想定して、県と連携して、広域避難体制の構築を図る。

なお、住民の避難は、第3章第9節の避難計画及び第23節の輸送計画により対応する。

5. 健康相談及び医療体制の整備

町及び県は、町内及び県内の医療機関等と連携して、避難所等でのサーベイメータ等を用いた放射性物質の汚染検査（スクリーニング）、ふき取り等の簡易除染、安定ヨウ素剤投与及び健康相談等の実施体制を整備する。

なお、災害時は、第3章第18節の医療助産計画により対応する。

6. 住民等への知識の普及、啓発

本町は、県と協力して、住民等に対する原子力防災に関する知識の普及、啓発のため、広報活動の実施に努める。

7. 飲料水、飲食物の摂取制限等

町は県と連携し、町内への放射性物質の飛来、拡散状況等を踏まえ、必要に応じて、飲料水、飲食物及び農林畜水産物を県に検査を依頼し、その結果が、国の定める摂取制限等の基準の接触する場合は、県、国の助言等を踏まえ、当該飲料水等の摂取制限や出荷制限等、必要な措置を行う。

第4章 災害復旧計画

第1節 公共土木施設災害復旧計画

国土交通省所管に係る公共土木施設災害復旧工事は、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」（昭和 26 年法律第 97 号）に基づき、国庫負担を受けて災害復旧を実施する。

1. 実施機関

災害復旧の実施責任は、原則として町の管理に属するものは町長、国県の管理に属する施設は県知事等、その他法令の規定により、災害復旧の実施について責任を有するものが当該施設の復旧にあたるものとする。

2. 復旧方針

公共土木施設の災害復旧方針は、各施設の原型復旧とあわせて、再度災害の発生を防止するために必要な施設の新設または改良を行う等の事業計画を樹立するものとし、これら施設の早期復旧の完成に努めるものとする。

また公共土木施設の災害復旧の推進にあたっては、次により実施するものとする。

- イ. 災害の程度、及び緊急の度合等に応じて中央への緊急査定、あるいは本査定を速やかに要認する。
- ロ. 査定のための調査、測量及び設計を早急に実施する。
- ハ. 緊急査定の場合は、派遣された現地指導官と十分なる協議を行い、その指示に基づき周到な計画を立てる。また本査定の場合は、査定前に復旧について関係者と十分協議検討を加えておく。
- ニ. 復旧計画にあたっては、被災原因を基礎にして再度災害が発生しないようあらゆる角度から検討を加え、災害箇所の復旧のみでなく、周囲の関連を十分考慮に入れ、努めて改良復旧ができるよう提案する。
- ホ. 災害復旧事業の事業期間は、3 箇年計画とする。
- ヘ. 査定に落ちたもので、なお今後危険なものについては、その需要度により、町単独災として行う等計画をする。
- ト. 大災害が発生した場合の復旧等については、復旧事業着手後において労働力の不足、施行者の不足や賃金低下、資材の払底等のため、工事が円滑に実施できないこと等も予想されるので、このような事態を想定して十分検討しておくこと。

第2節 農林水産施設災害復旧計画

農地、農業用施設、林業施設、漁港施設および共同利用施設（以下「農地等」という）の災害復旧工事は、「農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律」（昭和 25 年法律第 69 号）に基づき、国庫補助を受け復旧を実施する。

1. 実施機関

農地等の災害復旧は、当該災害の規模等により実施主体を決めるものとし、一般的には町、農業協同組合、漁業協同組合および森林組合等、当該機関によって施行するものであるが、災害の規模が大でしかも高度の技術を要するもの等は、県営事業として施行されるよう努める。

2. 復旧方針

農林水産施設の災害復旧方針は、本章第 1 節 公共土木施設災害復旧計画の復旧方針に準じて施行

するものとする。

第3節 その他の災害復旧計画

1. 公立学校施設災害復旧計画

公立学校施設の災害復旧は、公共学校施設災害費国庫負担法（昭和 28 年第 247 号）に基づくほか、単独事業として、それぞれ次により実施するものとする。

（1）実施機関

公立学校施設で町立学校の復旧は、町長が行うものとする。

（2）復旧方針

公立学校施設の復旧は本章第 1 節 公共土木施設災害復旧計画の復旧方針に準ずる。

2. 公営住宅災害復旧計画

（1）住宅建設計画

災害による住宅建設計画としては災害救助法適用による応急仮設住宅の建設または、公営住宅法により罹災者用公営住宅法等の建設を進めるとともに、住宅金融公庫の住宅資金貸付制度等を活用して、復旧に努めるものとする。

（2）災害公営住宅

災害公営住宅の復旧については、公営住宅法第 8 条に基づき町が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に賃貸するため、滅失した住宅戸数の 3 割以内に相当する第 2 種公営住宅を早急に建設することとする。

3. 水道施設災害復旧計画

（1）水道復旧計画

災害による簡易水道に関する水道復旧計画においては、建設課簡易水道室において別途策定する。

4. その他住宅災害復旧計画

（1）定住促進住宅災害復旧計画

災害による定住促進住宅に関する定住促進住宅においては、建設課管理班において別途策定する。

第4節 金融対策計画

災害復旧並びに災害による経営資金の融資制度として、被災農林漁業者、被災中小企業者等に対して行われる融資は、おおむね次のとおりである。

1. 農林漁業関係

（1）農業関係

農家が農作物（果樹を含む）の災害を受けた場合は、まず天災融資制度がある。この適用は被災農家の平年収穫量の 30/100 以上の減収量で、かつその損失額が平年農業総収入の 10/100 以上の者。果樹、茶樹、桑樹の被害損失額が 30/100 以上の者で、町長の被害認定を受けた者。資金の種類は「経営資金」として融資する。

その他農林漁業金融公庫に基づく災害復旧資金の融資。農業改良資金助成法、農業近代化資金助成法、農林漁業金融公庫法の貸付金の支払猶予、償還延期、貸付条件の変更等がある。災害後の経営維持の資金対策としては天災融資法のほか、自作農維持資金がある。

（2）林業関係

林業者は災害を受けた場合も「天災融資法」の適用、農林漁業金融公庫法に基づく災害復旧資金、

その他農業者と同じく支払猶予、償還延期等の措置がある。

(3) 漁業関係

漁業の場合も農林業と同じく災害の場合「天災融資法」の適用があり、農林漁業金融公庫法の災害復旧の道が開かれている。又、農林業者と同じく支払猶予、償還延期等の措置がある。

(4) その他の金融並びに各種共済制度

農林漁業団体が独自の立場で行う単独資金の災害復旧に対する貸出、又は各種共済による保険金の支払い、例えば農協共済（建物）、農業共済、船舶、保険他に各民間保険会社の災害保険等の早期払出措置がある。

2. 中小企業関係

被災中小企業者に対しては、県防災計画により被災中小企業者の経営安定を図り、施設復旧資金の融資円滑化のため、被災の実態に応じて、国民金融公庫、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫等の政府金融機関に対して融資枠の拡大、及び当該金融機関に対する既往融資分に係る償還期限の延長について措置を講ずる。

3. 生活福祉資金及び母子福祉資金等の貸付方法

(1) 生活福祉資金の災害援護資金

イ. 貸付限度額

1 世帯当たり 1,500,000 円以内

但し、災害援護資金と住宅資金の重複貸付けの場合は

- ① 家財のみの破損 1,500,000 円以内（災害援護資金）
- ② 住宅の半壊、半焼 1,700,000 円以内（災害援護資金と住宅資金の重複貸付）
- ③ 住宅の全壊、全焼 2,500,000 円以内（災害援護資金と住宅資金の重複貸付）
- ④ ②の場合であって、特別の事情がある場合 2,500,000 円以内（災害援護資金と住宅資金の重複貸付）
- ⑤ ③の場合であって、特別の事情がある場合 3,500,000 円以内（災害援護資金と住宅資金の重複貸付）

ロ. 償還期限

据置期間（1 年以内、ただし災害の状況に応じ特別の場合 2 年以内）経過後 7 年以内

ハ. 貸付利率

年 3 %（ただし、据置期間は無利子）

ニ. 申込期間

被災日の属する月の翌月 1 日から 6 か月以内

ホ. 申込先

町ほけん福祉課

(2) 母子福祉資金及び寡婦福祉資金

イ. 事業開始資金

- ① 貸付限度額 2,830,000 円
- ② 償還期限 7 年以内（措置期間は貸付後 1 年間）
- ③ 利 率 無利子

ロ. 事業継続資金

- ① 貸付限度額 1,420,000 円

② 償還期限 7年以内（措置期間は貸付後6か月間）

③ 利 率 無利子

ハ. 住宅資金

① 貸付限度額 1,500,000円（災害の場合 2,000,000円）

② 償還期限 6年以内（措置期間は貸付後6か月間）
7年特別

③ 利 率 年3%

二. 申 込 先

県芦北地域振興局福祉課

（3）災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付

災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例（昭和49年6月28日条例第22号）によるものとする。

第5節 心的外傷後ストレス障害対策計画

大規模な災害が発生した場合、多くの被災者が心的外傷後ストレス反応を起こすが、生活再建が進むにつれて徐々にそれは解消されていく。しかし、非常に強い心的な衝撃のために、発災から時間が経過してもストレス反応が持続・高進し、正常な社会生活に支障をきたす、PTSD（心的外傷後ストレス障害）を発症するケースも多い。

被災者の生活再建を実現するためには、被災者の心の健康を取り戻す必要があり、PTSD対策等のメンタルヘルスが必要となってくる。

1. 町の対応

大規模災害発生時において、PTSD対策として町災害対策本部は、以下の措置を実施する。

（1）被災者に対する心のケア及び心の電話相談窓口の開設

本部長は、県担当課に依頼し、精神科医等の専門家（以下、「専門員」という。）の派遣を受け、災害対策本部内に相談窓口を開設し、地区住民等（職員を含む。）からの相談を受ける。併せて、来庁することができない地区住民等のために電話相談室を開設する。

（2）心のケア事業の実施

① 福祉対策部は、多大な災害を被った地区に専門員を派遣し、特に避難行動要支援者を含めた高齢者に十分配慮した心のケアを実施するため、相談窓口を開設する。

② 教育対策部は、被災児童及び教職員に対しての心のケアに取り組むため、専門員や教育復興担当職員を配備し、きめ細やかな研修会やカウンセリングを実施する。

（3）生活再建支援プランの策定及び推進

新たなコミュニティづくりと生活の再生に向けた支援プログラムを以下の点に配慮し策定し、推進する。

① 地域コミュニティ再生対策

② 被災者の健康相談や心のケア支援等の健康管理対策

③ 避難行動要支援者を含めた被災高齢者対策

④ 被災児童・青少年対策

⑤ 被災者に対する自立支援のための就労・生活支援対策

（4）復興計画の策定及び推進

被災者に対する心のケアを効果的・効率的に実施するために、以下の点について重点的に復興計画を策定し、地区住民及び事業者等が協働で推進する。

- ① 安全で安心な住まい、まちづくり
- ② 住みたい、住み続けたい魅力あるまちづくり
- ③ 地域のまちづくり活動に応えるシステムづくり
- ④ 地区住民の生活再建及び地域活動の活性化
- ⑤ 住民一人ひとりの健康の増進と生活の充実
- ⑥ 交通・情報ネットワークの構築
- ⑦ 災害時の危機管理と安全意識の啓発

【参 考 資 料】

【災害報告様式】

(様式第1号)

□人的住家被害 □インフラ被害 No.

災 害 情 報			
災 害 種 類	☐ 土砂崩れ ☐ 家屋被害 (☐ 全壊 ☐ 半壊 ☐ 一部損壊 ☐ 床上浸水 ☐ 床下浸水) ☐ 火災 (☐ 建物 ☐ 林野 ☐ その他 ()) ☐ 道路被害 (線) ☐ 河川被害 (川) ☐ 停電被害 ☐ その他 ()		
災 害 発 生 日	月 日 時 分		
災 害 発 生 場 所	(千代・津奈木・岩城・小津奈木・福浜 番地)		
受 信 事 項			人的被害
			☐ あり ・行方不明 人 ・意識不明 人 ・負傷者 人 (うち重症 人・軽症 人) ・その他 () ・要救助者 人 ☐ なし
消 防 機 関 等 の 出 動	☐ あり ☐ なし ☐ 消防団 (第 分団 人) ☐ 消防 (人 消防車 台・救急車 台) ☐ 警察 (人) ☐ 自衛隊 (人) ☐ 海上保安庁 (人)		
発 信 者		発 信 者 連 絡 先	
受 信 日 時	月 日 時 分	受 信 者	
処 理 事 項			

(様式2号)

被害状況報告 (速報 ・ 確定)

月 日 時 分現在

報告者名 ()

区 分			市町村名	津 奈 木 町	摘 要
人 的 被 害	死	者	人		
	行 方 不 明	者	人		
	重 傷	者	人		
	軽 傷	者	人		
住 家 被 害	全 壊		棟		
			世帯		
			人		
	半 壊		棟		
			世帯		
			人		
	床上 浸 水		棟		
			世帯		
			人		
	床下 浸 水		棟		
			世帯		
			人		
一 部 破 損		棟			
		世帯			
		人			
非 住 家	公 共 建 物	棟			
	そ の 他 ()	棟			
り 災 世 帯 数			世帯		
り 災 者 数			人		
災 害 対 策 本 部 設 置				月 日 時 分	
災 害 対 策 本 部 解 散				月 日 時 分	
災 害 救 助 法 適 用				月 日 時 分	
消 防 職 員 出 動 延 人 数			人		
消 防 団 員 出 動 延 人 数			人		

(様式第3号-1)

保 健 福 祉 環 境 被 害 集 計 表	区 分		県 関 係 被 害		市 町		合 計	
			件数	被害額(千円)	件数	被害額(千円)	件数	被害額(千円)
	福 祉 施 設	老人福祉施設						
		児童福祉施設						
		心身障害者福祉施設						
		その他						
		小計						
	衛 生 施 設	医療施設						
		水道施設						
		その他						
		小計						
	環 境 施 設	ごみ処理施設						
		し尿処理施設						
		産業廃棄物処理施設						
		水質特定施設・排水施設・特定事業場						
		その他						
		小計						
	合 計							

(様式第3号-2)

農 林 (水 産) 被 害 集 計 表	区 分		県 関 係 被 害		市 町		合 計	
			件数	被害額(千円)	件数	被害額(千円)	件数	被害額(千円)
	農 作 物 等	農作物	ha					
		樹体	ha					
		家畜等						
		在庫品						
		その他						
		小計						
	農 業 施 設	共同利用施設						
		非共同利用施設						
		地方公共団体施設						
		小計						
	農 地 等	農 地						
		田						
		畑						
		小計						
		農業用施設						
		海岸						
		小計						
		農 業 合 計						
	公 共 施 設	林道施設						
		林地荒廃防止施設						
		小計						
		山地崩壊						
		造林地						
		林産物(立木)						
		特用林産物						
		苗畑等						
		林産施設						
		作業道施設						
		その他						
		林業合計 (10)=(1)~(9)						
	公 共 施 設	海岸						
		漁港						
		庁舎・公舎等						
		その他						
		小計						
		共同利用施設						
		水産物						
		漁船						
		養殖施設						
		漁場						
		在庫品						
		その他						
		水産業合計 (19)=(11)~(18)						

(様式第3号-3)

土 木 被 害 集 計 表	区 分		県 関 係 被 害		市 町		合 計	
			件数	被害額(千円)	件数	被害額(千円)	件数	被害額(千円)
	公 共	河 川						
		建設海岸						
		港湾海岸						
		計						
	土 木	砂 防						
		地すべり防止施設						
		急傾斜地崩壊防止施設						
		道 路						
		橋りょう						
		港 湾						
		下 水 道						
		そ の 他						
		小 計						
	設 都 市 施 設	公 園 等						
		そ の 他						
		公 営 住 宅						
		そ の 他						
		合計 (11)~(14)						

(様式第 4 号)

住 民 避 難 等 報 告 書

市町村名(担当者名)		
報 告 日 ・ 時 間		

地区名	種別	原因	世帯数	人数	避難場所	避難、勧告等日時		帰宅、解除等日時	

※種別欄には、避難勧告(勧告)、避難指示(指示)、警戒区域設定(設定)、自主避難(自主)のいずれかを記載すること。

解除日時・帰宅時間は、最終結果報告の中で記載すればよいものとする。

(別記様式：A 4 版)

避難者時間別一覧

	年 月 日(被災原因:)										
	文化センター		改善センター		赤崎漁村センター		平国小体育館		その他施設		計
開設時刻	月 日	時 分	月 日	時 分	月 日	時 分	月 日	時 分	月 日	時 分	
閉鎖時刻	月 日	時 分	月 日	時 分	月 日	時 分	月 日	時 分	月 日	時 分	

時間帯	世帯数	避難者数	世帯数	避難者数	世帯数	避難者数	世帯数	避難者数	世帯数	避難者数	世帯数	避難者数
3:00											0	0
4:00											0	0
5:00											0	0
6:00											0	0
7:00											0	0
8:00											0	0
9:00											0	0
10:00											0	0
11:00											0	0
12:00											0	0
13:00											0	0
14:00											0	0
15:00											0	0
16:00											0	0
17:00											0	0
18:00											0	0
19:00											0	0
20:00											0	0
21:00											0	0
22:00											0	0
23:00											0	0
0:00											0	0

災 害 年 報

芦北地域振興局

津奈木町

区 分	災 害 名							計
	発生年月日							
人的被害	死 者	人						
	行方不明者	人						
	重傷者	人						
	軽傷者	人						
住家被害	全 壊	棟						
		世帯						
		人						
	半 壊	棟						
		世帯						
		人						
	床上浸水	棟						
		世帯						
		人						
	床下浸水	棟						
		世帯						
		人						
	一部破損	棟						
		世帯						
		人						
非住家	公共建物	棟						
	その他	棟						
り災世帯数		世帯						
り災者数		人						
県地方災害 設置			月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
対策本部 解散			月 日	月 日	月 日	月 日	月 日	
災害対策本部設置市町村			団体	団体	団体	団体	団体	
災害救助法適用市町村			団体	団体	団体	団体	団体	
消防職員出動延人員 人			人	人	人	人	人	
消防団員出動延人員 人			人	人	人	人	人	

(資料第1号)

○災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和49年3月20日

条例第14号

改正 昭和50年3月20日条例第11号

昭和53年6月15日条例第20号

昭和56年9月24日条例第24号

昭和57年9月28日条例第23号

昭和62年3月18日条例第12号

平成3年12月20日条例第17号

目次

第1章 総則(第1条・第2条)

第2章 災害弔慰金の支給(第3条—第8条)

第3章 災害障害見舞金の支給(第9条—第11条)

第4章 災害援護資金の貸付け(第12条—第15条)

第5章 補則(第16条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号。以下「法」という。)及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和48年政令第374号。以下「令」という。)の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた町民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって町民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

(1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。

(2) 町民 災害により被害を受けた当時、この町の区域内に住所を有した者をいう。

第2章 災害弔慰金の支給

(災害弔慰金の支給)

第3条 町長は、町民が令第1条に規定する災害(以下この章及び次章において単に「災害」という。)により死亡したときは、その者の遺族に対し災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

(1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として、維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。

(2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

- ア 配偶者
- イ 子
- ウ 父母
- エ 孫
- オ 祖父母

- 2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。
- 3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、町長が適当と認める者に支給することができる。
- 4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場にいた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 災害弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、町長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、町長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 町長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

- 2 町長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 町は、町民が災害により負傷し、又は疾病にかかり治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民(以下「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 町長は、令第3条に掲げる災害により、法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の町民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合 150万円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円

ウ 住居が半壊した場合 270万円

エ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円

イ 住居が半壊した場合 170万円

ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く。) 250万円

エ 住居の全体が滅失し、又は流失した場合 350万円

(3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは、「250万円」と、「250万円」とあるのは、「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年(令第7条第2項括弧書の場合は、5年)とする。

(据置期間の特例)

第13条の2 町長は、災害援護資金の貸付対象世帯が次の各号に掲げる事由のいずれかに該当する場合には、前条第2項に規定する据置期間を5年とすることができる。

(1) 災害援護資金の貸付けが行われる被害を受けた時の前1年以内に法第10条第1項の被害(自然災害以外によるこれに相当する被害を含む。)を受けた場合

(2) 当該災害により世帯主が死亡したとき、又は世帯主が地方税法施行令(昭和25年政令第245号)第7条に規定する障害者となった場合

(3) 生活保護を受けている世帯又は市町村民税非課税世帯が被災した場合

(4) 当該災害により住居が全壊した場合

(利率)

第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は、その利率を延滞の場合を除

き年3パーセントとする。

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還(又は半年賦償還)とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還免除、保証人、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から第12条までの規定によるものとする。

第5章 補則

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則(昭和50年3月20日条例第11号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。

附 則(昭和53年6月15日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は、昭和53年1月14日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は、当該災害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(昭和56年9月24日条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和57年9月28日条例第23号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第9条、第10条及び第11条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則(昭和62年3月18日条例第12号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第13条第1項の規定は、昭和61年7月10日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則(平成3年12月20日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は平成3年6月3日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条の規定は当該災害により負傷し、又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の第13条第1項の規定は同年5月26日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

(資料第2号)

○災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

昭和49年4月1日

規則第2号

改正 昭和57年10月18日規則第11号

目次

第1章 総則(第1条)

第2章 災害弔慰金の支給(第2条・第3条)

第3章 災害障害見舞金の支給(第4条・第5条)

第4章 災害援護資金の貸付け(第6条—第17条)

第5章 補則(第18条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年条例第14号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 災害弔慰金の支給

(支給の手続)

第2条 町長は、条例第3条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者(行方不明者を含む。以下同じ。)の氏名、性別、生年月日
- (2) 死亡(行方不明を含む。)の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第3条 町長は、この町の区域外で死亡した町民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 町長は、町民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第3章 災害障害見舞金の支給

(支給の手続)

第4条 町長は、条例第9条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別、生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状況となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第5条 町長は、この町の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状況となった町民に対し、負傷し、

又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

- 2 町長は、障害者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書(様式第1号)を提出させるものとする。

第4章 災害援護資金の貸付け

(借入れの申込み)

第6条 災害援護資金(以下「資金」という。)の貸付けを受けようとする者(以下「借入申込書」という。)は、次に掲げる事項を記載した災害援護資金借入申込書(様式第2号)を、町長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
 - (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
 - (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画
 - (4) 保証人となるべき者に関する事項
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項
- 2 借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
 - (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
 - (2) 被害を受けた日の属する年の前年(当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあっては前々年とする。以下この号において同じ。)において、他の市町村に居住していた借入申込者にあっては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
 - (3) その他町長が必要と認めた書類
 - 3 借入申込者は、借入申込書を、その者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

(調書)

第7条 町長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかに、その内容を検討の上、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付けの決定)

第8条 町長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した災害援護資金貸付決定通知書(様式第3号。以下「貸付決定通知書」という。)を、借入申込者に交付するものとする。

- 2 町長は、借入申込者に対して、資金を貸し付けない旨を決定したときは、災害援護資金貸付不承認決定通知書(様式第4号)を借入申込者に通知するものとする。

(借用書の提出)

第9条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに、保証人の連署した災害援護資金借用書(様式第5号。以下「借用書」という。)に、資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)及び保証人の印鑑証明書を添えて町長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第10条 町長は、前条の借用書と引換えに貸付金を交付するものとする。

(償還の完了)

第11条 町長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第12条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書(様式第6号)を町長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

第13条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他町長が必要と認める事項を記載した償還金支払猶予申請書(様式第7号)を、町長に提出しなければならない。

2 町長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他町長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認通知書(様式第8号)を、当該借受人に交付するものとする。

3 町長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書(様式第9号)を、当該借受人に交付するものとする。

(違約金の支払免除)

第14条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した違約金支払免除申請書(様式第10号)を、町長に提出しなければならない。

2 町長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払を免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書(様式第11号)を当該借受人に交付するものとする。

3 町長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書(様式第12号)を、当該借受人に交付するものとする。

(償還免除)

第15条 資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者(以下「償還免除申請者」という。)は、償還免除を受けようとする理由その他町長が必要と認める事項を記載した災害援護資金償還免除申請書(様式第13号)を、町長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

(1) 借受人の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

3 町長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、償還免除承認通知書(様式第14号)を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

4 町長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、償還免除不承認書(様式第15号)を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

(督促)

第16条 町長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

(氏名又は住所の変更届等)

第17条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人は、速やかに、その旨を町長に氏名等変更届(様式第16号)を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代ってその旨を届け出るものとする。

第5章 補則

第18条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手続について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則(昭和57年10月18日規則第11号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第4条及び第5条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった住民に対する災害見舞金の支給について適用する。

(資料第 3 号)

土砂災害警戒区域区域内 要配慮者利用施設一覧

No.	区分	施設区分	施設名	住所
1	老人福祉施設	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホームあけぼの苑	津奈木町大字岩城1520番地
2	〃	グループホーム	グループホームあけぼの	津奈木町大字岩城484番地1
3	児童福祉施設	保育園	津南保育園	津奈木町大字岩城2082番地3
4	教育施設	小学校	津奈木町立津奈木小学校	津奈木町大字岩城1470番地
5	〃	中学校	津奈木町立津奈木中学校	津奈木町大字岩城425番地

(資料第 4 号)

津奈木川洪水浸水想定区域区域内(想定最大規模) 要配慮者利用施設一覧

No.	区分	施設区分	施設名	住所
1	児童福祉施設	保育園	津奈木保育園	津奈木町大字岩城 82 番地 1
2	教育施設	中学校	津奈木町立津奈木中学校	津奈木町大字岩城 425 番地